

第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節	許可及び届出事務（令和 4 年度）	39
第 1 節	改正前食品衛生法関係（令和 3 年 5 月 31 日まで）	39
第 2 節	改正後食品衛生法関係（令和 3 年 6 月 1 日以降）	39
第 3 節	営業許可の有効期限	39
第 2 節	監視指導業務	39
第 1 節	監視指導	39
第 2 節	収去	66
第 3 節	G L P	67
第 3 節	食品衛生管理者	68
第 4 節	輸入食品対策	69
第 1 節	輸入食品対策実施結果	69
第 2 節	輸入農産物等の残留農薬検査結果	70
第 3 節	遺伝子組換え食品の検査結果について	81
第 4 節	都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ	82
第 5 節	食品中の放射性物質対策	84
第 1 節	都内流通食品の放射性物質検査	84
第 6 節	牛乳衛生	86
第 1 節	乳処理場の衛生	86
第 2 節	健康安全研究センターハサップ指導担当	86
第 3 節	生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査	87
第 7 節	農畜水産食品衛生	88
第 1 節	と畜場及び食肉衛生検査所	88
第 2 節	市場衛生検査所	88
第 3 節	ふぐ	88
第 4 節	食鳥検査	93
第 8 節	食品汚染対策	94
第 1 節	魚介類等の水銀汚染調査結果	94
第 2 節	食品等の P C B 汚染調査結果	98
第 3 節	魚介類のビストリブチルスズオキシド（T B T O）等汚染調査結果	102
第 4 節	東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）	105
第 5 節	流通魚介類の P C B、有機スズ等汚染実態調査	115
第 6 節	汚染米調査	120
第 9 節	食品表示法（品質事項・保健事項）及び健康増進法に基づく食品表示対策	121
第 1 節	食品表示法（品質事項）等に基づく表示の適正化	121
第 2 節	D N A 鑑定等による食品の科学的検証	122
第 3 節	遺伝子組換え食品の表示検証	123
第 4 節	健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく表示の適正化	125

第10節	食品衛生自主管理認証制度	126
第1	制度の概要	126
第2	令和4年度の主な取組	126
第11節	食品安全条例に基づく自主回収報告制度、法に基づく自主回収届出制度	127
第1	食品安全条例に基づく自主回収報告制度の概要	127
第2	法に基づく自主回収届出制度の概要	127
第3	法に基づく自主回収届出の国への報告	127
第12節	東京都における「食の安全」普及啓発事業	128
第1	食の安全に関する相談	128
第2	衛生展、街頭相談等の開催	128
第3	情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行	129
第4	食品衛生講習会	130
第5	食の安全都民フォーラム	131
第6	その他の都民向けセミナー	131
第7	インターネットによる情報提供	131
第13節	その他の事業	133
第1	シアン化合物含有豆類の取扱状況	133
第2	修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	134

第2章 食品衛生関係事業

第1節 許可及び届出事務（令和4年度）

令和3年6月、食品衛生法改正に伴い、許可業種が再編され、新たに営業届出制度が創設された。

第1 改正前食品衛生法（以下「旧法」という。）関係 （令和3年5月31日まで）

旧法第51条の規定により都道府県が施設について基準を定め、旧法第52条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第35条により34業種が指定されていた。

多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則（以下「委任規則」という。）により許可の権限が保健所長に委任されていた。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっていた。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内については知事の許可権限となっていた。

第2 改正後食品衛生法（以下「法」という。）関係 （令和3年6月1日以降）

1 許可を要するもの

法第54条の規定により都道府県が施設について、厚生労働省令で定める基準を参酌して基準を定め、法第55条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第35条により32業種が指定されている。

多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域においては、委任規則により許可の権限が保健所長に委任されている。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっている。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内については知事の許可権限となっている。

2 届出を要するもの

法第57条の規定により、営業（法第54条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、あらかじめ、厚生労働省令で定められた事項を都道府県知事に届け出なければならないとされている。

多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域においては、委任規則により届出の受理が保健所長に委任されている。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっている。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内については知事の権限となっている。

第3 営業許可の有効期限

施設の耐久性、保全性等の程度により、5年、6年、7年及び8年の4種に区分けしている。

第2節 監視指導業務

第1 監視指導

食品衛生監視員は、食品衛生法による許可営業、届出営業並びにその他の食品取扱営業施設に立ち入り、関係法規に基づき監視指導、取去検査等の業務に従事している。令和4年度の監視対象となった営業施設及び監視指導数は表2-2-1、表2-2-2のとおりである。

表2-2-1-1 旧法に関する食品衛生関係施設数（その1）

	総計	（に旧 規 法 定 第 五 計 る 十 營 二 業 条 ）	飲食店営業								
			小計	ホ テ ル・ 旅 館	キ ャ パ ー レ ー ル	一 般 飲 食 店	民 生 食 堂	す し 屋	そ ば 屋	仕 出 し 屋	
3 年 度	全都	216,844	208,271	161,382	1,656	8,702	116,326	15	3,643	3,524	1,533
	都	32,905	31,745	22,381	474	611	15,028	-	506	509	291
	区	174,952	167,760	132,555	1,124	7,727	97,168	15	3,005	2,886	1,180
	市	8,987	8,766	6,446	58	364	4,130	-	132	129	62
4 年 度	全都	168,973	166,934	129,006	1,306	6,944	92,794	13	2,916	2,704	1,231
	都	25,160	24,907	17,534	358	462	11,710	-	393	387	226
	区	137,009	135,254	106,480	906	6,196	77,921	13	2,420	2,219	956
	市	6,804	6,773	4,992	42	286	3,163	-	103	98	49
区	千代田区	6,973	6,881	5,702	69	115	4,633	-	115	157	8
	中央区	9,829	9,574	7,381	94	1,074	5,185	-	311	136	31
	港区	14,465	14,186	11,148	90	499	8,928	3	295	167	73
	新宿区	11,880	11,645	10,002	108	1,299	7,699	-	159	115	59
	文京区	3,075	3,033	2,340	17	38	1,840	2	42	61	22
	台東区	6,331	6,193	5,047	165	341	3,614	3	112	140	27
	墨田区	4,295	4,248	3,290	40	281	2,187	2	69	86	40
	江東区	5,614	5,561	3,953	22	48	2,767	1	87	100	43
	品川区	5,061	5,021	3,873	33	226	2,645	1	105	87	33
	目黒区	3,652	3,622	2,849	3	94	2,121	-	74	44	30
	大田区	6,570	6,516	4,911	35	184	3,436	-	114	111	57
	世田谷区	8,200	8,128	6,050	5	38	4,504	-	119	151	100
	渋谷区	8,814	8,729	6,985	70	582	5,475	-	137	80	28
	中野区	3,490	3,446	2,752	4	143	2,104	-	82	58	21
	杉並区	4,895	4,855	3,835	6	41	2,931	-	77	79	42
	豊島区	5,801	5,757	4,726	80	484	3,379	-	85	102	31
	北区	3,624	3,607	2,821	12	192	1,967	-	50	56	32
	荒川区	2,032	2,002	1,549	9	23	1,074	1	34	44	23
板橋区	3,937	3,909	3,008	3	76	2,071	-	56	72	55	
練馬区	4,107	4,085	3,056	3	88	2,051	-	61	85	64	
足立区	5,271	5,235	4,033	15	15	2,639	-	85	103	55	
葛飾区	3,958	3,931	3,145	4	94	2,072	-	63	96	44	
江戸川区	5,135	5,090	4,024	19	221	2,599	-	88	89	38	
市	八王子市	4,184	4,164	3,060	27	136	2,003	-	66	55	29
	町田市	2,620	2,609	1,932	15	150	1,160	-	37	43	20
都	西多摩	3,472	3,456	2,523	59	92	1,576	-	54	53	27
	南多摩	2,030	2,021	1,510	5	21	974	-	29	28	32
	多摩立川	5,464	5,428	3,915	31	123	2,698	-	87	87	52
	多摩府中	7,938	7,891	5,740	10	170	4,006	-	135	151	65
	多摩小平	4,232	4,215	3,039	7	44	2,080	-	73	57	46
	大島	552	550	369	145	2	138	-	8	3	-
	三宅	106	106	66	21	-	28	-	-	1	1
	八丈	272	271	192	40	10	112	-	1	3	3
	小笠原	115	115	83	40	-	26	-	2	-	-
	市場	947	822	96	-	-	71	-	4	4	-
芝浦食肉	32	32	1	-	-	1	-	-	-	-	

注1 市場は卸売市場（花き市場及び食肉市場を除く。）内における知事許可施設数

注2 芝浦食肉は卸売市場（食肉市場）内における知事許可施設数

(令和5年3月末現在)

		飲食店営業									
		弁 当 屋	そ う 菜 店	ス エ コ ン ア ビ 等 ス ニ	移 動	臨 時	集 許 団 可 給 あ 食 る	自 動 車	自 動 販 売 機	天 ぶ ら 船	屋 形 船
3 年 度	全都	5,597	6,319	72	68	2,025	7,591	3,377	782	16	136
	都	1,126	940	14	15	454	1,617	657	139	-	-
	区	4,196	5,072	56	49	1,336	5,493	2,460	636	16	136
	市	275	307	2	4	235	481	260	7	-	-
4 年 度	全都	4,456	5,100	59	61	1,530	6,424	2,758	588	13	109
	都	880	732	13	14	353	1,362	537	107	-	-
	区	3,367	4,136	44	44	990	4,661	2,010	475	13	109
	市	209	232	2	3	187	401	211	6	-	-
区	千代田区	128	209	-	-	27	181	56	4	-	-
	中央区	145	159	4	1	16	146	68	2	2	7
	港区	119	356	9	1	5	262	127	198	2	14
	新宿区	29	133	1	3	50	169	119	59	-	-
	文京区	89	35	3	3	2	141	19	26	-	-
	台東区	127	135	5	1	209	89	62	1	1	15
	墨田区	122	138	-	-	119	125	53	19	-	9
	江東区	165	143	4	3	30	299	156	62	1	22
	品川区	119	275	-	1	1	230	98	3	4	12
	目黒区	78	119	-	-	87	128	68	3	-	-
	大田区	272	199	5	4	129	238	88	34	1	4
	世田谷区	266	268	6	1	40	375	177	-	-	-
	渋谷区	126	135	-	-	34	161	152	5	-	-
	中野区	88	68	-	1	-	116	49	18	-	-
	杉並区	153	174	2	1	29	234	55	11	-	-
	豊島区	154	179	1	2	7	143	78	1	-	-
	北区	123	115	1	2	6	190	60	15	-	-
	荒川区	85	137	-	3	-	94	21	-	-	1
板橋区	181	161	3	2	17	253	52	6	-	-	
練馬区	178	166	-	3	26	263	62	6	-	-	
足立区	229	387	-	4	2	329	168	-	-	2	
葛飾区	165	285	-	2	43	187	89	1	-	-	
江戸川区	226	160	-	6	111	308	133	1	2	23	
市	八王子市	108	74	2	3	179	249	125	4	-	-
	町田市	101	158	-	-	8	152	86	2	-	-
都	西多摩	92	99	-	5	212	128	106	20	-	-
	南多摩	91	68	2	1	22	177	38	22	-	-
	多摩立川	204	144	1	1	23	276	157	31	-	-
	多摩府中	270	232	4	5	61	465	157	9	-	-
	多摩小平	182	155	2	-	25	279	68	21	-	-
	大島	22	24	-	2	6	13	6	-	-	-
	三宅	1	4	-	-	4	6	-	-	-	-
	八丈	10	4	-	-	-	7	2	-	-	-
	小笠原	6	1	-	-	-	5	3	-	-	-
	市場	2	1	4	-	-	6	-	4	-	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 2-2-1-1 旧法に関する食品衛生関係施設数（その2）

		喫茶店営業			菓子製造業							
		小計	店舗	自動販売機	自動車	小計	パン製造業	製生菓子	菓子の製造業の	移動	臨時	自動車
3年度	全都	9,716	2,629	6,950	137	19,859	4,199	4,562	10,140	5	393	560
	都	2,008	389	1,586	33	3,810	846	792	1,931	-	104	137
	区	7,253	2,128	5,032	93	14,957	3,108	3,591	7,681	5	228	344
	市	455	112	332	11	1,092	245	179	528	-	61	79
4年度	全都	6,919	2,128	4,687	104	16,304	3,407	3,729	8,419	4	313	432
	都	1,381	299	1,059	23	3,025	657	610	1,569	-	87	102
	区	5,207	1,735	3,397	75	12,433	2,564	2,984	6,429	4	184	268
	市	331	94	231	6	846	186	135	421	-	42	62
区	千代田区	150	121	28	1	495	172	111	203	-	2	7
	中央区	387	249	133	5	675	163	271	232	-	-	9
	港区	889	124	760	5	996	230	216	529	-	1	20
	新宿区	147	96	46	5	757	90	174	448	-	31	14
	文京区	176	47	128	1	335	64	85	183	-	2	1
	台東区	116	105	7	4	566	60	163	270	-	68	5
	墨田区	176	51	124	1	408	55	104	236	-	7	6
	江東区	506	67	433	6	588	108	128	315	-	4	33
	品川区	322	46	275	1	433	114	80	231	-	-	8
	目黒区	155	70	77	8	384	128	97	144	-	5	10
	大田区	421	61	360	-	633	149	187	254	-	31	12
	世田谷区	257	115	135	7	1,151	208	244	670	1	3	25
	渋谷区	318	177	137	4	812	120	195	480	-	8	9
	中野区	99	30	68	1	305	65	63	174	-	-	3
	杉並区	134	49	85	-	552	119	98	328	-	1	6
	豊島区	97	84	6	7	515	117	118	264	1	1	14
	北区	145	39	100	6	336	67	85	167	-	-	17
	荒川区	78	20	58	-	177	35	39	103	-	-	-
板橋区	187	36	150	1	386	83	89	209	-	1	4	
練馬区	174	44	128	2	501	110	102	265	-	9	15	
足立区	161	41	116	4	517	104	123	267	2	-	21	
葛飾区	24	22	1	1	416	89	100	204	-	6	17	
江戸川区	88	41	42	5	495	114	112	253	-	4	12	
市	八王子市	248	51	194	3	504	116	94	219	-	42	33
	町田市	83	43	37	3	342	70	41	202	-	-	29
都	西多摩	181	29	147	5	408	76	85	201	-	26	20
	南多摩	57	28	27	2	274	69	54	133	-	13	5
	多摩立川	380	73	301	6	636	149	118	331	-	4	34
	多摩府中	457	115	335	7	1,026	201	191	575	-	28	31
	多摩小平	249	45	202	2	556	137	135	262	-	12	10
	大島	6	5	-	1	64	15	18	28	-	2	1
	三宅	1	1	-	-	16	-	2	12	-	2	-
	八丈	2	2	-	-	29	7	3	18	-	-	1
	小笠原	1	1	-	-	14	2	3	9	-	-	-
	市場	44	-	44	-	2	1	1	-	-	-	-
	芝浦食肉	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 市場は卸売市場(花き市場及び食肉市場を除く。)内における知事許可施設数

注2 芝浦食肉は卸売市場(食肉市場)内における知事許可施設数

(令和5年3月末現在)

		あん類製造業	製クアリ造イム業類ス	乳処理業	さ特く取別処牛理業乳	乳製品製造業	集乳業
3年度	全都	43	2,131	7	-	170	-
	都	11	365	6	-	39	-
	区	30	1,653	-	-	123	-
	市	2	113	1	-	8	-
4年度	全都	35	1,761	6	-	145	-
	都	9	277	5	-	33	-
	区	25	1,384	-	-	106	-
	市	1	100	1	-	6	-
区	千代田区	-	102	-	-	3	-
	中央区	1	110	-	-	10	-
	港区	1	99	-	-	9	-
	新宿区	2	78	-	-	10	-
	文京区	1	37	-	-	2	-
	台東区	-	88	-	-	1	-
	墨田区	1	55	-	-	2	-
	江東区	2	72	-	-	2	-
	品川区	1	21	-	-	1	-
	目黒区	-	22	-	-	2	-
	大田区	2	77	-	-	11	-
	世田谷区	1	78	-	-	12	-
	渋谷区	2	161	-	-	13	-
	中野区	1	30	-	-	-	-
	杉並区	-	39	-	-	-	-
	豊島区	1	61	-	-	4	-
	北区	2	24	-	-	6	-
	荒川区	-	9	-	-	-	-
	板橋区	1	32	-	-	3	-
練馬区	1	46	-	-	1	-	
足立区	2	51	-	-	3	-	
葛飾区	3	43	-	-	4	-	
江戸川区	-	49	-	-	7	-	
市	八王子市	1	55	-	-	4	-
	町田市	-	45	1	-	2	-
都	西多摩	2	27	2	-	9	-
	南多摩	1	27	-	-	2	-
	多摩立川	1	53	1	-	7	-
	多摩府中	3	119	1	-	9	-
	多摩小平	1	41	-	-	3	-
	大島	1	5	1	-	2	-
	三宅	-	-	-	-	-	-
	八丈	-	2	-	-	-	-
	小笠原	-	2	-	-	-	-
	市場	-	1	-	-	1	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-

表2-2-1-1 旧法に関する食品衛生関係施設数（その3）

		食肉処理業	食肉販売業				製食肉造製業品	魚介類販売業			競魚り売り介営業類	製魚品肉製練造業り
			小計	一 般	自 動 販 売 機	自 動 車		小 計	一 般	自 動 車		
3年度	全都	701	4,354	4,336	-	18	211	4,138	4,016	122	31	96
	都	111	727	715	-	12	37	1,295	1,262	33	31	13
	区	568	3,430	3,424	-	6	162	2,656	2,568	88	-	74
	市	22	197	197	-	-	12	187	186	1	-	9
4年度	全都	578	3,754	3,743	-	11	170	3,497	3,418	79	29	81
	都	94	601	592	-	9	29	1,149	1,127	22	29	11
	区	468	3,000	2,998	-	2	134	2,208	2,152	56	-	63
	市	16	153	153	-	-	7	140	139	1	-	7
区	千代田区	5	100	100	-	-	5	55	54	1	-	3
	中央区	8	255	255	-	-	11	250	248	2	-	7
	港区	17	310	309	-	1	5	134	134	-	-	-
	新宿区	31	202	202	-	-	4	114	113	1	-	4
	文京区	7	41	41	-	-	3	31	29	2	-	-
	台東区	18	123	123	-	-	7	78	76	2	-	-
	墨田区	15	108	108	-	-	2	81	77	4	-	3
	江東区	38	132	132	-	-	6	110	104	6	-	2
	品川区	34	120	120	-	-	7	75	73	2	-	3
	目黒区	10	55	55	-	-	6	38	38	-	-	1
	大田区	28	148	148	-	-	11	142	142	-	-	1
	世田谷区	14	218	218	-	-	16	155	151	4	-	8
	渋谷区	8	120	120	-	-	3	66	66	-	-	3
	中野区	12	88	87	-	1	4	79	76	3	-	-
	杉並区	11	109	109	-	-	3	87	85	2	-	1
	豊島区	19	122	122	-	-	13	79	79	-	-	3
	北区	15	96	96	-	-	2	66	62	4	-	4
	荒川区	22	57	57	-	-	3	49	47	2	-	1
	板橋区	22	99	99	-	-	5	83	83	-	-	2
練馬区	26	105	105	-	-	2	99	93	6	-	2	
足立区	59	157	157	-	-	8	127	116	11	-	3	
葛飾区	14	103	103	-	-	-	82	81	1	-	7	
江戸川区	35	132	132	-	-	8	128	125	3	-	5	
市	八王子市	9	83	83	-	-	4	81	80	1	-	5
	町田市	7	70	70	-	-	3	59	59	-	-	2
都	西多摩	10	88	84	-	4	5	80	77	3	-	-
	南多摩	3	49	49	-	-	5	44	43	1	-	-
	多摩立川	30	144	142	-	2	6	106	103	3	-	1
	多摩府中	15	171	169	-	2	6	155	147	8	-	1
	多摩小平	10	112	112	-	-	7	109	102	7	1	2
	大島	-	21	20	-	1	-	25	25	-	3	4
	三宅	-	5	5	-	-	-	8	8	-	-	-
	八丈	1	3	3	-	-	-	7	7	-	2	-
	小笠原	-	2	2	-	-	-	2	2	-	2	2
	市場	-	3	3	-	-	-	613	613	-	21	1
	芝浦食肉	25	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 市場は卸売市場(花き市場及び食肉市場を除く。)内における知事許可施設数

注2 芝浦食肉は卸売市場(食肉市場)内における知事許可施設数

(令和5年3月末現在)

		食品の冷凍又は冷蔵業			照食品の放射業線	製清涼造飲料業水	製乳酸造菌飲料業料	氷雪製造業				氷雪販売業
		小計	冷凍業	冷蔵業				小計	氷雪製造業	製自動造角機氷	自動販売機	
3年度	全都	474	427	47	-	77	6	33	22	10	1	2
	都	120	109	11	-	22	4	25	15	10	-	-
	区	339	304	35	-	46	2	8	7	-	1	2
	市	15	14	1	-	9	-	-	-	-	-	-
4年度	全都	417	376	41	-	60	4	27	19	7	1	-
	都	104	95	9	-	16	2	21	14	7	-	-
	区	299	268	31	-	38	2	6	5	-	1	-
	市	14	13	1	-	6	-	-	-	-	-	-
区	千代田区	24	24	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	中央区	18	4	14	-	5	-	1	-	-	1	-
	港区	12	7	5	-	3	-	1	1	-	-	-
	新宿区	1	1	-	-	3	-	-	-	-	-	-
	文京区	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	台東区	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	墨田区	2	1	1	-	1	-	1	1	-	-	-
	江東区	28	24	4	-	6	-	-	-	-	-	-
	品川区	2	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	目黒区	3	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	大田区	27	27	-	-	1	-	1	1	-	-	-
	世田谷区	6	6	-	-	1	1	-	-	-	-	-
	渋谷区	57	57	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	中野区	3	3	-	-	2	1	-	-	-	-	-
	杉並区	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	豊島区	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	北区	21	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	荒川区	15	14	1	-	1	-	-	-	-	-	-
板橋区	18	16	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
練馬区	11	10	1	-	1	-	-	-	-	-	-	
足立区	6	4	2	-	1	-	1	1	-	-	-	
葛飾区	9	8	1	-	2	-	-	-	-	-	-	
江戸川区	17	17	-	-	5	-	1	1	-	-	-	
市	八王子市	13	13	-	-	4	-	-	-	-	-	-
	町田市	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-
都	西多摩	11	9	2	-	3	-	-	-	-	-	-
	南多摩	6	6	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	多摩立川	16	16	-	-	1	1	-	-	-	-	-
	多摩府中	27	24	3	-	3	1	-	-	-	-	-
	多摩小平	11	11	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	大島	7	4	3	-	1	-	7	3	4	-	-
	三宅	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-
	八丈	3	2	1	-	3	-	4	1	3	-	-
	小笠原	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-
	市場	23	23	-	-	-	-	8	8	-	-	-
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表 2-2-1-1 旧法に関する食品衛生関係施設数（その4）

		食用油脂製造業		製シマ ョーガ トリン ン又 業グは	み そ 製 造 業	し よ う ゆ 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	麵 類 製 造 業	
		動 物 性 油 脂	植 物 性 油 脂									
3 年 度	小 計											
3 年 度	全都	52	19	33	1	39	9	92	108	292	6	605
	都	17	3	14	-	19	5	24	32	72	3	136
	区	27	14	13	1	17	2	64	73	201	2	432
	市	8	2	6	-	3	2	4	3	19	1	37
4 年 度	全都	42	16	26	1	29	9	80	92	210	5	498
	都	15	3	12	-	13	5	20	27	50	3	111
	区	22	12	10	1	13	2	56	62	145	2	359
	市	5	1	4	-	3	2	4	3	15	-	28
区	千代田区	2	-	2	-	1	-	-	2	1	-	18
	中央区	-	-	-	-	1	-	1	4	6	-	32
	港区	-	-	-	-	1	1	8	5	5	-	24
	新宿区	2	2	-	-	-	-	2	3	7	-	20
	文京区	-	-	-	-	1	-	-	1	2	-	8
	台東区	1	1	-	-	2	-	1	7	1	-	19
	墨田区	7	6	1	-	-	-	5	4	5	1	17
	江東区	1	-	1	-	-	-	1	6	11	-	18
	品川区	1	-	1	-	1	-	1	3	5	-	21
	目黒区	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	7
	大田区	1	-	1	-	-	-	4	1	5	-	18
	世田谷区	1	-	1	-	1	-	8	4	13	-	18
	渋谷区	-	-	-	-	-	-	5	3	1	-	20
	中野区	-	-	-	-	2	-	-	2	7	-	6
	杉並区	-	-	-	-	-	-	1	5	6	-	9
	豊島区	-	-	-	-	-	1	3	3	7	-	17
	北区	1	-	1	-	-	-	2	2	9	1	15
	荒川区	2	2	-	-	-	-	2	-	2	-	6
	板橋区	1	1	-	-	-	-	-	3	7	-	11
	練馬区	1	-	1	-	1	-	1	1	9	-	8
足立区	-	-	-	-	-	-	3	1	14	-	20	
葛飾区	-	-	-	-	2	-	3	-	14	-	14	
江戸川区	1	-	1	1	-	-	5	-	6	-	13	
市	八王子市	4	1	3	-	-	1	3	3	6	-	23
	町田市	1	-	1	-	3	1	1	-	9	-	5
都	西多摩	5	2	3	-	7	3	7	7	8	1	19
	南多摩	1	-	1	-	2	-	2	-	7	-	5
	多摩立川	3	1	2	-	2	-	1	2	8	-	31
	多摩府中	3	-	3	-	1	-	6	8	14	1	32
	多摩小平	-	-	-	-	-	-	3	2	11	1	22
	大島	3	-	3	-	-	-	-	3	1	-	-
	三宅	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	八丈	-	-	-	-	1	2	1	2	1	-	1
	小笠原	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
	市場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 市場は卸売市場（花き市場及び食肉市場を除く。）内における知事許可施設数

注2 芝浦食肉は卸売市場（食肉市場）内における知事許可施設数

(令和5年3月末現在)

	製そ う 造 ざ 業い	製びか ん 造 詰詰 食又 業品は	添 加 物 製 造 業	営規東 制京 条都 例ふ にぐ 規の 定取 す扱 業るい	施生 設食 （用 再食 掲肉 ）取 扱	
3 年 度	全都	3,475	46	115	* 2,563	275
	都	395	12	25	* 302	8
	区	2,971	29	83	* 2,224	266
	市	109	5	7	* 37	1
4 年 度	全都	3,050	36	89	2,039	240
	都	324	7	12	253	9
	区	2,641	27	71	1,755	230
	市	85	2	6	31	1
区	千代田区	206	-	6	92	10
	中央区	404	2	5	255	53
	港区	511	4	3	279	41
	新宿区	255	1	-	235	21
	文京区	35	-	-	42	3
	台東区	111	1	5	138	11
	墨田区	55	-	9	47	3
	江東区	73	3	3	53	5
	品川区	95	-	-	40	5
	目黒区	80	1	4	30	8
	大田区	66	2	5	54	4
	世田谷区	111	3	1	72	16
	渋谷区	147	2	2	85	30
	中野区	51	1	1	44	2
	杉並区	61	-	1	40	-
	豊島区	79	-	2	44	6
	北区	34	-	5	17	2
	荒川区	28	1	-	30	2
	板橋区	36	1	4	28	1
	練馬区	36	1	2	22	6
足立区	62	1	5	36	-	
葛飾区	43	2	1	27	-	
江戸川区	62	1	7	45	1	
市	八王子市	45	2	6	20	1
	町田市	40	-	-	11	-
都	西多摩	46	1	3	16	-
	南多摩	24	-	-	9	1
	多摩立川	81	1	1	36	4
	多摩府中	87	2	3	47	3
	多摩小平	31	2	1	17	1
	大島	24	-	3	2	-
	三宅	5	1	-	-	-
	八丈	14	-	1	1	-
	小笠原	3	-	-	-	-
	市場	9	-	-	125	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-

* 令和4年4月1日の条例改正により、ふぐ加工製品取扱届出制度が廃止された。

本表においては、ふぐ加工製品取扱施設を除くふぐ取扱所の施設数を掲載。

表2-2-1-2 法に関する食品衛生関係営業施設数（その1）

	総計	営業（総計） （法第十五条 規定する）	飲食店営業										調理の機能を 有する販売機
			小計	一般飲食店	集団給食	自動車	簡易	移動	臨時	天ぷら船	屋形船		
3年度	全都	38,109	36,882	31,523	28,533	1,192	1,063	204	25	466	4	36	135
	都	5,857	5,680	4,679	4,149	232	195	20	3	80	-	-	22
	区	30,506	29,505	25,433	23,251	873	754	174	19	322	4	36	106
	市	1,746	1,697	1,411	1,133	87	114	10	3	64	-	-	7
4年度	全都	75,208	74,519	64,001	57,772	2,309	2,479	352	33	990	5	61	380
	都	11,534	11,465	9,374	8,200	503	458	33	4	176	-	-	104
	区	60,149	59,550	51,766	47,334	1,647	1,748	307	24	640	5	61	253
	市	3,525	3,504	2,861	2,238	159	273	12	5	174	-	-	23
区	千代田区	3,408	3,351	3,060	2,897	84	57	11	-	11	-	-	10
	中央区	4,360	4,238	3,683	3,564	53	40	4	-	16	1	5	7
	港区	5,595	5,500	4,658	4,395	95	106	47	-	7	-	8	7
	新宿区	4,768	4,757	4,421	4,202	64	94	9	-	52	-	-	4
	文京区	1,571	1,552	1,358	1,286	59	10	3	-	-	-	-	4
	台東区	3,220	3,204	2,802	2,508	30	65	7	2	183	-	7	9
	墨田区	1,730	1,716	1,508	1,367	32	32	1	1	75	-	-	9
	江東区	2,382	2,360	1,949	1,678	100	140	15	-	1	1	14	22
	品川区	2,095	2,067	1,806	1,648	66	76	1	-	-	2	13	5
	目黒区	1,727	1,707	1,468	1,311	25	57	50	-	25	-	-	6
	大田区	3,090	3,072	2,688	2,252	185	101	6	-	140	-	4	22
	世田谷区	3,700	3,675	3,007	2,690	124	142	19	2	30	-	-	14
	渋谷区	3,918	3,879	3,518	3,349	26	101	17	15	10	-	-	11
	中野区	1,297	1,297	1,141	1,061	44	35	1	-	-	-	-	5
	杉並区	2,236	2,224	1,924	1,750	90	39	40	-	5	-	-	9
	豊島区	2,542	2,528	2,240	2,136	41	57	1	1	4	-	-	5
	北区	1,458	1,444	1,245	1,117	59	64	4	-	1	-	-	18
	荒川区	947	940	774	724	28	17	4	-	-	-	1	6
	板橋区	1,922	1,909	1,587	1,411	93	65	9	-	9	-	-	18
	練馬区	1,906	1,893	1,598	1,401	106	62	2	-	27	-	-	16
足立区	2,414	2,398	2,013	1,710	88	168	44	2	1	-	-	24	
葛飾区	1,758	1,749	1,509	1,317	82	77	6	-	27	-	-	9	
江戸川区	2,105	2,090	1,809	1,560	73	143	6	1	16	1	9	13	
市	八王子市	2,206	2,190	1,768	1,380	104	125	9	4	146	-	-	17
	町田市	1,319	1,314	1,093	858	55	148	3	1	28	-	-	6
都	西多摩	1,772	1,764	1,461	1,209	58	95	1	-	98	-	-	14
	南多摩	1,030	1,023	850	725	65	52	2	1	5	-	-	7
	多摩立川	2,598	2,588	2,167	1,938	96	107	11	2	13	-	-	18
	多摩府中	3,515	3,493	2,915	2,601	150	123	8	1	32	-	-	28
	多摩小平	1,956	1,939	1,611	1,379	125	71	8	-	28	-	-	18
	大島	270	269	172	161	5	4	2	-	-	-	-	-
	三宅	66	66	45	44	-	-	1	-	-	-	-	-
	八丈	141	141	93	90	1	2	-	-	-	-	-	-
	小笠原	57	57	45	39	2	4	-	-	-	-	-	-
	市場	118	114	15	14	1	-	-	-	-	-	-	19
	芝浦食肉	11	11	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 市場は卸売市場（花き市場及び食肉市場を除く。）内における知事許可施設数

注2 芝浦食肉は卸売市場（食肉市場）内における知事許可施設数

(令和5年3月末現在)

		食肉販売業	魚介類販売業	売魚類営業	集乳業	乳処理業	搾乳業	食肉処理業		小計	照射食品の放射線業	菓子製造業	アイスクリーム類製造業
								一般	自動車				
3年度	全都	633	580	3	-	1	-	115	115	-	-	2,145	60
	都	128	152	3	-	1	-	19	19	-	-	398	7
	区	473	393	-	-	-	-	93	93	-	-	1,622	51
	市	32	35	-	-	-	-	3	3	-	-	125	2
4年度	全都	1,162	1,066	5	-	3	-	219	219	-	-	4,423	126
	都	224	271	5	-	3	-	39	39	-	-	848	17
	区	868	716	-	-	-	-	172	172	-	-	3,298	103
	市	70	79	-	-	-	-	8	8	-	-	277	6
区	千代田区	18	8	-	-	-	-	2	2	-	-	126	6
	中央区	59	50	-	-	-	-	6	6	-	-	197	14
	港区	105	39	-	-	-	-	4	4	-	-	317	7
	新宿区	29	33	-	-	-	-	1	1	-	-	142	7
	文京区	12	18	-	-	-	-	8	8	-	-	88	5
	台東区	49	29	-	-	-	-	5	5	-	-	175	5
	墨田区	20	17	-	-	-	-	5	5	-	-	99	3
	江東区	40	46	-	-	-	-	23	23	-	-	139	4
	品川区	31	20	-	-	-	-	14	14	-	-	104	-
	目黒区	18	14	-	-	-	-	1	1	-	-	134	5
	大田区	55	57	-	-	-	-	7	7	-	-	148	2
	世田谷区	65	57	-	-	-	-	6	6	-	-	347	14
	渋谷区	24	19	-	-	-	-	4	4	-	-	187	5
	中野区	26	22	-	-	-	-	4	4	-	-	68	-
	杉並区	31	29	-	-	-	-	2	2	-	-	157	-
	豊島区	35	24	-	-	-	-	7	7	-	-	123	10
	北区	21	26	-	-	-	-	6	6	-	-	80	4
	荒川区	12	13	-	-	-	-	6	6	-	-	77	1
	板橋区	47	36	-	-	-	-	16	16	-	-	142	3
練馬区	38	39	-	-	-	-	8	8	-	-	119	4	
足立区	48	42	-	-	-	-	20	20	-	-	151	1	
葛飾区	35	29	-	-	-	-	9	9	-	-	87	3	
江戸川区	50	49	-	-	-	-	8	8	-	-	91	-	
市	八王子市	43	54	-	-	-	-	7	7	-	-	180	4
	町田市	27	25	-	-	-	-	1	1	-	-	97	2
都	西多摩	27	17	-	-	-	-	3	3	-	-	125	2
	南多摩	28	28	-	-	-	-	3	3	-	-	61	1
	多摩立川	45	47	-	-	1	-	12	12	-	-	188	5
	多摩府中	60	64	-	-	1	-	6	6	-	-	268	4
	多摩小平	40	37	-	-	-	-	3	3	-	-	158	4
	大島	9	16	3	-	-	-	1	1	-	-	25	-
	三宅	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-
	八丈	6	6	-	-	1	-	-	-	-	-	14	1
	小笠原	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-
	市場	1	48	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	11	11	-	-	-	-	

表 2-2-1-2 法に関する食品衛生関係営業施設数 (その2)

		乳製品製造業	清涼飲料水製造業	食肉製品	水産製品	氷雪製造業	液卵製造業	食用油脂	しみよそ又ゆは	酒類製造業	豆腐製造業	納豆製造業	麺類製造業
3年度	全都	16	16	28	93	8	2	14	10	35	98	3	122
	都	5	4	6	31	4	-	5	1	9	21	2	20
	区	9	9	19	61	4	2	8	8	25	71	1	94
	市	2	3	3	1	-	-	1	1	1	6	-	8
4年度	全都	33	40	58	185	15	2	22	19	70	144	5	219
	都	11	10	15	62	9	-	7	7	17	35	2	40
	区	19	23	37	119	6	2	12	11	49	99	2	163
	市	3	7	6	4	-	-	3	1	4	10	1	16
区	千代田区	1	2	1	2	-	-	-	1	5	3	1	9
	中央区	1	-	1	40	1	-	-	-	2	1	-	5
	港区	1	-	3	6	-	-	3	2	4	2	1	6
	新宿区	-	1	-	5	1	-	1	-	4	3	-	4
	文京区	1	-	-	6	-	-	-	-	2	2	-	7
	台東区	-	1	1	2	-	1	-	-	2	8	-	13
	墨田区	1	-	3	-	-	-	5	-	-	1	-	6
	江東区	2	2	5	14	1	-	-	1	8	4	-	4
	品川区	-	2	-	4	-	-	-	-	3	3	-	6
	目黒区	1	1	1	1	-	-	-	1	-	3	-	3
	大田区	2	2	2	5	-	-	-	-	3	5	-	13
	世田谷区	2	-	4	2	2	1	-	1	3	7	-	11
	渋谷区	1	3	2	1	-	-	1	-	5	3	-	6
	中野区	-	-	-	1	-	-	-	-	-	4	-	3
	杉並区	1	1	3	8	-	-	-	1	2	8	-	6
	豊島区	2	-	2	1	-	-	-	-	3	6	-	12
	北区	2	1	1	2	-	-	-	-	-	7	-	5
	荒川区	-	1	1	3	1	-	-	-	1	5	-	6
	板橋区	-	1	3	1	-	-	-	1	-	4	-	10
	練馬区	-	1	2	2	-	-	-	2	-	6	-	7
足立区	-	-	-	4	-	-	-	-	1	5	-	7	
葛飾区	-	3	1	2	-	-	1	-	1	5	-	10	
江戸川区	1	1	1	7	-	-	1	1	-	4	-	4	
市	八王子市	3	6	3	3	-	-	2	-	3	5	1	9
	町田市	-	1	3	1	-	-	1	1	1	5	-	7
都	西多摩	3	-	7	7	-	-	2	4	6	8	-	10
	南多摩	-	1	-	-	-	-	-	-	2	2	-	4
	多摩立川	4	1	1	1	-	-	-	-	3	1	-	8
	多摩府中	2	3	6	8	-	-	1	2	2	10	1	9
	多摩小平	-	3	-	1	-	-	1	1	-	13	-	9
	大島	1	1	1	12	6	-	3	-	1	1	1	-
	三宅	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
	八丈	1	-	-	5	1	-	-	-	3	-	-	-
	小笠原	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	市場	-	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 市場は卸売市場(花き市場及び食肉市場を除く。)内における知事許可施設数

注2 芝浦食肉は卸売市場(食肉市場)内における知事許可施設数

(令和5年3月末現在)

		製そ う 造 ざ 業い	製そ複 う合 造ざ 業い型	製冷 凍 造 食 業品	製冷複 凍 造合 造食 業品型	漬 物 製 造 業	製密 封包 装食 業品	小食 分 品 け 業の	添 加 物 製 造 業	す条取 る例扱 にい都 営規ふ 業制定ぐ の	(取生 再扱食 掲用食 施設肉)
3 年 度	全都	927	8	64	3	96	49	80	15	* 335	73
	都	105	5	8	-	22	17	5	1	* 30	3
	区	789	3	56	3	67	26	67	12	* 292	69
	市	33	-	-	-	7	6	8	2	* 13	1
4 年 度	全都	1,757	14	92	4	186	105	137	27	689	155
	都	223	8	16	1	47	46	18	6	69	5
	区	1,450	3	76	3	124	49	108	19	599	148
	市	84	3	-	-	15	10	11	2	21	2
区	千代田区	76	-	14	-	-	-	6	-	57	6
	中央区	147	-	1	-	4	2	13	4	122	26
	港区	300	-	2	-	17	8	7	1	95	31
	新宿区	80	-	-	-	9	2	10	-	11	26
	文京区	32	-	2	-	-	4	2	1	19	2
	台東区	83	-	2	-	8	2	6	1	16	7
	墨田区	27	-	1	-	4	4	2	1	14	-
	江東区	69	-	8	-	7	3	7	2	22	3
	品川区	64	-	-	-	-	-	3	2	28	6
	目黒区	44	-	2	-	1	1	2	-	20	3
	大田区	50	-	1	2	1	-	6	1	18	3
	世田谷区	106	-	2	-	12	1	9	2	25	5
	渋谷区	49	-	22	-	6	4	8	-	39	19
	中野区	21	-	-	-	1	1	-	-	-	1
	杉並区	35	-	-	-	1	3	3	-	12	-
	豊島区	50	2	2	1	2	-	1	-	14	1
	北区	22	-	2	-	2	-	-	-	14	3
	荒川区	27	-	3	-	1	1	1	-	7	1
	板橋区	27	-	3	-	5	-	3	2	13	-
練馬区	36	-	3	-	7	2	3	-	13	3	
足立区	44	1	2	-	21	8	6	-	16	-	
葛飾区	32	-	1	-	8	-	3	1	9	2	
江戸川区	29	-	3	-	7	3	7	1	15	-	
市	八王子市	52	1	-	-	11	9	7	2	16	2
	町田市	32	2	-	-	4	1	4	-	5	-
都	西多摩	42	1	3	-	12	7	1	2	8	-
	南多摩	25	2	-	-	5	3	1	-	7	-
	多摩立川	49	5	6	1	5	13	6	1	10	-
	多摩府中	70	-	5	-	12	12	4	-	22	5
	多摩小平	23	-	1	-	10	2	4	-	17	-
	大島	5	-	-	-	1	7	-	3	1	-
	三宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	八丈	7	-	-	-	1	2	-	-	-	-
	小笠原	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
	市場	2	-	-	-	-	-	2	-	4	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

* 令和4年4月1日の条例改正により、ふぐ加工製品取扱届出制度が廃止された。

本表においては、ふぐ加工製品取扱施設を除くふぐ取扱所の施設数を掲載。

表 2-2-1-3 法に関する食品衛生関係届出施設数（その1）

	営に法第五十七條規定する業（総計）	小計	旧許可業種であった営業					
			（販売介業類） （販売業類）	（販売業類） （販売業類）	販売業類	販売業雪	置浄（自動販売機） （屋内設置）	
3年度	全都	75,653	29,899	4,379	5,085	13,578	138	6,719
	都	13,925	5,108	782	886	2,789	23	628
	区	57,841	23,154	3,351	3,921	9,946	111	5,825
	市	3,887	1,637	246	278	843	4	266
4年度	全都	86,192	28,407	3,022	3,732	11,514	137	10,002
	都	15,227	4,785	618	727	2,432	22	986
	区	66,780	22,061	2,209	2,770	8,322	111	8,649
	市	4,185	1,561	195	235	760	4	367
区	千代田区	6,104	2,590	131	169	660	3	1,627
	中央区	4,306	1,538	125	129	479	8	797
	港区	6,282	2,453	30	44	482	2	1,895
	新宿区	4,481	1,313	90	121	424	1	677
	文京区	1,759	572	59	65	280	5	163
	台東区	2,299	601	58	74	175	11	283
	墨田区	1,720	540	89	95	282	4	70
	江東区	3,729	645	78	90	147	12	318
	品川区	2,923	881	75	97	333	9	367
	目黒区	1,463	426	41	65	218	1	101
	大田区	3,668	1,369	166	199	763	9	232
	世田谷区	3,818	1,319	198	229	683	7	202
	渋谷区	3,343	934	62	120	204	2	546
	中野区	1,182	219	8	20	128	1	62
	杉並区	2,026	558	83	104	296	1	74
	豊島区	2,530	900	102	125	375	8	290
	北区	1,685	603	91	117	303	6	86
	荒川区	1,052	342	47	70	172	4	49
	板橋区	2,135	404	9	21	218	3	153
	練馬区	2,408	724	103	134	384	-	103
足立区	3,038	1,386	253	311	611	7	204	
葛飾区	2,106	789	113	141	357	4	174	
江戸川区	2,723	955	198	230	348	3	176	
市	八王子市	2,390	963	121	151	456	2	233
	町田市	1,795	598	74	84	304	2	134
都	西多摩	1,900	637	89	114	341	5	88
	南多摩	1,766	695	75	88	312	1	219
	多摩立川	2,974	975	143	172	507	2	151
	多摩府中	4,668	1,620	199	235	810	5	371
	多摩小平	2,548	762	96	108	418	3	137
	大島	159	21	1	2	14	3	1
	三宅	28	8	1	1	5	1	-
	八丈	102	23	2	4	16	1	-
	小笠原	37	-	-	-	-	-	-
	市場	1,020	36	12	2	8	1	13
	芝浦食肉	25	8	-	1	1	-	6

注1 市場は卸売市場（花き市場及び食肉市場を除く。）内における知事への届出施設数

注2 芝浦食肉は卸売市場（食肉市場）内における知事への届出施設数

(令和5年3月末現在)

		販売業								
		小計	販売業当	野菜果物	米穀類	通信販売	スエコンピナス	百貨店、パルコ	自動販売機	食料・飲料他
3年度	全都	37,395	1,800	2,411	554	121	6,343	2,497	4,479	19,190
	都	6,842	188	744	119	12	1,194	633	839	3,113
	区	28,885	1,550	1,588	394	100	4,806	1,666	3,349	15,432
	市	1,668	62	79	41	9	343	198	291	645
4年度	全都	47,336	2,338	3,121	609	201	7,052	2,873	4,986	26,156
	都	8,032	265	877	128	20	1,292	699	956	3,795
	区	37,345	2,004	2,134	439	167	5,397	1,956	3,722	21,526
	市	1,959	69	110	42	14	363	218	308	835
区	千代田区	3,338	303	78	9	8	324	46	181	2,389
	中央区	2,491	174	149	13	13	222	56	78	1,786
	港区	3,503	233	82	12	25	427	77	323	2,324
	新宿区	2,846	129	109	32	8	415	112	194	1,847
	文京区	984	103	63	16	1	132	46	75	548
	台東区	1,435	74	72	30	2	184	61	182	830
	墨田区	966	91	82	14	4	157	56	58	504
	江東区	2,681	219	111	18	14	340	86	585	1,308
	品川区	1,753	56	78	20	10	255	76	202	1,056
	目黒区	767	34	69	13	10	125	44	71	401
	大田区	1,762	102	132	19	8	321	111	234	835
	世田谷区	1,746	83	188	35	10	292	142	112	884
	渋谷区	2,071	108	93	23	9	284	87	224	1,243
	中野区	768	20	44	17	4	174	66	79	364
	杉並区	1,103	44	101	21	5	210	79	94	549
	豊島区	1,413	52	75	17	7	233	102	133	794
	北区	886	21	65	14	2	137	55	121	471
	荒川区	537	23	48	15	3	102	40	48	258
	板橋区	1,355	19	99	15	1	270	117	113	721
	練馬区	1,231	28	86	22	5	231	142	95	622
足立区	1,276	30	114	18	8	187	131	164	624	
葛飾区	1,010	28	85	23	1	167	85	125	496	
江戸川区	1,423	30	111	23	9	208	139	231	672	
市	八王子市	1,053	24	60	23	8	218	106	206	408
	町田市	906	45	50	19	6	145	112	102	427
都	西多摩	887	33	69	32	2	167	96	125	363
	南多摩	812	36	46	12	2	148	71	155	342
	多摩立川	1,574	58	99	32	6	292	154	211	722
	多摩府中	2,317	106	150	32	8	418	189	285	1,129
	多摩小平	1,292	29	92	19	2	265	171	168	546
	大島	93	1	6	-	-	-	15	1	70
	三宅	14	-	1	-	-	-	-	-	13
	八丈	42	-	9	-	-	-	2	-	31
	小笠原	10	2	2	-	-	-	1	-	5
	市場	974	-	403	1	-	2	-	11	557
芝浦食肉	17	-	-	-	-	-	-	-	17	

表 2-2-1-3 法に関する食品衛生関係届出施設数 (その2)

	小計	製造・加工業											
		加製添 工造加 業・物	加の康い 製食わ 工造ゆる 業・品健	除飲造 く料・ の加ヒ 。製工 造業	加製食農 工造料産 業・品保	加製調 工造味 業・料	加糖 類工製 造業・	製精 粉穀 業・	製 茶 業	加海 藻工製 造業・	包卵 装選 業別	加製食そ 工造料の 業・品他	
3 年度	全都	2,266	9	72	548	79	518	5	387	117	45	32	454
	都	489	2	24	114	34	86	-	56	37	3	19	114
	区	1,656	7	42	406	40	423	5	313	72	42	8	298
	市	121	-	6	28	5	9	-	18	8	-	5	42
4 年度	全都	3,324	13	89	974	108	727	7	390	176	59	42	739
	都	734	2	28	191	48	138	-	59	46	6	26	190
	区	2,420	10	55	740	54	576	6	313	117	53	10	486
	市	170	1	6	43	6	13	1	18	13	-	6	63
区	千代田区	43	-	1	7	4	13	-	6	-	-	1	11
	中央区	67	1	2	15	2	16	-	8	1	2	-	20
	港区	122	-	1	39	-	40	-	4	15	-	-	23
	新宿区	109	-	-	40	2	30	-	10	2	-	1	24
	文京区	59	-	3	23	-	14	1	7	5	-	-	6
	台東区	136	-	2	45	3	28	-	5	11	2	3	37
	墨田区	76	-	-	30	2	13	2	8	7	4	-	10
	江東区	118	1	2	30	8	24	2	16	3	2	-	30
	品川区	112	-	3	29	-	29	-	15	-	1	-	35
	目黒区	107	-	2	40	-	35	-	12	10	1	-	7
	大田区	133	1	2	44	1	17	-	25	6	25	-	12
	世田谷区	304	1	4	94	11	98	-	26	19	-	-	51
	渋谷区	209	1	5	68	1	68	-	8	2	1	1	54
	中野区	60	-	2	24	1	16	-	6	2	2	-	7
	杉並区	97	1	2	54	3	13	-	6	1	-	-	17
	豊島区	83	-	1	25	-	23	-	21	-	1	-	12
	北区	55	3	3	19	-	10	-	8	1	-	-	11
	荒川区	54	-	1	9	-	8	-	14	10	2	-	10
	板橋区	91	-	1	20	4	8	-	35	-	2	3	18
	練馬区	111	-	4	23	5	17	-	17	5	4	1	35
足立区	96	1	8	22	1	10	-	28	5	2	-	19	
葛飾区	85	-	3	14	4	27	-	5	8	2	-	22	
江戸川区	93	-	3	26	2	19	1	23	4	-	-	15	
市	八王子市	84	-	5	19	3	7	-	10	8	-	3	29
	町田市	86	1	1	24	3	6	1	8	5	-	3	34
都	西多摩	119	1	10	7	13	20	-	10	16	2	6	34
	南多摩	63	-	2	17	2	10	-	7	3	-	1	21
	多摩立川	119	-	10	29	6	16	-	13	12	-	3	30
	多摩府中	231	1	3	89	12	44	-	12	7	-	1	62
	多摩小平	132	-	3	45	11	20	-	17	5	1	1	29
	大島	20	-	-	2	2	9	-	-	1	3	1	2
	三宅	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	八丈	24	-	-	-	2	14	-	-	-	-	3	5
	小笠原	22	-	-	2	-	5	-	-	1	-	10	4
	市場	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 市場は卸売市場(花き市場及び食肉市場を除く。)内における知事への届出施設数

注2 芝浦食肉は卸売市場(食肉市場)内における知事への届出施設数

(令和5年3月末現在)

	小計	その他					その他
		行商	集団給食施設	器具容器 包装の製造 ・加工業 (合成樹脂製 に限る。)	れうお露 なちける店 い営業飲食の もとみ食の のさ提供等に		
3年度	全都	6,093	456	5,320	101	12	204
	都	1,486	90	1,339	10	2	45
	区	4,146	357	3,556	85	8	140
	市	461	9	425	6	2	19
4年度	全都	7,125	678	6,077	103	27	240
	都	1,676	118	1,493	11	3	51
	区	4,954	541	4,135	86	22	170
	市	495	19	449	6	2	19
区	千代田区	133	32	84	3	14	-
	中央区	210	68	130	3	-	9
	港区	204	64	130	-	-	10
	新宿区	213	14	195	-	-	4
	文京区	144	12	130	1	-	1
	台東区	127	25	98	3	-	1
	墨田区	138	15	113	7	1	2
	江東区	285	23	242	5	2	13
	品川区	177	36	137	2	-	2
	目黒区	163	8	154	-	-	1
	大田区	404	16	297	8	-	83
	世田谷区	449	66	378	-	-	5
	渋谷区	129	31	91	1	1	5
	中野区	135	10	125	-	-	-
	杉並区	268	16	246	2	-	4
	豊島区	134	21	110	2	-	1
	北区	141	7	121	7	1	5
	荒川区	119	7	104	3	-	5
	板橋区	285	14	265	2	-	4
練馬区	342	11	324	2	2	3	
足立区	280	20	245	13	-	2	
葛飾区	222	10	202	5	1	4	
江戸川区	252	15	214	17	-	6	
市	八王子市	290	11	262	4	1	12
	町田市	205	8	187	2	1	7
都	西多摩	257	16	230	8	-	3
	南多摩	196	23	171	-	-	2
	多摩立川	306	43	253	-	-	10
	多摩府中	500	18	469	1	3	9
	多摩小平	362	13	342	2	-	5
	大島	25	4	17	-	-	4
	三宅	4	-	2	-	-	2
	八丈	13	-	8	-	-	5
	小笠原	5	1	1	-	-	3
	市場	8	-	-	-	-	8
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	

表 2-2-2-1 旧法に関する食品衛生関係施設監視指導数（その1）

		総	（規定 計 ）	飲	喫	菓	あ	製	乳	さ	乳	集	食
		計	（規 定 計 ）	食 店 営 業	茶 店 営 業	子 製 造 業	ん 類 製 造 業	アイ スク リ ー ム 業 類	処 理 業	と く 別 取 扱 業 乳	製 品 製 造 業	乳 業	肉 処 理 業
3 年 度	全都	243,805	197,996	63,853	3,738	8,111	100	860	55	-	233	-	7,137
	都	171,639	137,324	21,460	2,555	2,591	15	277	49	-	138	-	6,713
	区	69,826	59,027	41,448	1,147	5,295	84	543	-	-	88	-	409
	市	2,340	1,645	945	36	225	1	40	6	-	7	-	15
4 年 度	全都	174,555	169,720	49,354	2,269	6,254	77	710	29	-	170	-	5,756
	都	129,618	126,357	17,688	1,771	1,922	24	204	23	-	113	-	5,381
	区	43,555	42,016	30,795	475	4,157	51	481	-	-	52	-	370
	市	1,382	1,347	871	23	175	2	25	6	-	5	-	5
区	千代田区	1,514	1,431	1,282	13	58	-	12	-	-	-	-	-
	中央区	309	285	225	1	13	-	5	-	-	-	-	1
	港区	1,691	1,653	1,528	6	50	-	22	-	-	2	-	2
	新宿区	2,365	2,149	1,831	-	138	1	-	-	-	-	-	13
	文京区	1,206	1,130	786	14	147	-	23	-	-	2	-	8
	台東区	2,703	2,556	1,976	17	272	-	38	-	-	1	-	12
	墨田区	1,146	1,091	780	24	118	-	23	-	-	-	-	8
	江東区	1,250	1,154	843	1	101	2	44	-	-	-	-	18
	品川区	1,399	1,345	1,105	6	106	-	5	-	-	1	-	16
	目黒区	2,043	1,986	1,797	4	106	-	1	-	-	2	-	2
	大田区	5,108	5,002	3,352	72	674	3	86	-	-	14	-	29
	世田谷区	1,736	1,662	1,175	22	244	-	28	-	-	-	-	5
	渋谷区	1,547	1,446	1,229	69	89	-	16	-	-	1	-	2
	中野区	629	606	421	5	62	-	6	-	-	-	-	1
	杉並区	3,386	3,321	2,244	54	426	-	52	-	-	1	-	9
	豊島区	1,624	1,578	1,141	13	182	-	29	-	-	2	-	17
	北区	3,291	3,255	2,386	16	253	11	12	-	-	5	-	25
	荒川区	884	852	614	6	62	-	9	-	-	-	-	9
	板橋区	2,601	2,543	1,761	17	262	17	11	-	-	7	-	30
	練馬区	1,019	992	578	14	116	-	5	-	-	1	-	31
足立区	2,372	2,330	1,449	76	344	-	25	-	-	1	-	80	
葛飾区	2,625	2,586	1,572	19	238	17	22	-	-	6	-	42	
江戸川区	1,107	1,063	720	6	96	-	7	-	-	6	-	10	
市	八王子市	268	248	109	2	30	2	7	-	-	1	-	2
	町田市	1,114	1,099	762	21	145	-	18	6	-	4	-	3
都	西多摩	1,021	991	575	26	160	2	17	-	-	8	-	3
	南多摩	1,664	1,618	983	35	303	-	32	-	-	-	-	3
	多摩立川	2,300	2,246	1,520	35	286	3	20	1	-	2	-	31
	多摩府中	2,392	2,255	1,651	35	228	5	36	-	-	3	-	9
	多摩小平	1,478	1,443	925	115	190	1	15	-	-	1	-	3
	大島	792	788	533	7	92	1	16	7	-	6	-	-
	三宅	525	525	347	4	48	-	-	-	-	-	-	-
	八丈	547	545	324	6	55	-	14	-	-	-	-	-
	小笠原	299	299	184	1	43	-	6	-	-	-	-	-
	市場	101,530	98,577	6,896	675	74	-	39	-	-	37	-	-
	センター	11,407	11,407	3,611	668	443	12	9	15	-	56	-	88
芝浦食肉	5,663	5,663	139	164	-	-	-	-	-	-	-	5,244	

注1 市場は市場衛生検査所、センターは健康安全研究センター、芝浦食肉は芝浦食肉衛生検査所における監視指導数。

注2 卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において、知事許可業種のうち市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業（飲食店営業、喫茶店営業）の監視指導は各特別区で行っている。

(令和5年3月末現在)

		食 肉 販 売 業	食 肉 製 品 製 造 業	魚 介 類 販 売 業	競 魚 り 売 り 介 営 業 類	製 魚 肉 練 り 製 業 品	又 食 は 品 の 冷 蔵 冷 凍 業	照 食 品 の 放 射 業 線	清 涼 飲 料 水 製 造 業	乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	氷 雪 製 造 業	氷 雪 販 売 業	食 用 油 脂 製 造 業
3 年 度	全都	7,439	233	94,337	4,839	246	846	-	92	12	318	107	39
	都	4,200	99	91,131	4,839	97	660	-	57	11	313	84	26
	区	3,138	122	3,106	-	144	173	-	33	1	5	23	11
	市	101	12	100	-	5	13	-	2	-	-	-	2
4 年 度	全都	4,883	184	91,513	4,705	97	895	-	89	8	274	-	31
	都	2,919	67	89,325	4,705	59	726	-	67	8	272	-	20
	区	1,893	112	2,124	-	33	151	-	22	-	2	-	11
	市	71	5	64	-	5	18	-	-	-	-	-	-
区	千代田区	10	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中央区	5	1	18	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	港区	12	6	8	-	-	3	-	-	-	-	-	-
	新宿区	40	3	77	-	-	-	-	3	-	-	-	-
	文京区	40	7	54	-	-	3	-	-	-	-	-	-
	台東区	74	11	77	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	墨田区	46	-	62	-	-	5	-	2	-	1	-	-
	江東区	48	1	41	-	1	2	-	-	-	-	-	-
	品川区	38	2	35	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	目黒区	14	1	37	-	3	3	-	1	-	-	-	-
	大田区	278	23	241	-	2	36	-	3	-	-	-	3
	世田谷区	37	4	70	-	4	4	-	-	-	-	-	-
	渋谷区	15	-	9	-	-	3	-	-	-	-	-	-
	中野区	34	1	54	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	杉並区	211	3	250	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	豊島区	45	6	91	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	北区	220	1	255	-	-	15	-	-	-	-	-	-
	荒川区	38	3	53	-	-	17	-	-	-	-	-	2
	板橋区	142	16	130	-	2	13	-	-	-	-	-	2
	練馬区	73	3	109	-	5	7	-	1	-	-	-	-
足立区	136	8	158	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
葛飾区	283	4	218	-	7	19	-	4	-	-	-	-	
江戸川区	54	8	61	-	4	18	-	8	-	1	-	4	
市	八王子市	24	-	18	-	4	16	-	-	-	-	-	-
	町田市	47	5	46	-	1	2	-	-	-	-	-	-
都	西多摩	48	4	66	-	-	8	-	3	-	-	-	1
	南多摩	91	7	92	-	-	1	-	2	-	-	-	-
	多摩立川	137	3	109	-	-	12	-	1	2	-	-	3
	多摩府中	90	8	110	-	-	10	-	3	-	-	-	-
	多摩小平	57	2	60	-	-	8	-	1	-	-	-	-
	大島	35	-	32	-	9	5	-	1	-	6	-	3
	三宅	34	-	50	-	-	-	-	4	-	1	-	-
	八丈	21	-	33	-	-	-	-	3	-	15	-	-
	小笠原	25	-	25	-	-	-	-	6	-	-	-	-
	市場	216	-	85,233	4,536	44	490	-	-	-	247	-	-
	センター	2,049	43	3,515	169	6	192	-	43	6	3	-	13
芝浦食肉	116	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表 2-2-2-1 旧法に関する食品衛生関係施設監視指導数 (その2)

(令和5年3月末現在)

		製シマ ヨー ーガ 造トリ ニン ン又 業グは	み そ 製 造 業	し よ う ゆ 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	麵 類 製 造 業	そ う ざ い 製 造 業	食 品 製 造 業 か ん 詰 又 は び ん 詰 業	添 加 物 製 造 業	す い 東 京 規 制 都 条 例 に 規 定 取 扱 業	施 生 食 用 食 肉 取 扱 設 施 (再 掲)
3 年 度	全都	4	25	20	73	52	563	11	399	2,203	42	41	*5,808	149
	都	-	18	15	23	35	170	10	96	874	28	19	*3,585	3
	区	4	6	5	49	17	367	1	290	1,287	13	16	*2,186	146
	市	-	1	-	1	-	26	-	13	42	1	6	* 37	-
4 年 度	全都	6	14	9	77	44	421	5	298	1,477	34	37	4,835	123
	都	2	10	8	35	36	122	4	77	728	23	18	3,261	7
	区	4	4	1	40	8	281	1	211	713	11	13	1,539	114
	市	-	-	-	2	-	18	-	10	36	-	6	35	2
区	千代田区	-	-	-	-	-	1	-	-	39	-	-	83	-
	中央区	-	-	-	-	-	-	-	2	12	-	-	24	18
	港区	-	-	-	-	-	2	-	-	10	2	-	38	7
	新宿区	-	-	-	-	1	5	-	2	35	-	-	216	5
	文京区	-	-	-	-	-	17	-	13	16	-	-	76	5
	台東区	-	-	-	-	-	10	-	30	36	-	2	147	15
	墨田区	-	-	-	-	1	7	1	1	12	-	-	55	4
	江東区	-	-	-	3	-	22	-	-	23	4	-	96	2
	品川区	-	-	-	-	1	1	-	10	17	-	-	54	-
	目黒区	-	-	-	-	-	3	-	-	10	-	2	57	4
	大田区	-	-	-	12	-	17	-	32	118	3	4	106	9
	世田谷区	-	-	-	5	-	20	-	7	37	-	-	74	2
	渋谷区	-	-	-	-	-	1	-	3	9	-	-	101	21
	中野区	-	-	-	-	-	8	-	6	6	-	-	23	-
	杉並区	-	-	-	1	4	25	-	4	37	-	-	65	-
	豊島区	-	-	1	1	-	19	-	12	17	-	-	46	7
	北区	-	-	-	6	-	8	-	9	32	-	1	36	4
	荒川区	-	-	-	1	-	5	-	6	27	-	-	32	2
	板橋区	-	1	-	-	-	45	-	27	56	-	4	58	2
	練馬区	-	3	-	2	1	11	-	7	25	-	-	27	7
足立区	-	-	-	1	-	3	-	7	42	-	-	42	-	
葛飾区	-	-	-	6	-	49	-	30	48	2	-	39	-	
江戸川区	4	-	-	2	-	2	-	3	49	-	-	44	-	
市	八王子市	-	-	-	2	-	5	-	8	12	-	6	20	2
	町田市	-	-	-	-	-	13	-	2	24	-	-	15	-
都	西多摩	-	3	3	5	-	13	1	12	30	-	3	30	-
	南多摩	-	3	-	-	-	20	-	8	38	-	-	46	-
	多摩立川	-	-	-	-	-	15	-	17	49	-	-	54	-
	多摩府中	-	-	-	-	11	18	-	4	34	-	-	137	2
	多摩小平	-	-	-	9	-	20	1	4	27	4	-	35	1
	大島	-	-	-	-	3	-	-	1	28	-	3	4	-
	三宅	-	-	-	-	1	-	-	4	28	4	-	-	-
	八丈	-	3	5	3	9	4	-	6	40	-	4	2	-
	小笠原	-	-	-	-	2	-	-	-	5	2	-	-	-
	市場	-	-	-	-	-	-	-	-	90	-	-	2,953	-
	センター	2	1	-	18	10	32	2	21	359	13	8	-	4
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 市場は市場衛生検査所、センターは健康安全研究センター、芝浦食肉は芝浦食肉衛生検査所における監視指導数。

注2 卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において、知事許可業種のうち市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業（飲食店営業、喫茶店営業）の監視指導は各特別区で行っている。

* 令和4年4月1日の条例改正により、ふぐ加工製品取扱届出制度が廃止された。

本表においては、ふぐ加工製品取扱施設を除くふぐ取扱所の監視指導数を掲載。

表 2-2-2-2 法に関する食品衛生関係許可施設監視指導数（その1）

（令和5年3月末現在）

	総計	営に法第五十五条に規定する業（総計）	飲食店営業	自調理の機能をもつ販売機	食肉販売業	魚介類販売業	魚介類競り営業	集乳業	乳処理業	搾乳	食肉処理業	放射線	
3年度	全都	58,670	57,216	44,899	184	1,221	3,348	81	-	4	-	1,013	-
	都	14,834	14,120	8,226	66	478	2,615	81	-	4	-	863	-
	区	41,913	41,189	35,107	111	705	689	-	-	-	-	147	-
	市	1,923	1,907	1,566	7	38	44	-	-	-	-	3	-
4年度	全都	82,104	81,297	59,081	503	2,136	6,546	123	-	37	-	2,368	-
	都	25,658	25,486	11,939	284	1,148	5,222	123	-	37	-	2,162	-
	区	54,070	53,454	45,291	196	932	1,263	-	-	-	-	198	-
	市	2,376	2,357	1,851	23	56	61	-	-	-	-	8	-
区	千代田区	2,747	2,669	2,481	9	9	4	-	-	-	-	4	-
	中央区	3,246	3,183	2,495	7	56	291	-	-	-	-	4	-
	港区	6,459	6,413	5,530	10	120	46	-	-	-	-	-	-
	新宿区	3,181	3,167	2,899	2	19	22	-	-	-	-	5	-
	文京区	2,271	2,234	2,025	5	9	26	-	-	-	-	9	-
	台東区	3,906	3,880	3,364	6	51	51	-	-	-	-	8	-
	墨田区	1,307	1,297	1,135	4	19	24	-	-	-	-	4	-
	江東区	2,235	2,192	1,854	15	22	36	-	-	-	-	17	-
	品川区	1,410	1,373	1,179	4	19	15	-	-	-	-	9	-
	目黒区	1,832	1,803	1,634	7	14	14	-	-	-	-	-	-
	大田区	3,047	3,014	2,434	11	119	111	-	-	-	-	5	-
	世田谷区	2,561	2,537	2,036	9	48	45	-	-	-	-	3	-
	渋谷区	2,383	2,336	2,141	10	14	16	-	-	-	-	5	-
	中野区	804	804	688	4	21	22	-	-	-	-	4	-
	杉並区	2,280	2,268	1,801	13	50	100	-	-	-	-	-	-
	豊島区	2,462	2,448	2,117	3	36	46	-	-	-	-	10	-
	北区	1,753	1,728	1,443	14	26	78	-	-	-	-	6	-
	荒川区	835	828	658	3	9	20	-	-	-	-	7	-
	板橋区	2,275	2,246	1,657	10	75	77	-	-	-	-	21	-
	練馬区	1,354	1,349	1,077	13	35	45	-	-	-	-	8	-
足立区	1,969	1,954	1,532	25	58	70	-	-	-	-	33	-	
葛飾区	1,357	1,348	1,030	3	53	56	-	-	-	-	24	-	
江戸川区	2,396	2,383	2,081	9	50	48	-	-	-	-	12	-	
市	八王子市	1,386	1,370	1,048	15	38	42	-	-	-	-	7	-
	町田市	990	987	803	8	18	19	-	-	-	-	1	-
都	西多摩	1,433	1,423	1,085	14	32	20	-	-	-	-	3	-
	南多摩	1,614	1,588	1,226	10	52	69	-	-	-	-	3	-
	多摩立川	2,919	2,893	2,335	13	70	52	-	-	2	-	20	-
	多摩府中	4,013	3,962	3,088	47	94	89	-	-	2	-	18	-
	多摩小平	1,774	1,742	1,378	16	51	51	-	-	-	-	4	-
	大島	429	428	258	-	22	35	7	-	-	-	1	-
	三宅	220	220	158	-	20	20	-	-	-	-	-	-
	八丈	512	512	234	-	18	17	-	-	27	-	-	-
	小笠原	128	128	105	-	4	2	-	-	-	-	-	-
	市場	5,703	5,677	488	60	-	3,892	116	-	-	-	-	-
	センター	4,854	4,854	1,576	124	785	975	-	-	6	-	62	-
	芝浦食肉	2,059	2,059	8	-	-	-	-	-	-	-	2,051	-

注1 市場は市場衛生検査所、センターは健康安全研究センター、芝浦食肉は芝浦食肉衛生検査所における監視指導数。

注2 卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において、知事許可業種のうち市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業（飲食店営業）の監視指導は各特別区で行っている。

表 2-2-2-2 法に関する食品衛生関係許可施設監視指導数（その2）

		菓子製造業	アイスクリーム類製造業	乳製品製造業	清涼飲料水製造業	食肉製品製造業	水産物製造業	氷雪製造業	液卵製造業	食用油脂製造業	しみよそ又ゆは製造業	酒類製造業	豆腐製造業
3年度	全都	3,243	94	22	27	58	532	12	4	27	13	56	162
	都	792	18	11	10	20	433	8	-	11	2	22	39
	区	2,306	74	9	13	31	97	4	4	15	9	33	112
	市	145	2	2	4	7	2	-	-	1	2	1	11
4年度	全都	4,939	198	83	73	150	1,427	20	1	27	16	83	309
	都	1,582	72	56	39	87	1,286	17	1	14	10	33	141
	区	3,162	118	26	27	56	136	3	-	9	4	47	155
	市	195	8	1	7	7	5	-	-	4	2	3	13
区	千代田区	95	1	-	2	-	2	-	-	-	-	3	2
	中央区	171	11	3	-	2	41	1	-	-	-	1	-
	港区	334	4	2	2	5	5	-	-	5	-	9	3
	新宿区	136	3	-	1	-	6	1	-	-	-	-	2
	文京区	80	10	3	-	-	11	-	-	-	-	2	8
	台東区	221	6	-	2	1	5	-	-	-	-	2	14
	墨田区	67	4	1	-	4	-	-	-	2	-	-	3
	江東区	132	3	2	3	1	10	-	-	-	-	9	7
	品川区	73	-	-	1	-	6	-	-	-	-	4	2
	目黒区	95	2	1	1	2	-	-	-	-	1	-	3
	大田区	187	3	2	3	1	8	-	-	-	-	6	10
	世田谷区	246	14	7	-	1	1	-	-	-	-	3	8
	渋谷区	100	9	2	1	1	1	-	-	-	-	1	-
	中野区	44	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	5
	杉並区	215	-	-	-	5	14	-	-	-	-	3	19
	豊島区	144	18	1	-	2	-	-	-	-	-	1	8
	北区	97	4	2	1	7	2	-	-	-	-	-	14
	荒川区	58	1	-	1	1	3	1	-	-	-	1	7
	板橋区	269	13	-	1	12	1	-	-	-	1	-	13
	練馬区	86	5	-	1	5	5	-	-	-	2	-	8
足立区	143	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	2	
葛飾区	82	7	-	5	2	2	-	-	2	-	1	7	
江戸川区	87	-	-	2	4	10	-	-	-	-	-	10	
市	八王子市	127	5	1	7	4	3	-	-	4	-	2	7
	町田市	68	3	-	-	3	2	-	-	-	2	1	6
都	西多摩	131	1	2	-	9	15	-	-	2	4	3	18
	南多摩	125	3	-	6	-	-	-	-	-	-	4	5
	多摩立川	245	10	5	1	-	2	-	-	-	-	7	-
	多摩府中	369	12	2	5	13	13	-	-	2	3	5	20
	多摩小平	140	7	-	11	-	-	-	-	-	3	-	21
	大島	34	-	2	1	5	24	8	-	6	-	-	3
	三宅	11	-	-	-	-	10	1	-	-	-	-	-
	八丈	85	31	31	-	-	15	4	-	-	-	10	-
	小笠原	7	-	-	3	-	2	-	-	-	-	-	-
	市場	-	-	-	-	-	1,102	-	-	-	-	-	-
	センター	435	8	14	12	60	103	4	1	4	-	4	74
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 市場は市場衛生検査所、センターは健康安全研究センター、芝浦食肉は芝浦食肉衛生検査所における監視指導数。

注2 卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において、知事許可業種のうち市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業（飲食店営業）の監視指導は各特別区で行っている。

(令和5年3月末現在)

		納豆製造業	麺類製造業	製そうざい業	製そ複うざい業	製冷凍食品業	製冷複凍食品業	漬物製造業	製密封包装食品業	小食分業	添加物製造業	す条取東 る例扱都 るにいふ 営規規ぐ 業定制の	(取生食 再扱用 掲施食 設肉)
3年度	全都	8	164	1,554	17	93	11	156	83	111	19	* 475	88
	都	7	31	245	14	16	4	48	45	8	3	* 128	8
	区	1	124	1,271	3	77	7	100	32	94	14	* 336	80
	市	-	9	38	-	-	-	8	6	9	2	* 11	-
4年度	全都	9	372	2,125	36	134	9	229	131	111	21	807	132
	都	5	167	758	26	86	6	75	74	30	6	172	7
	区	3	190	1,299	3	48	3	144	53	73	15	616	123
	市	1	15	68	7	-	-	10	4	8	-	19	2
区	千代田区	-	2	53	-	1	-	-	-	1	-	78	8
	中央区	-	5	80	-	2	-	4	1	3	5	63	19
	港区	3	6	272	-	5	-	24	17	9	2	46	13
	新宿区	-	5	54	-	-	-	2	5	5	-	14	15
	文京区	-	7	32	-	2	-	-	4	1	-	37	4
	台東区	-	23	96	-	2	-	16	6	4	2	26	12
	墨田区	-	4	19	-	1	-	3	2	1	-	10	-
	江東区	-	6	60	-	6	-	6	1	2	-	43	4
	品川区	-	3	55	-	-	-	-	-	3	-	37	1
	目黒区	-	-	28	-	-	-	1	-	-	-	29	2
	大田区	-	17	79	-	1	2	4	-	10	1	33	6
	世田谷区	-	8	92	-	-	-	10	-	6	-	24	4
	渋谷区	-	2	24	-	5	-	2	1	1	-	47	15
	中野区	-	4	10	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	杉並区	-	4	42	-	-	-	1	-	1	-	12	-
	豊島区	-	21	35	2	2	1	-	-	1	-	14	2
	北区	-	8	23	-	1	-	2	-	-	-	25	10
	荒川区	-	7	44	-	4	-	2	1	-	-	7	2
	板橋区	-	18	42	-	7	-	16	-	9	4	29	-
	練馬区	-	11	35	-	3	-	9	-	1	-	5	3
足立区	-	3	44	1	1	-	24	9	6	-	15	-	
葛飾区	-	24	38	-	1	-	5	-	5	1	9	3	
江戸川区	-	2	42	-	4	-	13	5	4	-	13	-	
市	八王子市	1	4	33	2	-	-	8	4	8	-	16	2
	町田市	-	11	35	5	-	-	2	-	-	-	3	-
都	西多摩	-	10	44	2	4	-	14	8	-	2	10	-
	南多摩	-	5	56	-	-	-	16	8	-	-	26	-
	多摩立川	-	8	66	9	17	2	9	9	10	1	26	-
	多摩府中	-	11	117	-	6	-	18	24	4	-	51	7
	多摩小平	-	9	34	-	4	-	9	2	2	-	32	-
	大島	3	-	7	-	-	-	1	8	-	3	1	-
	三宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	八丈	-	-	27	-	-	-	3	10	-	-	-	-
	小笠原	-	-	-	-	2	-	3	-	-	-	-	-
	市場	-	-	19	-	-	-	-	-	-	-	26	-
	センター	2	124	388	15	53	4	2	5	14	-	-	-
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

* 令和4年4月1日の条例改正により、ふぐ加工製品取扱届出制度が廃止された。

本表においては、ふぐ加工製品取扱施設を除くふぐ取扱所の監視指導数を掲載。

表 2-2-2-3 法に関する食品衛生関係届出施設監視指導数（その1）

		営に法第五十七條（總計）	旧許可業種であった営業					
			小計	（販食介業類） （包装）	（販食業肉） （包装）	販売業類	販売業雪	屋（コップ式自動販売機） 内自動洗濯機
3年度	全都	45,593	10,664	2,677	3,002	4,412	158	415
	都	30,774	5,753	1,438	1,624	2,299	151	241
	区	14,328	4,798	1,218	1,350	2,050	7	173
	市	491	113	21	28	63	-	1
4年度	全都	79,709	8,082	2,187	2,037	3,152	207	499
	都	64,028	5,340	1,608	1,324	1,794	203	411
	区	15,164	2,617	550	678	1,299	4	86
	市	517	125	29	35	59	-	2
区	千代田区	532	45	15	11	19	-	-
	中央区	663	34	14	10	7	1	2
	港区	401	20	4	8	6	2	-
	新宿区	593	93	25	26	42	-	-
	文京区	863	78	13	26	37	-	2
	台東区	498	138	33	46	54	-	5
	墨田区	427	58	3	5	50	-	-
	江東区	220	13	1	1	11	-	-
	品川区	316	31	8	10	13	-	-
	目黒区	123	7	-	-	7	-	-
	大田区	1,302	267	43	62	158	-	4
	世田谷区	497	100	17	28	53	1	1
	渋谷区	311	91	20	29	42	-	-
	中野区	267	15	2	1	12	-	-
	杉並区	1,042	213	26	46	137	-	4
	豊島区	1,799	67	11	15	39	-	2
	北区	712	220	55	64	101	-	-
	荒川区	298	80	17	19	44	-	-
	板橋区	1,001	53	8	22	22	-	1
練馬区	366	37	3	3	30	-	1	
足立区	1,369	554	140	172	209	-	33	
葛飾区	1,012	292	53	36	172	-	31	
江戸川区	552	111	39	38	34	-	-	
市	八王子市	189	48	14	16	18	-	-
	町田市	328	77	15	19	41	-	2
都	西多摩	597	92	13	20	54	2	3
	南多摩	722	121	13	18	87	-	3
	多摩立川	648	101	12	30	54	2	3
	多摩府中	1,383	132	21	28	81	-	2
	多摩小平	833	151	17	21	99	-	14
	大島	192	13	1	2	6	3	1
	三宅	85	12	1	1	10	-	-
	八丈	263	28	-	7	20	1	-
	小笠原	95	-	-	-	-	-	-
	市場	44,409	888	608	47	114	45	74
	センター	14,290	3,493	922	1,003	1,191	150	227
	芝浦食肉	511	309	-	147	78	-	84

注1 市場は市場衛生検査所、センターは健康安全研究センター、芝浦食肉は芝浦食肉衛生検査所における監視指導数。

(令和5年3月末現在)

		販売業								
		小計	弁当販売業	野菜果物 販売業	米穀 販売業	訪問販売・ 通信販売	エレクトロニクス 販売業	百貨店、 総合店、 スーパー	自動販売機 による販売業	食料・飲料 の他
3年度	全都	31,860	491	15,215	226	13	2,543	2,262	212	10,898
	都	23,816	56	14,814	161	-	353	764	144	7,524
	区	7,761	425	380	65	11	2,092	1,460	65	3,263
	市	283	10	21	-	2	98	38	3	111
4年度	全都	65,169	530	40,518	373	9	1,276	4,299	393	17,771
	都	56,021	54	40,068	329	1	203	1,644	257	13,465
	区	8,854	468	433	39	5	1,017	2,585	131	4,176
	市	294	8	17	5	3	56	70	5	130
区	千代田区	228	76	5	1	-	31	14	-	101
	中央区	462	27	41	-	1	37	36	2	318
	港区	320	14	10	-	-	98	8	-	190
	新宿区	400	16	23	1	-	87	84	-	189
	文京区	614	44	43	10	-	15	22	-	480
	台東区	289	30	13	5	-	46	96	3	96
	墨田区	296	137	20	5	-	12	42	-	80
	江東区	74	2	7	-	-	3	35	1	26
	品川区	206	1	2	3	-	41	28	3	128
	目黒区	71	-	1	1	-	1	53	1	14
	大田区	659	31	47	1	1	97	164	5	313
	世田谷区	243	9	24	-	2	22	56	1	129
	渋谷区	135	2	8	-	-	33	13	-	79
	中野区	126	2	5	-	-	12	60	5	42
	杉並区	566	15	38	2	-	41	246	30	194
	豊島区	1,627	14	32	-	-	33	716	1	831
	北区	410	-	19	1	-	48	203	10	129
	荒川区	84	2	9	3	1	20	23	-	26
	板橋区	509	-	28	-	-	27	257	-	197
	練馬区	155	1	8	2	-	5	100	1	38
足立区	608	18	22	2	-	106	161	47	252	
葛飾区	522	13	14	-	-	171	109	20	195	
江戸川区	250	14	14	2	-	31	59	1	129	
市	八王子市	105	-	7	4	-	18	42	4	30
	町田市	189	8	10	1	3	38	28	1	100
都	西多摩	249	8	20	4	-	36	81	8	92
	南多摩	303	16	21	1	-	43	112	14	96
	多摩立川	372	5	35	10	1	36	128	4	153
	多摩府中	397	13	18	3	-	26	112	8	217
	多摩小平	314	1	15	-	-	50	94	11	143
	大島	110	2	4	-	-	-	29	-	75
	三宅	55	-	1	-	-	-	-	-	54
	八丈	114	-	9	-	-	-	18	-	87
	小笠原	76	-	14	-	-	-	12	-	50
	市場	43,357	-	37,518	-	-	11	-	121	5,707
	センター	10,472	9	2,413	311	-	1	1,058	91	6,589
	芝浦食肉	202	-	-	-	-	-	-	-	202

表 2-2-2-3 法に関する食品衛生関係届出施設監視指導数（その2）

		製造・加工業									
		小計	加製添 工造加 業・物	加の健い 製康わ 造食ゆ 業・品る	を（製コ 除飲造 く料・ の加 。製工 造業）	加製食農 工造料産 業・品保 存	加製調 工造味 業・料	加糖類 工製 業・造	製精 粉穀 業・	製 茶 業	加海 藻製 工造 業・
3 年度	全都	694	6	23	91	45	206	1	45	39	7
	都	293	-	15	20	34	69	-	15	32	1
	区	374	6	6	64	11	131	1	27	7	6
	市	27	-	2	7	-	6	-	3	-	-
4 年度	全都	1,048	2	39	136	86	315	4	41	142	20
	都	618	-	23	29	79	175	-	14	130	2
	区	400	1	16	104	6	137	4	26	9	18
	市	30	1	-	3	1	3	-	1	3	-
区	千代田区	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-
	中央区	6	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	港区	22	-	-	2	-	14	-	-	2	-
	新宿区	13	-	-	3	2	2	-	-	-	-
	文京区	11	-	-	4	-	3	-	2	-	-
	台東区	15	-	-	12	1	-	-	-	-	-
	墨田区	12	-	-	2	-	4	1	2	-	2
	江東区	12	-	2	2	-	3	-	5	-	-
	品川区	22	-	-	11	-	8	-	-	-	1
	目黒区	6	-	-	-	-	5	-	-	-	1
	大田区	39	1	2	11	-	13	-	-	1	9
	世田谷区	51	-	3	9	1	20	-	-	3	-
	渋谷区	27	-	-	17	-	5	-	-	-	-
	中野区	3	-	-	2	-	1	-	-	-	-
	杉並区	12	-	-	5	-	5	-	-	-	-
	豊島区	9	-	-	6	-	3	-	-	-	-
	北区	11	-	6	-	-	5	-	-	-	-
荒川区	17	-	-	1	-	4	-	-	1	1	
板橋区	12	-	-	2	-	-	-	5	-	-	
練馬区	23	-	-	1	-	9	-	5	2	3	
足立区	18	-	3	5	-	4	-	1	-	-	
葛飾区	39	-	-	4	2	21	-	3	-	1	
江戸川区	18	-	-	3	-	7	3	3	-	-	
市	八王子市	6	-	-	-	-	1	-	1	-	-
	町田市	24	1	-	3	1	2	-	-	3	-
都	西多摩	40	-	7	-	4	9	-	-	2	-
	南多摩	19	-	-	5	-	6	-	-	-	-
	多摩立川	42	-	-	11	3	11	-	6	4	-
	多摩府中	43	-	-	1	9	16	-	-	-	-
	多摩小平	34	-	-	9	1	15	-	2	-	-
	大島	15	-	-	2	3	5	-	-	-	2
	三宅	9	-	-	-	-	-	-	-	4	-
	八丈	66	-	-	-	11	44	-	-	-	-
	小笠原	15	-	-	1	-	5	-	-	4	-
	市場	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
センター	324	-	16	-	48	64	-	6	116	-	
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 市場は市場衛生検査所、センターは健康安全研究センター、芝浦食肉は芝浦食肉衛生検査所における監視指導数。

(令和5年3月末現在)

	製造・加工業		その他						
	包卵 装選 業別	加製食そ 工造料の 業・品他	小 計	行 商	施集 団 給 設食	樹造器 脂・具 製加容 に工器 限業包 る。(合 成製 の)	み供に露 なのお さうけ、 れちる、 な、飲、 い、營、 も業の のと提 等	そ の 他	
3 年度	全都	28	203	2,375	224	2,035	9	2	105
	都	26	81	912	32	794	-	-	86
	区	1	114	1,395	192	1,176	9	2	16
	市	1	8	68	-	65	-	-	3
4 年度	全都	25	238	5,410	242	4,872	2	111	183
	都	24	142	2,049	6	1,874	-	5	164
	区	1	78	3,293	235	2,936	2	106	14
	市	-	18	68	1	62	-	-	5
区	千代田区	-	-	257	72	82	-	103	-
	中央区	-	5	161	67	91	-	-	3
	港区	-	4	39	25	14	-	-	-
	新宿区	1	5	87	2	85	-	-	-
	文京区	-	2	160	-	160	-	-	-
	台東区	-	2	56	28	28	-	-	-
	墨田区	-	1	61	-	60	1	-	-
	江東区	-	-	121	-	121	-	-	-
	品川区	-	2	57	2	55	-	-	-
	目黒区	-	-	39	-	38	-	-	1
	大田区	-	2	337	10	321	-	-	6
	世田谷区	-	15	103	18	84	-	-	1
	渋谷区	-	5	58	-	58	-	-	-
	中野区	-	-	123	-	123	-	-	-
	杉並区	-	2	251	1	250	-	-	-
	豊島区	-	-	96	4	92	-	-	-
	北区	-	-	71	-	71	-	-	-
	荒川区	-	10	117	-	117	-	-	-
	板橋区	-	5	427	-	427	-	-	-
練馬区	-	3	151	-	147	-	2	2	
足立区	-	5	189	1	188	-	-	-	
葛飾区	-	8	159	3	153	1	1	1	
江戸川区	-	2	173	2	171	-	-	-	
市	八王子市	-	4	30	-	25	-	-	5
	町田市	-	14	38	1	37	-	-	-
都	西多摩	2	16	216	1	215	-	-	-
	南多摩	1	7	279	-	279	-	-	-
	多摩立川	-	7	133	1	131	-	-	1
	多摩府中	-	17	811	2	809	-	-	-
	多摩小平	-	7	334	-	327	-	5	2
	大島	1	2	54	2	51	-	-	1
	三宅	-	5	9	-	6	-	-	3
	八丈	2	9	55	-	52	-	-	3
	小笠原	3	2	4	-	4	-	-	-
	市場	-	11	153	-	-	-	-	153
	センター	15	59	1	-	-	-	-	1
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-

第2 収去

食品衛生法第28条の規定に基づき、様々な食品、添加物、器具・容器包装等の収去検査を実施している。令和4年度の収去検査品目数は表2-2-3のとおりである。

表2-2-3 収去検査品目数

食品分類		項目	合 計			細菌検査			化学検査		
			合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品
魚介類等	魚介類		2,508	1,893	615	1,069	816	253	1,439	1,077	362
	魚介類加工品		1,667	1,622	45	961	947	14	706	675	31
冷凍食品	無加熱摂取		403	267	136	131	108	23	272	159	113
	凍結前加熱済・加熱後摂取		374	262	112	123	99	24	251	163	88
	凍結前未加熱・加熱後摂取		898	477	421	306	211	95	592	266	326
	生食用冷凍鮮魚介類		35	-	35	18	-	18	17	-	17
肉・卵類及びその加工品			12,166	6,703	5,463	3,045	1,862	1,183	9,121	4,841	4,280
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳		701	701	-	50	50	-	651	651	-
	乳製品		1,694	1,046	648	318	149	169	1,376	897	479
	乳類加工品		208	208	-	56	56	-	152	152	-
	アイスクリーム類・氷菓		140	120	20	109	107	2	31	13	18
農産物等	穀類及びその加工品		1,979	1,527	452	330	330	-	1,649	1,197	452
	野菜類・果物及びその加工品		13,831	5,093	8,738	2,195	1,603	592	11,636	3,490	8,146
菓 子 類			4,395	4,078	317	1,975	1,937	38	2,420	2,141	279
飲料・氷雪・水	清涼飲料水		1,381	1,265	116	201	184	17	1,180	1,081	99
	酒精飲料		180	114	66	24	24	-	156	90	66
	氷雪		7	7	-	7	7	-	-	-	-
	水		9	9	-	6	6	-	3	3	-
その他の食品	缶詰・びん詰		1,426	399	1,027	241	27	214	1,185	372	813
	調味料		2,048	1,607	441	646	549	97	1,402	1,058	344
	そうざい類及びその半製品		6,017	5,971	46	4,582	4,573	9	1,435	1,398	37
	上記以外の食品		2,424	1,839	585	951	870	81	1,473	969	504
添加物	別表第1の添加物及びその製剤		2	2	-	2	2	-	-	-	-
	その他添加物		4	4	-	-	-	-	4	4	-
器具等	器具及び容器包装		17	11	6	-	-	-	17	11	6
	おもちゃ		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			54,514	35,225	19,289	17,346	14,517	2,829	37,168	20,708	16,460

第3 GLP

1 GLPとは

食品衛生法第28条第1項の規定に基づき都が取去した食品、添加物等の検査(試験品の採取及び運搬を含む。以下第3において同じ。)の実施に当たっては、同法第29条第3項の規定により検査の業務管理(GLP: Good Laboratory Practice)が義務付けられている。

具体的には、食品衛生法施行規則第37条の規定に基づき、標準作業書の作成、検査記録の保管等の他、以下の取組を行い、検査精度を確保している。

(1) 内部点検

信頼性確保部門責任者(健康安全研究センター精度管理室長)による検査施設等の業務管理について点検を実施し、GLPの適正実施を確認するとともに、必要に応じて改善措置を要請する。

(2) 内部精度管理

検査施設で実施している精度管理について、信頼性確保部門責任者が実施結果を確認し、必要に応じて検査部門責任者(各検査施設の責任者)に改善措置を要請する。

(3) 外部精度管理調査

外部機関による検査施設の技能評価を受け、その結果を基に、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者に改善措置を要請する。

2 実施結果(令和4年度)

(1) 内部点検

ア 実施期間 令和4年6月から令和5年1月まで
イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び健康安全部食品監視課

ウ 点検実施施設数 33ヵ所

エ 実施結果

検査結果通知書の誤記等、改善措置を要請した施設はなかった。

(2) 内部精度管理

ア 実施期間 令和4年4月から令和5年3月まで
イ 実施者 各検査施設及び健康安全研究センター精度管理室

ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査を実施している21施設における精度管理の結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

(3) 外部精度管理調査

ア 実施期間 令和4年5月から令和4年12月まで

イ 実施者 (一財)食品薬品安全センター

ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ17施設を対象に技能評価を受けたところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

3 その他

令和4年6月に健康安全研究センターにおいて、関係職員に対するGLP講習会を開催した。

第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の過程において、特に衛生上の考慮を必要とする政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。食品衛生管理者は、食品衛生法に違反することのないように製造又は加工に従事する者を監督しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調製粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。（表2-3）

表2-3 食品衛生管理者数（資格・業種別）

食品 又は添加物	資格	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	薬学・ 歯医学 ・ 獣医学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者	総 数
令和4年度計		7	30	3	2	23	11	45	49	109	279
全粉乳、加糖粉乳 又は調製粉乳		-	-	-	-	-	-	3	4	-	7
食肉製品		6	10	3	1	18	7	13	27	65	150
魚肉ハム又は 魚肉ソーセージ		-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
放射線照射食品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂		-	2	-	-	-	-	3	2	-	7
マーガリン又は ショートニング		-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
添 加 物		1	18	-	1	5	4	25	14	44	112

第4節 輸入食品対策

第1 輸入食品対策実施結果

令和4年度の我が国の食料自給率はカロリーベースで約4割であり、平成10年以降横ばいで推移している。食品の輸入届出件数は約240万件であり、輸入食品無くして我が国の食生活は成り立たないものとなっている。

一方、農薬や動物用医薬品の残留、遺伝子組換え食品の輸入等、輸入食品をめぐる都民の関心は高い。

このような都民の関心に応えるため、東京都は昭和63年から輸入食品安全対策を体系化し、毎年規模を拡大しつつ現在に至っている。

令和4年度の輸入食品対策実施結果は表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 輸入食品対策実施結果

区 分	実 施 結 果
検 査 の 実 施	(1) 輸入農産物等の残留農薬検査 490検体 (2) 輸入食品の放射性物質検査 100検体
輸 入 業 者 等 へ の 立 入 指 導	輸入食品監視班による立入指導軒数 247軒 収去検体数 1,299検体
検 査 法 の 開 発	○ 指定外添加物 (2物質) TBHQ、キノリンイエロー ○ 農薬 (3物質) チアクロプリド、テトラコナゾール、チアベンダゾール ○ 動物用医薬品 (1物質) タイロシン
普 及 ・ 啓 発	輸入業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためオンライン形式で開催 ○ 配信期間 令和5年1月19日から2月3日まで ○ 受講者数 計511名 ○ 講習内容 1-1 「遺伝子組換え食品の新たな任意表示制度と東京都消費生活条例に基づく食品の品質表示(概要)について」 東京都福祉保健局(現 保健医療局) 健康安全部 食品監視課 木村 智香子 1-2 「輸入食品の栄養成分表示について」 東京都福祉保健局(現 保健医療局) 健康安全部 食品監視課 阿久澤 圭子 2 「検疫所における輸入食品等監視指導業務について」 厚生労働省 東京検疫所 食品監視課 食品衛生専門職 千葉 緑

第2 輸入農産物等の残留農薬検査結果

海外からの野菜、果実等の農産物の輸入量が増加している一方、消費者は輸入農産物等に対して不安を感じており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から、市場に入荷、あるいは都内に流通する輸入農産物等の残留農薬検査を実施してきたが、令和4年度の検査結果は以下のとおりである。

なお、本集計は、各事業所において輸入食品対策事業として実施した結果を集計したものである。

1 実施期間

令和4年4月から令和5年3月まで

2 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

3 検査対象品目（表2-4-2）

野菜、果実、穀類、豆類及びこれらの加工品等について490検体100品目について検査した。

生産国の地域別では、アジアが213検体(43.5%)と最も多く、以下、中南米83検体(16.9%)、北米79検体

(16.1%)、大洋州54検体(11.0%)、欧州38検体(7.8%)、中東12検体(2.4%)、アフリカ11検体(2.2%)であった。

生産国の上位5か国は、中国(104検体)、アメリカ(67検体)、フィリピン(46検体)、メキシコ(45検体)、タイ(35検体)であった。

4 検査対象農薬（表2-4-3）

食品衛生法で定められた残留基準、生産国における使用状況及び残留基準等を勘案し、158種類の農薬から、生産国及び農作物の種類に応じて選択した。

5 検査結果

141検体(48品目)から36種類の農薬を検出した(表2-4-4、表2-4-5)。

そのうち、「ジニコナゾール0.27ppm及びプロピコナゾール0.30ppmを検出したスナップエンドウ」等4検体(3品目)から基準を超える農薬を検出した。

表2-4-2 検体数及び品目数

分類	検体数	品目数	内訳（カッコ内は検体数）
野菜	生鮮	161	25 アスパラガス(10)、エシヤロット(4)、エリンギ(1)、オクラ(11)、カボチャ(14)、コウシンダイコン(1)、ゴボウ(6)、サトイモ(6)、シイタケ(4)、ショウガ(16)、スナップエンドウ(2)、セロリアック(1)、タマネギ(12)、チコリ(4)、トレビス(13)、ニンジン(3)、ニンニクノメ(9)、ネギ(1)、パプリカ(17)、フェネル(1)、ペコロス(1)、ベビーコーン(2)、ホワイトアスパラガス(1)、ヤングコーン(17)、リーキ(4)
	冷凍	42	20 アスパラガス(5)、インゲン(3)、エダマメ(2)、オクラ(1)、カボチャ(1)、カリフラワー(4)、グリーンピース(1)、サトイモ(2)、サヤインゲン(1)、ズッキーニ(1)、ソラマメ(1)、トウモロコシ(1)、ナノハナ(2)、ネギ(1)、ブロッコリー(6)、ハウレンソウ(4)、レンコン(2)、芽キャベツ(1)、未成熟インゲン(1)、未成熟ソラマメ(2)
	計	203	45
果実	生鮮	169	19 アボカド(6)、アメリカンチェリー(1)、イチゴ(3)、オレンジ(15)、キウイフルーツ(23)、グレープフルーツ(19)、ドラゴンフルーツ(5)、ネーブルオレンジ(1)、パイナップル(22)、バナナ(34)、パパイヤ(4)、ブドウ(13)、ブルーベリー(2)、マンゴー(9)、メロゴールド(5)、メロン(3)、ライム(1)、リンゴ(1)、レモン(2)
	冷凍	36	13 アボカド(1)、イチゴ(6)、キウイフルーツ(1)、スイートチェリー(1)、ダークスイートチェリー(1)、パイナップル(2)、ブドウ(1)、ブルーベリー(10)、マンゴー(6)、ミカン(2)、ライチ(1)、ラズベリー(1)、レモン(3)
	乾燥	10	6 アプリコット(1)、イチジク(1)、デーツ(2)、プルーン(2)、マンゴー(1)、レーズン(3)
	計	215	38
穀類及びその加工品	17	7	アマランサス(2)、キヌア(3)、ポップコーン(3)、ホワイトソルガム(1)、精米(4)、大麦(1)、穀類加工品(3)
豆類及びその加工品	30	8	インゲン豆(3)、グリーンピース(4)、ひよこ豆(7)、レンズ豆(9)、金時豆(2)、黒インゲン豆(1)、白インゲン豆(1)、緑豆(3)
その他	25	2	果実加工品(15)、野菜加工品(10)
合計	490	100	

表 2-4-3 検査対象農薬

分類	用途	農薬
有機リン系農薬 (36種類)	殺虫剤 (31種類)	EPN、アジンホスメチル、アセフェート、イソカルボホス、イソキサチオン、エチオン、エトプロホス、オメトエート、キナルホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、チオメトン、トリアゾホス、パラチオン、パラチオンメチル、ピラクロホス、ピリミホスメチル、フェニトロチオン、フェンシルホチオン、フェントエート、プロチオホス、プロフェノホス、ホサロン、ホスチアゼート、ホレート、マラチオン、メタミドホス、メチダチオン、メビンホス
	殺菌剤 (2種類)	エディフェンホス、トルクロホスメチル
	除草剤 (3種類)	アニコホス、ビペロホス、ブタミホス
ピレスロイド系農薬 (12種類)	殺虫剤 (12種類)	アクリナトリン、シハロトリン、シフルトリン、シペルメトリン、テフルトリン、ハルフェンブロックス、ピフェントリン、フェンバレレート、フェンプロパトリン、フルシトリネート、フルバリネート、ペルメトリン
カーバメート系農薬 (14種類)	殺虫剤 (12種類)	アミノカルブ、イソプロカルブ、エチオフェンカルブ、オキサミル、カルバリル、クロルブファム、チオジカルブ及びメソミル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキシル、ベンダイオカルブ
	殺菌剤 (1種類)	ジエトフェンカルブ
	除草剤 (1種類)	クロルブロファム
含窒素系農薬 (65種類)	殺虫剤 (10種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、ピリプロキシフェン、プロプロフェジン
	殺菌剤 (34種類)	アゾキシストロビン、イマザリル、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジニコナゾール、ジフェノコナゾール、シプロコナゾール、チアベンダゾール、チフルザミド、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、トリシクラゾール、トリチコナゾール、トリフロキシストロビン、ピテルタノール、ピラクロストロビン、ピリフェノックス、ピリメタニル、フェナリモル、フェンブコナゾール、フルジオキシニル、フルシラゾール、フルトラニル、フルトリアホル、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール、ベナラキシル、ペンコナゾール、ボスカリド、マイクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メプロニル
	除草剤 (19種類)	アラクロール、エスプロカルブ、エタルフルラリン、カフェンストロール、シアナジン、シマジン、シメトリン、チオベンカルブ、テニルクロール、トリフルラリン、ピリブチカルブ、ピリミノバックメチル、ブタクロール、プレチラクロール、プロメトリン、ペンディメタリン、メトラクロール、メフェナセット、レナシル
	植物成長調整剤 (1種類)	パクロブトラゾール
	共力剤 (1種類)	ビペロニルブトキシド
	有機塩素系農薬 (2種類)	殺虫剤 (1種類)
その他の農薬 (28種類)	殺菌剤 (1種類)	プロシミドン
	殺虫剤 (6種類)	エトキサゾール、エトフェンブロックス、クロルフェナピル、ジクロフェンチオン、シラフルオフエン、フィプロニル
	殺菌剤 (7種類)	オルトフェニルフェノール、ジクロシメット、ジメトモルフ、ピロキロン、フェノキサニル、フェンアミドン、フルキンコナゾール
	除草剤 (13種類)	シハロホップブチル、ジフルフェニカン、ジメテナミド、ターバシル、テブチウロン、テルブトリン、ピコリナフェン、ピフェノックス、ピラフルフェンエチル、フルリドン、プロバキザホップ、プロバジン、ペンフレセート
	植物成長調整剤 (1種類)	ウニコナゾール P
葉害軽減剤 (1種類)	メフェンビルジエチル	
その他 (1種類)	臭素	

表 2-4-4 検出農薬別検査 (その1)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
有機リン系	クロルピリホス	バナナ	14	0.01~0.06	2	バナナ
		ブドウ	3	0.04~0.12	0.5	ぶどう
	ジメトエート	オレンジ	1	0.32	2	オレンジ
	プロチオホス	ブドウ	2	0.02~0.03	1	ぶどう
	マラチオン	グレープフルーツ	1	0.28	7	グレープフルーツ
ブルーベリー		3	0.01~0.32	10	ブルーベリー	
ピレスロイド系	シペルメトリン	未成熟インゲン	1	0.02	0.7	未成熟いんげん
	ビフェントリン	いちご	1	0.03	1	いちご
		バナナ	1	0.01	0.1	バナナ
ブドウ	2	0.02~1.1	0.7	ぶどう		
カーバメート系	オキサミル	メロン	1	0.01	2	メロン類果実
	チオジカルブ及びメソミル	ブドウ	1	0.01	5	ぶどう
含窒素系	アセタミプリド	エダマメ	1	0.01	3	えだまめ
		スイートチェリー	1	0.01	5	おうとう
		ダークスイートチェリー	1	0.05	5	おうとう
		オクラ	2	0.01~0.02	1	おくら
		ブドウ	2	0.01~0.03	5	ぶどう
		ブルーベリー	1	0.01	2	ブルーベリー
		スナップエンドウ	2	0.13~0.56	2	未成熟えんどう
	アゾキシストロビン	オレンジ	3	0.33~0.46	10	オレンジ
		バナナ	2	0.01~0.02	3	バナナ
		パパイヤ	2	0.36~0.49	2	パパイヤ
		パプリカ	2	0.02~0.06	3	ピーマン
		ブルーベリー	1	0.57	5	ブルーベリー
		マンゴー	2	0.2~0.25	1	マンゴー
		ラズベリー	1	0.02	5	ラズベリー
		レモン	1	0.22	10	レモン
	イマザリル	オレンジ	2	0.55~1.3	5.0	オレンジ
		グレープフルーツ	2	0.59~0.62	5.0	グレープフルーツ
		メロゴールド	1	0.34	5.0	グレープフルーツ
		レモン	1	0.33	5.0	レモン
	イミダクロプリド	アスパラガス	1	0.07	0.7	アスパラガス
		オクラ	7	0.01~0.16	0.7	おくら
		カボチャ	5	0.01~0.02	1	かぼちゃ
		グレープフルーツ	1	0.01	0.7	グレープフルーツ
		精米	1	0.01	1	米(玄米)
		トレビス	2	0.01~0.02	5	その他のきく科野菜
		パパイヤ	1	0.08	0.7	パパイヤ
		ホウレンソウ	1	0.14	15	ほうれんそう
	クレソキシムメチル	パプリカ	1	0.02	2	ピーマン
	クロチアニジン	オクラ	1	0.01	1	おくら
		オレンジ	4	0.01~0.02	2	オレンジ
		ショウガ	1	0.02	0.02	しょうが
		ネギ	1	0.04	1	ねぎ
		ブドウ	2	0.40~0.57	5	ぶどう
ジニコナゾール	スナップエンドウ	2	0.10~0.27	0.01	未成熟えんどう	
ジノテフラン	オクラ	2	0.02~0.03	2	おくら	
ジフェノコナゾール	ブドウ	1	0.02	4	ぶどう	
	スナップエンドウ	2	0.16~0.20	0.7	未成熟えんどう	
	芽キャベツ	1	0.01	2	芽キャベツ	

*令和5年3月末時点

表 2-4-4 検出農薬別検査 (その2)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
含窒素系	チアベンダゾール	オレンジ	3	0.01~0.36	10	オレンジ
		グレープフルーツ	2	0.07~0.18	10	グレープフルーツ
		メロゴールド	1	0.45	10	グレープフルーツ
		レモン	1	0.14	10	レモン
	チアメトキサム	オクラ	1	0.06	0.7	おくら
		精米	1	0.02	0.3	米(玄米)
		サトイモ	1	0.04	0.3	さといも類
		ネギ	1	0.32	2	ねぎ
	テトラコナゾール	ブドウ	1	0.02	0.2	ぶどう
	テブコナゾール	ダークスイートチェリー	1	0.28	7	おうとう
		精米	1	0.01	0.05	米(玄米)
		ニンニクノメ	3	0.01~0.02	10	その他のゆり科野菜
		ニンジン	2	0.04~0.05	0.6	にんじん
		ブドウ	1	0.03	10	ぶどう
		スナップエンドウ	1	0.01	3	未成熟えんどう
	トリフロキシストロビン	レンズ豆	1	0.02	0.01	小豆類
	ピペロニルブトキシド	穀類加工品	1	0.03	-	-
		ポップコーン	1	0.01	24	とうもろこし
	ピラクロストロビン	グレープフルーツ	4	0.02~0.06	2	グレープフルーツ
		ニンニクノメ	4	0.02~0.03	2	その他のゆり科野菜
		パプリカ	2	0.01~0.07	1	ピーマン
		ブドウ	2	0.01~0.02	2	ぶどう
		ブルーベリー	2	0.03~0.12	4	ブルーベリー
		レモン	1	0.02	2	レモン
	ピリプロキシフェン	パプリカ	1	0.01	3	ピーマン
	ピリメタニル	イチゴ	1	0.08	10	いちご
		オレンジ	3	0.02~0.26	10	オレンジ
		ブドウ	7	0.01~0.20	10	ぶどう
		ブルーベリー	6	0.01~0.49	5	ブルーベリー
		ラズベリー	1	0.07	10	ラズベリー
	ブプロフェジン	精米	1	0.02	0.5	米(玄米)
		ブドウ	1	0.02	1	ぶどう
	フルジオキシソニル	オレンジ	4	0.06~0.34	10	オレンジ
		ブドウ	3	0.01~0.08	5	ぶどう
		レモン	1	0.24	10	レモン
		イチゴ	1	0.07	5	いちご
	プロピコナゾール	アボカド	1	0.01	0.05	アボカド
		精米	1	0.02	0.1	米(玄米)
		スナップエンドウ	2	0.18~0.30	0.05	未成熟えんどう
		レモン	1	0.24	8	レモン
	ボスカリド	イチゴ	1	0.01	15	いちご
スイートチェリー		1	0.03	3	おうとう	
インゲン豆		3	0.02~0.04	3	小豆類	
ニンニクノメ		3	0.07~0.16	30	その他のゆり科野菜	
パプリカ		4	0.01~0.22	10	ピーマン	
ブドウ		4	0.01~0.08	10	ぶどう	
ブルーベリー		5	0.04~0.13	10	ブルーベリー	
ブロッコリー		1	0.04	5	ブロッコリー	
ラズベリー		1	0.08	10	ラズベリー	
マイクロブタニル	イチゴ	1	0.04	0.8	いちご	

*令和5年3月末時点

表 2-4-4 検出農薬別検査 (その3)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
含窒素系	マイクロブタニル	カボチャ	1	0.01	0.2	かぼちゃ
		バナナ	1	0.04	2	バナナ
	メタラキシル及びメフェノキサム	パプリカ	1	0.1	2	ピーマン
		ブドウ	2	0.03~0.05	1	ぶどう
その他の 農薬	エトキサゾール	グレープフルーツ	1	0.02	0.7	グレープフルーツ
	オルトフェニルフェノール	グレープフルーツ	1	1.3	10	グレープフルーツ
	ジメトモルフ	ホウレンソウ	1	0.02	50	ほうれんそう
その他	臭素	アプリコット	1	6	20	あんず
		イチゴ	1	12	30	いちご
		アメリカンチェリー	1	6	20	おうとう
		キウイフルーツ	1	1	30	キウイー
		グレープフルーツ	1	1	30	グレープフルーツ
		メロゴールド	1	1	30	グレープフルーツ
		穀類加工品	2	8~11	-	-
		精米	1	15	50	米(玄米)
		金時豆	2	1~2	200	小豆類
		黒インゲン豆	1	2	200	小豆類
		白インゲン豆	1	1	200	小豆類
		レンズ豆	1	2	200	小豆類
		イチジク	1	3	60	その他の果実
		アマランサス	1	2	50	その他の穀類
		キヌア	1	1	50	その他の穀類
		ひよこ豆	1	2	200	その他の豆類
		ポップコーン	1	7	80	とうもろこし
		デザート	1	2	100	なつめやし(乾燥させたもの)
		バナナ	7	1~2	20	バナナ
		グリーンピース	1	2	50	未成熟えんどう
レモン	1	1	30	レモン		

*令和5年3月末時点

表 2-4-5 農産物別検出農薬（その1）

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	オクラ	タイ	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	イミダクロプリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	イミダクロプリド	0.1	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.16	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	ジノテフラン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	ジノテフラン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	チアメトキサム	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	ミクロブタニル	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	サトイモ	中国	チアメトキサム	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ショウガ	中国	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	スナップエンドウ	タイ	アセタミプリド	0.56	健康安全研究センター
野菜 生鮮	スナップエンドウ	中国	アセタミプリド	0.13	健康安全研究センター
野菜 生鮮	スナップエンドウ	タイ	ジニコナゾール	0.27	健康安全研究センター
野菜 生鮮	スナップエンドウ	中国	ジニコナゾール	0.1	健康安全研究センター
野菜 生鮮	スナップエンドウ	タイ	ジフェノコナゾール	0.2	健康安全研究センター
野菜 生鮮	スナップエンドウ	中国	ジフェノコナゾール	0.16	健康安全研究センター
野菜 生鮮	スナップエンドウ	中国	テブコナゾール	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	スナップエンドウ	タイ	プロピコナゾール	0.3	健康安全研究センター
野菜 生鮮	スナップエンドウ	中国	プロピコナゾール	0.18	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンジン	中国	テブコナゾール	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンジン	中国	テブコナゾール	0.05	市場衛生検査所
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	テブコナゾール	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	テブコナゾール	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	テブコナゾール	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	ボスカリド	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	ボスカリド	0.14	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	ボスカリド	0.16	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	クロチアニジン	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	チアメトキサム	0.32	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クレソキシムメチル	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その2)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピリプロキシフェン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.1	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.22	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	メタラキシル及びメフェノキサム	0.1	健康安全研究センター
野菜 冷凍	アスパラガス	中国	イミダクロプリド	0.07	健康安全研究センター
野菜 冷凍	エダマメ	台湾	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ブロッコリー	エクアドル	ボスカリド	0.04	市場衛生検査所
野菜 冷凍	ハウレンソウ	中国	イミダクロプリド	0.14	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ハウレンソウ	中国	ジメトモルフ	0.02	市場衛生検査所
野菜 冷凍	未成熟インゲン	タイ	シペルメトリン	0.02	市場衛生検査所
野菜 冷凍	芽キャベツ	オランダ	ジフェノコナゾール	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	アメリカンチェリー	アメリカ	臭素	6	健康安全研究センター
果実 生鮮	アボカド	メキシコ	プロピコナゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	臭素	12	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ピフェントリン	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ピリメタニル	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	フルジオキシニル	0.07	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ミクロブタニル	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	アゾキシストロビン	0.33	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	アゾキシストロビン	0.37	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	アゾキシストロビン	0.46	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	1.3	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	0.55	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	ジメトエート	0.32	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	0.23	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	0.36	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	ピリメタニル	0.26	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	ピリメタニル	0.26	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	ピリメタニル	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	フルジオキシニル	0.31	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	フルジオキシニル	0.34	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	フルジオキシニル	0.06	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	フルジオキシニル	0.21	市場衛生検査所
果実 生鮮	キウイフルーツ	ニュージーランド	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	0.59	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	トルコ	イマザリル	0.62	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	トルコ	エトキサゾール	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	トルコ	オルトフェニルフェノール	1.3	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	メキシコ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	チアベンダゾール	0.18	市場衛生検査所

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その3)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	グレープフルーツ	トルコ	チアベンダゾール	0.07	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	メキシコ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	トルコ	マラチオン	0.28	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	アゾキシストロビン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	ベトナム	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	ビフェントリン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	ミクロブタニル	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	パパイヤ	フィリピン	アゾキシストロビン	0.36	健康安全研究センター
果実 生鮮	パパイヤ	フィリピン	アゾキシストロビン	0.49	健康安全研究センター
果実 生鮮	パパイヤ	アメリカ	イミダクロプリド	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	アセタミプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	クロチアニジン	0.4	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	クロチアニジン	0.57	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	クロルピリホス	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	クロルピリホス	0.12	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	クロルピリホス	0.07	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ジフェノコナゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	チオジカルブ及びメソミル	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テトラコナゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	テブコナゾール	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	ビフェントリン	1.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	ビフェントリン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	ピラクロストロビン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	ピリメタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	ピリメタニル	0.06	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その4)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ピリメタニル	0.19	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	ピリメタニル	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピリメタニル	0.12	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピリメタニル	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	ブプロフェジン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	フルジオキシソニル	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	フルジオキシソニル	0.08	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	フルジオキシソニル	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	プロチオホス	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	プロチオホス	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	メタラキシル及びメフェノキサム	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	メタラキシル及びメフェノキサム	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.57	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	ピラクロストロビン	0.12	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	ピリメタニル	0.49	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.1	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	ブラジル	アゾキシストロビン	0.25	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	ブラジル	アゾキシストロビン	0.2	市場衛生検査所
果実 生鮮	メロゴールド	アメリカ	イマザリル	0.34	市場衛生検査所
果実 生鮮	メロゴールド	アメリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロゴールド	アメリカ	チアベンダゾール	0.45	市場衛生検査所
果実 生鮮	メロン	メキシコ	オキサミル	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	アゾキシストロビン	0.22	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	0.33	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	0.14	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	フルジオキシソニル	0.24	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	プロピコナゾール	0.24	市場衛生検査所
果実 冷凍	スイートチェリー	ハンガリー	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	スイートチェリー	ハンガリー	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ダークスイートチェリー	チリ	アセタミプリド	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	ダークスイートチェリー	チリ	テブコナゾール	0.28	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ピリメタニル	0.2	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.44	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.07	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.07	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.08	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.13	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	マラチオン	0.01	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その5)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	マラチオン	0.32	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	ピリメタニル	0.07	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	ボスカリド	0.08	健康安全研究センター
果実 冷凍	レモン	チリ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 冷凍	レモン	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 乾燥	アプリコット	トルコ	臭素	6	健康安全研究センター
果実 乾燥	イチジク	トルコ	臭素	3	健康安全研究センター
果実 乾燥	デーツ	チュニジア	臭素	2	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	アマランサス	ペルー	臭素	2	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	穀類加工品	アメリカ	臭素	11	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	キヌア	ペルー	臭素	1	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	精米	インド	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	精米	インド	臭素	15	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	精米	インド	チアメトキサム	0.02	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	精米	インド	テブコナゾール	0.01	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	精米	インド	ブプロフェジン	0.02	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	精米	インド	プロピコナゾール	0.02	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	穀類加工品	イギリス	臭素	8	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	穀類加工品	イギリス	ピペロニルブトキシド	0.03	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	ポップコーン	アメリカ	臭素	7	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	ポップコーン	アメリカ	ピペロニルブトキシド	0.01	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	インゲン豆	アメリカ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	インゲン豆	アメリカ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	インゲン豆	アメリカ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	金時豆	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	金時豆	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	グリーンピース	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	黒インゲン豆	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	白インゲン豆	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	ひよこ豆	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	レンズ豆	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	レンズ豆	カナダ	トリフロキシストロビン	0.02	健康安全研究センター

表 2-4-6 基準を超過した農産物

分類	農産物	原産国	検出農薬及び検出値 (ppm)	残留基準* (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	スナップエンドウ	タイ	ジニコナゾール 0.27	0.01	健康安全研究センター
			プロビコナゾール 0.30	0.05	
野菜 生鮮	スナップエンドウ	中国	ジニコナゾール 0.10	0.01	健康安全研究センター
			プロビコナゾール 0.18	0.05	
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	ビフェントリン 1.1	0.7	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	レンズ豆	カナダ	トリフロキシストロビン 0.02	0.01	健康安全研究センター

*令和5年3月末時点

第3 遺伝子組換え食品の検査結果について

遺伝子組換え食品については、平成13年4月から食品衛生法に基づく規格基準が制定され、表示が義務化された。

東京都は、平成13年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しているが、令和4年度の結果は以下のとおりである。

1 検査対象食品

(1) 食品衛生法に基づく定性検査*

パパイヤ、米加工品、とうもろこし及びその加工品（菓子、コーンスープ等）

(2) 食品表示法に基づく定性検査及び定量検査

第2章第9節第3「遺伝子組換え食品の表示検証」を参照

- * 安全性未審査の遺伝子組換え食品であるパパイヤ（PRSV-YK、PRSV-SC、PRSV-HN）、米加工品（63Bt、NNBt、CpTI）、とうもろこし及びその加工品（CBH351（スターリンク）、Bt10）が含まれているかどうかを確認する検査

2 立入施設

食品製造施設、スーパー及びデパート等

3 実施機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

4 検査機関

健康安全研究センター

5 実施期間

令和4年4月から令和5年3月

6 実施結果

(1) 食品衛生法に基づく定性検査（表2-4-7）

食品衛生法に基づく定性試験を行ったパパイヤ、米加工品、とうもろこし及びその加工品、計52検体から、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子は検出しなかった。

表2-4-7 食品衛生法に基づく定性検査結果

対象品目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出	検査不能 ^{※1}
パパイヤ		2	2		
米加工品	米粉	4	4		
	その他の米加工品	1	1		
とうもろこし	とうもろこし（穀粒）	1	1		
	とうもろこし（粉砕加工品）	4	4		
とうもろこし加工品	スナック菓子	2	2		
	スイートコーン	24	24		
	コーンスープ	14	14		
合計		52	52	0	0

※1：加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

第4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ

表 2-4-8 輸入食品監視結果

食品分類	検査 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	法違反の主な内容				
				品名	原産国	違反条項	違反内容	措置
魚介類	614	0	0					
魚介類加工品	45	0	0					
無加熱摂取 冷凍食品	136	0	0					
加熱後摂取 凍結前加熱冷凍食品	112	0	0					
加熱後摂取 凍結前未加熱冷凍食品	421	0	0					
生食用 冷凍鮮魚介類	41	0	0					
肉・卵類及び その加工品	5463	0	0					
牛乳・加工乳・ その他の乳	0	0	—					
乳製品	648	0	0					
乳類加工品	0	0	—					
アイスクリーム類・ 氷菓	20	0	0					
穀類及び その加工品	448	0	0					
野菜類・果物及び その加工品	8733	6	0.07	ふき水煮	中国	食品表示法 5 条	添加物表示なし	違反通報
菓子類	308	0	0					
清涼飲料水	115	1	0.87	炭酸飲料	韓国	食品表示法 5 条	添加物表示なし	違反通報
酒精飲料	67	0	0					
氷雪	0	0	—					
水	0	0	—					
缶詰・びん詰	1006	3	0.30	メキシカンホット ソース	メキシコ	食品衛生法 第 13 条第 2 項	添加物の使用基準違反	違反通報
調味料	438	0	0					
そうざい類及び その半製品	46	0	0					
上記以外の食品	584	1	0.17	ぶどう糖蜜	トルコ	食品表示法 5 条	添加物表示なし	違反通報
添加物及び その製剤	0	0	—					
その他添加物	0	0	—					
器具及び容器包装	6	0	0					
おもちゃ	0	0	—					
合計	19251	11	0.06					

—: 検査なし

表 2-4-9 輸入食品違反一覧

分類	品名	違反条項	違反内容	検査結果	発見	原産国
野菜類・果物及びその加工品	ぶどう(クリムゾン)	食品衛生法第13条第2項	農薬の残留基準違反	ピフエントリン 1.1ppm 検出	健康安全研究センター	オーストラリア
野菜類・果物及びその加工品	バター豆	食品衛生法第13条第2項	豆類の成分規格違反	シアン化水素 540ppm 検出	健康安全研究センター	ミャンマー
野菜類・果物及びその加工品	スナックプエンドウ	食品衛生法第13条第2項 食品衛生法第13条第3項	農薬の残留基準違反 農薬の一律基準違反	プロピコナゾール 0.30ppm 検出 ジニコナゾール 0.27ppm 検出	健康安全研究センター	タイ
野菜類・果物及びその加工品	スナックプエンドウ	食品衛生法第13条第2項 食品衛生法第13条第3項	農薬の残留基準違反 農薬の一律基準違反	プロピコナゾール 0.18ppm 検出 ジニコナゾール 0.10ppm 検出	健康安全研究センター	中国
野菜類・果物及びその加工品	オレレンジ	食品表示法第5条	添加物表示なし	イマザリル 0.001g/kg 検出	健康安全研究センター	オーストラリア
野菜類・果物及びその加工品	ふき水煮	食品表示法第5条	添加物表示なし	エリソルビン酸 0.38 g/kg 検出	台東区	中国
清涼飲料水	炭酸飲料	食品表示法第5条	添加物表示なし	アセスルフアムカリウム 検出	新宿区	韓国
缶詰・びん詰	メキシカンホットソース	食品衛生法第13条第2項	添加物の使用基準違反	安息香酸 ソルビン酸 検出	中野区	メキシコ
缶詰・びん詰	野菜加工品	食品表示法第5条	添加物表示なし	サッカリンナトリウム 0.031g/kg 検出	大田区	イタリア
缶詰・びん詰	愛玉ゼリー	食品表示法第5条	添加物表示なし	黄色4号 検出	新宿区	台湾
上記以外の食品	ぶどう糖蜜	食品表示法第5条	添加物表示なし	安息香酸 0.53g/kg 検出	新宿区	トルコ

第5節 食品中の放射性物質対策

第1 都内流通食品の放射性物質検査

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、食品中の放射性物質については、各生産地において国の通知に基づいた検査計画を策定し、出荷前検査が実施されている。さらに、各自治体においては、生産地における出荷前検査の効果を検証するため、小売店等に流通している食品の放射性物質検査を計画的に実施している。

こうした中、東京都では、チェルノブイリ原子力発電所の事故を受けて昭和61年度から実施してきた輸入食品の放射性物質の検査に加え、平成23年度から都内の小売店等に流通している国産食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、放射性物質の検査を実施している。

令和4年度の都内流通食品の放射性物質検査結果は以下のとおりである。

- 1 実施期間
令和4年4月から令和5年3月まで
- 2 実施機関
健康安全研究センター及び市場衛生検査所
- 3 検査機関
健康安全研究センター及び市場衛生検査所
- 4 実施対象施設
デパート、スーパー、市場内卸売販売業等
- 5 検査対象食品
生鮮食品、加工食品

6 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
・健康安全研究センター ・市場衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL)・シンチレーション検出器	セシウム134及び137の定量	測定時間：1,800秒 測定下限値：50Bq/kg
・健康安全研究センター	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及び放射性セシウムの定量	測定時間：2,000秒以上 ※上記の検査の結果、50Bq/kgを超えた検体について確定検査として実施した。

7 検査結果

検査結果は表2-5-1のとおり

900品目の食品について放射性物質検査を実施した。その結果、基準値を超える食品はなかった。

表2-5-1 令和4年度 都内流通食品の放射性物質検査結果

食品分類	品目数		検出濃度区分 (Bq/kg)				
	国産	輸入	0~25	26~50	51~75	76~100	100 超え
野菜・果実及びその加工品	150	56					
穀類・豆類・いも類・きのこ類及びその加工品	150	18					
肉類・卵類及びその加工品	50	6					
水産物及びその加工品	150	15					
乳製品	100	5					
牛乳類	120	0					
乳児用食品	30	0					
飲料水	50	0					
合計	800	100					

<参考>都内産の農林水産物等に関する検査

東京都産業労働局は都内で生産された農林水産物等について検査を行った（表2-5-2）。

その結果、基準値を超えるものはなかった。

表2-5-2 都内産農林水産物の検査検体数内訳

(令和4年度)

	検査検体数	基準値を 超えた検体数
農産物	52	0
水産物	66	0
原乳	3	0
合計	121	0

第6節 牛乳衛生

第1 乳処理場の衛生

都内には、多摩地域に6施設及び島しょ地域に2施設の乳処理場がある。多摩地域においては健康安全研究センターハサップ指導担当及び管轄保健所が、島しょ地域

においては島しょ保健所が、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。都内の乳処理場における牛乳等の生産量については、表2-6-1のとおりである。

表2-6-1 都内牛乳等の生産量（単位：kℓ）（令和4年度）

種類別	特別牛乳	牛乳	低脂肪牛乳	加工乳	その他の乳
生産量	-	61,145	11,867	-	2,491

第2 健康安全研究センターハサップ指導担当

健康安全研究センターハサップ指導担当では、乳処理施設や乳製品製造工場について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

年法律第57号)により、令和2年6月1日をもって「総合衛生管理製造管理」承認制度は廃止された。

令和4年度の検査結果は、表2-6-2のとおりである。

なお、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30

表2-6-2 牛乳等の成分規格等検査（健康安全研究センター搬入分）及び特殊検査等（令和4年度）

	総数		成分規格等検査 (健康安全研究センター搬入分)			特殊検査等※	
	検体数	検査件数	検体数	検査件数	違反検体数	検体数	検査件数
総数	133	1260	79	1057	-	54	203
生乳	19	315	16	309	-	3	6
製品	94	845	43	648	-	51	197
牛乳	30	132	9	62	-	21	70
成分調整牛乳	3	15	1	6	-	2	9
低脂肪牛乳	3	17	1	8	-	2	9
加工乳	-	-	-	-	-	-	-
乳飲料	16	135	6	91	-	10	44
クリーム	3	13	1	4	-	2	9
乳主原	5	68	3	59	-	2	9
アイスクリーム類	-	-	-	-	-	-	-
氷菓	-	-	-	-	-	-	-
はっ酵乳	12	115	7	95	-	5	20
乳酸菌飲料	2	18	1	14	-	1	4
チーズ	-	-	-	-	-	-	-
バター	-	-	-	-	-	-	-
調製粉乳	3	69	3	69	-	-	-
清涼飲料水	7	76	3	58	-	4	18
菓子	4	102	4	102	-	-	-
その他	6	85	4	80	-	2	5
その他	20	100	20	100	-	-	-

※特殊検査等とは、増菌検査、保存検査、その他の検査である。

第3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査

牛乳の衛生確保のため、生乳の残留農薬及び抗生物質等の検査を実施している。令和4年度の検査結果は、以下のとおりである。

(1) 検体数：16 検体

(2) 検査項目：残留農薬^{※1}、抗生物質等^{※2}

(3) 結果及び措置等：検出した検体及び違反となる検体はなかった。

※1 γ -BHC、DDT (p, p'-DDE、p, p'-DDD、p, p'-DDT 及び o, p'-DDT の総和)、アルドリン及びディルドリン、エンドリン、クロルデン (cis-クロルデン、trans-クロルデン及びオキシクロルデンの総和)、ヘプタクロル (エポキシド体含む)、ヘキサクロロベンゼン、クロルピリホスを検査した。

※2 オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン、ベンジルペニシリン、スピラマイシン、スルファジミジン、シロマジン、チアベンダゾール、5-ヒドロキシチアベンダゾールを検査した。

第7節 農畜水産食品衛生

第1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦食肉衛生検査所が都内二つのと畜場（うち、島しょ1施設）を所管している。

芝浦食肉衛生検査所では、と畜場法に基づき、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭ずつ生体検査、解体前検査及び解体後検査を実施し、さらに必要に応じて精密検査を行うことで、食用に適さない獣畜の肉を排除し、安全な食肉の供給に努めている。その他、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく搬入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食肉関係営業施設、食肉輸送車等の監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、八丈島に1と畜場があり、島しょ保健所の兼務と畜検査員が同様の業務を行っている。

令和4年度におけると畜検査数は表2-7-1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2-7-2のとおりである。

平成13年10月18日から平成25年6月30日まで、と畜解体される全ての牛について牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査を実施してきたが、平成25年6月に省令が改正され、平成25年7月1日からスクリーニング検査の対象が48か月齢を超える牛となった。その後、平成29年2月の省令改正により平成29年4月1日から、と畜場における健康牛に係るBSE検査は廃止された。この改正に伴い同年4月1日以降、都では、24か月齢以上の牛のうち、生体検査においてと畜検査員が必要と判断した牛を対象としてBSEスクリーニング検査を実施している。

また、めん羊及び山羊については、12か月齢以上の個体について伝達性海綿状脳症(TSE)のスクリーニング検査を実施してきたが、伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正により、平成28年6月1日から、月齢に関わらず、生体検査においてTSEを疑うような臨床症状を示す場合に、TSEスクリーニング検査を実施している。

第2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は、昭和29年に設置され、現在、豊洲市場内の本所のほかに2出張所を設け、特別区内の中央卸売市場(9市場)及び、地方卸売市場(1市場)を所管している。

ここでは、各卸売市場に常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売り営業を始めとする市場内の全ての業態について監視・指導を行っている。令和4年度における業務の概要は表2-7-3、表2-7-4及び表2-7-5のとおりである。

なお、多摩地域の市場の監視・指導については、平成15年度から健康安全研究センターが行っている。

第3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、全国の道府県に先駆けて、昭和24年にふぐ取扱業等取締条例を制定して、ふぐ調理師試験による免許制度及びふぐ取扱所の認証制度を定めて指導・取締りを行っている。

昭和58年12月の厚生省(現厚生労働省)通達「フグの衛生確保について」を受け、ふぐ加工品の流通の多様化に対応するために、昭和61年3月に条例を全部改正し、東京都ふぐの取扱い規制条例として同年7月に施行した。

その後、平成24年3月30日、ふぐ調理師以外の者が取り扱えるふぐ加工製品について改正を行い、同年10月1日より施行した。

令和4年3月、食品衛生法の改正(平成30年度)、厚生労働省通知「ふぐ処理者の認定基準」(令和元年10月31日付生食発1031第6号)、都内におけるふぐの流通状況等の実情等を踏まえ、ふぐ加工製品取扱届出制度の廃止等(令和4年4月1日施行)、試験制度(令和5年4月1日施行)について改正を行った。

令和4年度のふぐ調理師試験及び免許証の交付状況等は次のとおりである。

[令和4年度ふぐ調理師試験及び免許証の交付状況]

試験日	学科試験 7月30日、実技試験 8月1日から同月3日まで
受験申込者数	164名
受験者数	152名
合格者数	79名(合格率 52.0%)
免許証交付数	94名(条例制定以来、令和4年度末までの免許証交付数 21,989件)

表 2-7-1 と畜検査頭数の推移及び令和4年度と畜場別と畜検査頭数

畜種	総数	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊	
平成24年度	275,999	94,325	-	-	181,665	-	9	
平成25年度	322,202	97,031	-	-	225,161	-	10	
平成26年度	321,116	98,997	-	1	222,100	-	18	
平成27年度	303,059	93,275	-	3	209,778	-	3	
平成28年度	289,112	88,309	-	-	200,798	-	5	
平成29年度	276,798	88,462	-	-	188,333	-	3	
平成30年度	281,468	86,908	-	1	194,556	-	3	
令和元年度	279,110	86,157	-	-	192,948	-	5	
令和2年度	292,830	89,243	-	4	203,578	-	5	
令和3年度	286,689	85,803	-	2	200,884	-	-	
令和4年度	295,259	87,386	-	1	207,871	-	1	
令和4年度と畜場別内訳	芝浦	295,258	87,386	-	1	207,871	-	-
	八丈町	1	-	-	-	-	-	-

表2-7-3 市場衛生検査所・事業所別実績（令和4年度）

区分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				措置数
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数	不良検体数	不利益処分		
					件数	廃棄重量(kg)	
合計	2,068	158,818	4,452	324	0	0	325
豊洲	1,352	110,975	2,481	136	0	0	137
大田	459	31,888	949	56	0	0	56
足立	257	15,955	1,022	132	0	0	132

区分	検査			普及啓発		食中毒 関連調査	苦情・ 相談	表示違 反(件)
	検査件数	内 訳		回数	人数			
		理化学的試験	生物学的試験					
合計	56,877	28,887	27,990	133	3,812	15	1,155	202
豊洲	25,550	10,309	15,241	56	2,096	13	1,018	149
大田	19,524	12,718	6,806	38	1,108	2	94	23
足立	11,803	5,860	5,943	39	608	0	43	30

* 大田出張所は、大田市場、葛西市場、世田谷市場の監視指導を行っている。

また、足立出張所は、足立市場、豊島市場、淀橋市場、北足立市場、板橋市場、練馬青果地方卸売市場の監視指導を行っている。

表2-7-4 検査対象品目別検査数

(令和4年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他
検 体 数			4,452	1,001	245	292	101	2,813
検 査 件 数			56,877	5,890	3,881	20,461	883	25,762
生物学的検査	細 菌 数		2,820	250	139	61	26	2,344
	大 腸 菌 群		2,705	177	139	61	26	2,302
	大 腸 菌		2,761	250	139	61	26	2,285
	黄色ブドウ球菌		3,136	215	139	61	26	2,695
	腸炎ビブリオ		2,708	250	83	55	5	2,315
	その他ビブリオ		5,410	500	166	110	10	4,624
	サルモネラ		3,145	215	139	61	132	2,598
	セレウス菌		2,589	215	139	61	26	2,148
	腸管出血性大腸菌		1,338	960	24	150	—	204
	ノロウイルス		532	132	—	—	—	400
	抗菌性物質		—	—	—	—	—	—
	寄生虫・寄生虫卵		—	—	—	—	—	—
	T.T.C.テスト		—	—	—	—	—	—
	そ の 他		846	32	—	—	—	814
小 計			27,990	3,196	1,107	681	277	22,729
理化学的検査	保 存 料		3,202	1,064	929	520	216	473
	殺 菌 料		33	—	33	—	—	—
	漂 白 剤		298	4	150	66	12	66
	着 色 料		3,186	—	1,380	732	324	750

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他	
理化学的検査	甘味料		799	266	232	118	54	129	
	発色剤		20	—	17	—	—	3	
	リン酸		2	—	—	1	—	1	
	防カビ剤		73	—	—	68	—	5	
	残留農薬		19,795	60	—	18,154	—	1,581	
	P C B		144	144	—	—	—	—	
	重金属	水銀		473	469	—	—	—	4
		その他		—	—	—	—	—	—
	放射能		90	45	—	30	—	15	
	硝酸・亜硝酸		90	—	—	90	—	—	
	動物用医薬品		448	446	—	—	—	2	
	その他		234	196	33	1	—	4	
小計		28,887	2,694	2,774	19,780	606	3,033		

表 2-7-5 検査対象品目別、検査の結果に基づく不利益処分及び措置 (令和4年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査	検体数		4,452	1,001	245	292	101	2,813
	検査件数		56,877	5,890	3,881	20,461	883	25,762
	不良検体数		324	4	4	6	—	310
不利益処分件数	営業禁停止		—	—	—	—	—	—
	販売禁止		—	—	—	—	—	—
	廃棄		—	—	—	—	—	—
	その他		—	—	—	—	—	—
	数量(kg)		—	—	—	—	—	—
廃棄数量	命令に基づく廃棄		—	—	—	—	—	—
	命令廃棄数量(kg)		—	—	—	—	—	—
	任意廃棄		—	—	—	—	—	—
	任意廃棄数量(kg)		—	—	—	—	—	—
措置件数	注意・指導		324	4	4	6	—	310
	始末書		—	—	—	—	—	—
	返品		—	—	—	—	—	—
	違反通報等		1	1	—	—	—	—

第4 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、平成3年度に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律が施行され、平成4年度から食鳥検査が開始された。同法では、食鳥処理事業を許可制として、食鳥の処理について必要な規制を行うこと、1羽ごとの検査制度を設けて疾病り患食鳥を排除することを柱としている。

現在都内には、食鳥検査の対象施設（年間処理羽数が30万羽を超える処理場）はなく、食鳥検査を受ける義務が免除されている認定小規模食鳥処理場（同30万羽以下）は220施設ある。そのうち、18施設は東京都が管轄しており、食鳥とたいから内臓を摘出するなど、年間約9.3万羽の食鳥処理が行われている。

これらの食鳥処理場では、一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を配置し、法の基準に基づく食鳥の異常の有無の確認、異常のある食鳥肉の排除及び食鳥処理等の衛生管理を行っている。

東京都では、保健所に所属する食鳥検査員が各食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理衛生管理者による異常食鳥肉の排除等が適正に実施されるように、監視指導及び必要

な技術的助言を行っている。

また、食鳥肉の安全を確認する目的で、抗菌性物質や農薬の残留等について収去検査を実施している。

令和4年度における食鳥の処理羽数及び廃棄状況は表2-7-6のとおり、食鳥処理関係施設数及び監視指導数は表2-7-7のとおり、食鳥肉の収去検査実績は表2-7-8のとおりである。

表2-7-6 食鳥の処理羽数及び廃棄状況（令和4年度）

処理羽数		92,501	
基準適合羽数		92,457	
基準不適合羽数 (廃棄羽数の合計)	全部廃棄	14	
	一部廃棄	30	
	小計	44	
理由内訳 基準不適合	生体の基準	廃棄 3	
	体表の基準	全部廃棄	11
		一部廃棄	13
	体壁内側の基準	廃棄 -	
	内臓の基準	当該臓器廃棄	14
内臓全部廃棄		3	

表2-7-7 食鳥処理関係施設数及び監視指導数（令和4年度）

保健所名 事業所名	食鳥処理場			届出食肉販売業者	
	施設数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導数	施設数	監視指導数
西多摩	-	-	-	-	-
南多摩	-	-	-	-	-
多摩立川	4	4	14	-	-
多摩府中	6	10	39	5	21
多摩小平	6	9	15	-	-
島しょ	2	2	5	-	-
健康安全研究センター	(1)	(1)	-	(1)	-
東京都計	18	25	73	5	21
《参考》特別区計	201		231	27	29
《参考》八王子市	1		4	-	-
《参考》町田市	-		-	-	-

注 () 内の数字は再掲

表2-7-8 食鳥肉の収去検査実績（令和4年度）

	細菌	抗菌性物質	農薬	内寄生虫用剤 殺虫剤	有害化学物質
検体数	68	52	17	52	1
検査項目数	380	1170	136	208	1

第8節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のPCB及び魚介類等のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。東京都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわらず、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

東京都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

4 調査結果

(1) 魚介類の水銀汚染

ア 調査対象魚介類等の内訳（表2-8-1）

表2-8-1 調査対象魚介類等の内訳（令和4年度）

内訳		魚種数	検体数
魚介類	魚类等	131	366
	貝	17	58
	小計	148	424
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		148	444

イ 検査結果

総水銀について合計444検体を検査した結果、最大値2.25ppm、最小値定量下限値未満であった。

また、メチル水銀については、94検体について検査を行い、その結果は、最大値1.75ppm、最小値0.04ppmであった（表2-8-2）。令和4年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、アブラボウズ1検体（静岡県産）、キダイ1検体（石川県産）、クロソイ1検体（青森県産）、クロムツ3検体（大分県、鹿児島県産）、コシヨウダイ1検体（大分県産）、ムツ1検体（鹿児島県産）及びメダイ1検体（高知県産）であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、ムツ5検体（静岡県産）及びユメカサゴ17検体（長崎県産）であった。

表2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(令和4年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
1	アイナメ	5	5	0.23	0.06	0.18	-	-	-	-	-	北海道、岩手、福島
2	アオダイ	1	1	0.06	0.06	0.06	-	-	-	-	-	鹿児島
3	アオハタ	2	2	0.28	0.23	0.26	-	-	-	-	-	鹿児島、長崎
4	アオメエソ	1	1	0.06	0.06	0.06	-	-	-	-	-	三重
5	アオリイカ	2	2	0.13	0.04	0.09	-	-	-	-	-	大分、青森
6	アカアマダイ	6	6	0.83	0.11	0.30	1	1	0.62	0.62	0.62	宮崎、福井、福岡、三重、島根、福井
7	アカイカ	1	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	中国
8	アカカマス	6	6	0.33	0.10	0.18	1	1	0.24	0.24	0.24	富山、石川、長崎、千葉、宮城
9	アカガレイ	1	1	0.12	0.12	0.12	-	-	-	-	-	北海道
10	アカシタビラメ	1	1	0.03	0.03	0.03	-	-	-	-	-	兵庫
11	アカハタ	3	3	0.18	0.10	0.13	-	-	-	-	-	長崎、東京、熊本
12	アカムツ	3	3	0.25	0.12	0.18	-	-	-	-	-	長崎、石川、大韓民国
13	アカメバル	1	1	0.15	0.15	0.15	-	-	-	-	-	青森
14	アコウダイ	1	1	0.29	0.29	0.29	-	-	-	-	-	北海道
15	アブラボウス	1	1	0.50	0.50	0.50	1	1	0.41	0.41	0.41	静岡
16	アメリカオオアカイカ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	ペルー
17	アラ	2	2	0.20	0.12	0.16	-	-	-	-	-	秋田、長崎
18	アルゼンチンアカエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	アルゼンチン
19	イサキ	7	7	0.17	0.06	0.10	-	-	-	-	-	千葉、長崎、福岡、島根、熊本
20	イシガキダイ	1	1	0.11	0.11	0.11	-	-	-	-	-	三重
21	イシガレイ	1	1	0.08	0.08	0.08	-	-	-	-	-	青森
22	イシダイ	2	2	0.09	0.06	0.08	-	-	-	-	-	鹿児島、千葉
23	イトヨリダイ	3	3	0.28	0.12	0.20	-	-	-	-	-	長崎、大分
24	イボダイ	1	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	兵庫
25	ウシエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	インドネシア
26	ウスメバル	3	3	0.18	0.04	0.10	-	-	-	-	-	青森、福島
27	ウメイロ	1	1	0.09	0.09	0.09	-	-	-	-	-	鹿児島
28	オオモンハタ	1	1	0.41	0.41	0.41	1	1	0.30	0.30	0.30	鹿児島
29	オニアジ	1	1	0.06	0.06	0.06	-	-	-	-	-	鹿児島
30	オニカサゴ	1	1	0.09	0.09	0.09	-	-	-	-	-	長崎
31	カサゴ	1	1	0.11	0.11	0.11	-	-	-	-	-	鹿児島
32	カツオ	7	7	0.45	0.15	0.26	2	2	0.28	0.20	0.24	鹿児島、千葉、三重、宮城、和歌山
33	カミノナリイカ	1	1	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	オマーン
34	カラスガレイ	1	1	0.33	0.33	0.33	1	1	0.20	0.20	0.20	ロシア
35	カワハギ	2	2	0.07	0.07	0.07	-	-	-	-	-	愛媛、大分
36	カンパチ	7	7	0.36	0.04	0.14	1	1	0.22	0.22	0.22	鹿児島、新潟、長崎
37	キアンコウ	1	1	0.07	0.07	0.07	-	-	-	-	-	北海道
38	キジハタ	1	1	0.23	0.23	0.23	-	-	-	-	-	島根
39	キダイ	2	2	0.81	0.22	0.52	1	1	0.54	0.54	0.54	石川
40	キチジ	3	3	0.34	0.09	0.24	1	1	0.31	0.31	0.31	北海道
41	キハダ	1	1	0.19	0.19	0.19	-	-	-	-	-	インド洋
42	ギンダラ	1	1	0.03	0.03	0.03	-	-	-	-	-	カナダ
43	キンメダイ	5	5	1.40	0.56	0.77	5	5	1.30	0.42	0.63	静岡、千葉
44	クエ	1	1	0.32	0.32	0.32	1	1	0.21	0.21	0.21	長崎
45	クロウシノシタ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	千葉
46	クロガレイ	1	1	0.05	0.05	0.05	-	-	-	-	-	北海道
47	クロソイ	3	3	0.43	0.07	0.20	1	1	0.32	0.32	0.32	青森、北海道
48	クロダイ	6	6	0.35	0.08	0.18	1	1	0.31	0.31	0.31	宮崎、千葉、兵庫、愛知、岡山
49	クロマグロ	1	1	0.51	0.51	0.51	1	1	0.37	0.37	0.37	アイルランド
50	クロムツ	5	5	1.05	0.21	0.54	3	3	0.76	0.47	0.57	大分、千葉、鹿児島
51	ケンサキイカ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	愛媛
52	コウイカ	2	2	0.04	0.03	0.04	-	-	-	-	-	愛媛、千葉
53	コガネガレイ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	アメリカ
54	コショウダイ	2	2	0.50	0.13	0.32	1	1	0.37	0.37	0.37	大分、愛知
55	コノシロ	1	1	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	佐賀
56	ゴマサバ	1	1	0.19	0.19	0.19	-	-	-	-	-	青森
57	サワラ	9	8	0.07	ND	0.04	-	-	-	-	-	高知、青森、愛媛、三重、福井、大韓民国、中国
58	サンマ	1	1	0.06	0.06	0.06	-	-	-	-	-	北海道
59	シイラ	1	1	0.07	0.07	0.07	-	-	-	-	-	神奈川
60	シバエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	佐賀
61	シマアジ	5	5	0.37	0.03	0.21	2	2	0.27	0.26	0.27	愛媛、長崎、鹿児島

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(令和4年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
62	シロアシエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	ニューカレドニア
63	シロギス	2	2	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	千葉、ベトナム
64	シログチ	2	2	0.23	0.06	0.15	-	-	-	-	-	千葉、鹿児島
65	シロヒラス	1	1	0.13	0.13	0.13	-	-	-	-	-	ニュージーランド
66	スジアラ	1	1	0.17	0.17	0.17	-	-	-	-	-	長崎
67	スズキ	25	25	0.28	0.04	0.12	14	14	0.14	0.04	0.08	愛媛、千葉、宮城、東京、福島、神奈川、新潟
68	スルメイカ	4	4	0.08	0.03	0.06	-	-	-	-	-	長崎、富山、石川、青森
69	ズワイガニ	1	1	0.04	0.04	0.04	-	-	-	-	-	北海道
70	タイセイヨウサバ	3	3	0.05	0.03	0.04	-	-	-	-	-	アイスランド、ノルウェー
71	タチウオ	6	6	0.15	0.05	0.10	-	-	-	-	-	千葉、宮城、福島、東京
72	チダイ	3	3	0.17	0.07	0.13	-	-	-	-	-	鹿児島、宮城
73	トクビレ	1	1	0.05	0.05	0.05	-	-	-	-	-	北海道
74	トビウオ	2	2	0.05	0.04	0.05	-	-	-	-	-	三重、岩手
75	ナイルアカメ	1	1	0.13	0.13	0.13	-	-	-	-	-	タンザニア
76	ニシン	2	2	0.03	0.02	0.03	-	-	-	-	-	北海道
77	ニタリクジラ	1	1	0.05	0.05	0.05	-	-	-	-	-	北西太平洋
78	バナナエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	インドネシア
79	ハマダイ	1	1	0.15	0.15	0.15	-	-	-	-	-	鹿児島
80	ハマフエフキ	2	2	0.17	0.09	0.13	-	-	-	-	-	三重、鹿児島
81	ハモ	2	2	0.27	0.15	0.21	-	-	-	-	-	熊本、徳島
82	ヒメダイ	1	1	0.17	0.17	0.17	-	-	-	-	-	高知
83	ヒラスズキ	1	1	0.09	0.09	0.09	-	-	-	-	-	鹿児島
84	ヒラマサ	1	1	0.32	0.32	0.32	1	1	0.21	0.21	0.21	岩手
85	ヒラメ	6	6	0.12	0.05	0.08	-	-	-	-	-	茨城、北海道、福島、大韓民国
86	ビンナガ	1	1	0.35	0.35	0.35	1	1	0.27	0.27	0.27	太平洋
87	フエダイ	1	1	0.20	0.20	0.20	-	-	-	-	-	宮崎
88	フエフキダイ	1	1	0.12	0.12	0.12	-	-	-	-	-	三重
89	ブリ	7	7	0.18	0.11	0.15	-	-	-	-	-	鹿児島、高知、大阪、岩手、北海道
90	ヘダイ	1	1	0.22	0.22	0.22	-	-	-	-	-	大分
91	ホウボウ	6	6	0.33	0.02	0.21	2	2	0.29	0.25	0.27	長崎、福島、千葉、島根
92	ホキ	2	2	0.42	0.30	0.36	1	1	0.33	0.33	0.33	ニュージーランド
93	ホシガレイ	1	1	0.09	0.09	0.09	-	-	-	-	-	宮城
94	ホッケ	2	2	0.13	0.06	0.10	-	-	-	-	-	北海道
95	ホッコクアカエビ	1	1	0.06	0.06	0.06	-	-	-	-	-	北海道
96	マアジ	7	7	0.19	0.03	0.09	-	-	-	-	-	大分、鹿児島、三重、兵庫、島根、ニュージーランド
97	マアナゴ	2	2	0.05	0.04	0.05	-	-	-	-	-	千葉、大韓民国
98	マイワシ	4	4	0.03	0.02	0.02	-	-	-	-	-	京都、石川、大阪、千葉
99	マコガレイ	3	2	0.05	ND	0.04	-	-	-	-	-	福島、青森、東京
100	マゴチ	6	6	0.38	0.03	0.19	2	2	0.29	0.27	0.28	長崎、千葉、東京、福島
101	マサバ	5	5	0.23	0.07	0.13	-	-	-	-	-	大分、宮城、岩手、鳥取
102	マダイ	10	10	0.30	0.12	0.17	1	1	0.20	0.20	0.20	愛知、愛媛、福岡、鹿児島、香川、福島、岡山
103	マダコ	2	2	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	神奈川
104	マダラ	4	4	0.21	0.04	0.12	-	-	-	-	-	岩手、アメリカ
105	マトウダイ	2	2	0.25	0.19	0.22	-	-	-	-	-	宮城、茨城
106	マナガツオ	2	2	0.11	0.06	0.09	-	-	-	-	-	愛媛、兵庫
107	マナマコ	1	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	石川
108	マハタ	3	3	0.37	0.11	0.27	2	2	0.32	0.25	0.29	長崎、三重
109	マボヤ	2	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	宮城
110	ミズダコ	1	1	0.04	0.04	0.04	-	-	-	-	-	青森
111	ミナミマグロ	2	2	0.79	0.63	0.71	2	2	0.57	0.42	0.50	ケープタウン
112	ムツ	32	32	1.60	0.16	0.37	19	19	1.30	0.15	0.36	鹿児島、長崎、静岡
113	メイトガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	-	-	-	-	-	千葉
114	メイチダイ	1	1	0.18	0.18	0.18	-	-	-	-	-	三重
115	メカジキ	1	1	2.25	2.25	2.25	1	1	1.75	1.75	1.75	太平洋
116	メジナ	2	2	0.09	0.04	0.07	-	-	-	-	-	富山、千葉
117	メダイ	2	2	0.45	0.29	0.37	1	1	0.36	0.36	0.36	東京、高知
118	メバチ	2	2	0.60	0.34	0.47	2	2	0.43	0.29	0.36	インド洋、西経南
119	メルルーサ	1	1	0.27	0.27	0.27	-	-	-	-	-	ニュージーランド
120	モロトゲアカエビ	2	2	0.10	0.08	0.09	-	-	-	-	-	青森、北海道
121	ヤリイカ	2	2	0.04	0.02	0.03	-	-	-	-	-	福島、岩手
122	ユメカサゴ	20	20	1.12	0.26	0.59	19	19	1.03	0.29	0.50	長崎
小計		354	347				93	93				

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(令和4年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
貝												
1	アカガイ	4	2	0.03	ND	0.02	-	-	-	-	-	大韓民国、中国
2	アサリ	2	2	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	愛知、中国
3	イタヤガイ	1	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	中国
4	イワガキ	3	3	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	宮崎、徳島、茨城
5	ウバガイ	7	3	0.01	ND	0.01	-	-	-	-	-	北海道、カナダ
6	エゾアワビ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	大韓民国
7	エゾイシカゲガイ	2	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	岩手
8	エゾボラ	2	2	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	北海道、ロシア
9	サザエ	3	3	0.04	0.01	0.02	-	-	-	-	-	長崎、青森、静岡
10	タイラギ	4	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	愛知
11	ナミガイ	4	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	愛知
12	ハマグリ	7	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	千葉、茨城
13	ホタテガイ	6	3	0.02	ND	0.01	-	-	-	-	-	青森、岩手、宮城、北海道
14	ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	千葉
15	マガキ	7	1	0.01	ND	0.01	-	-	-	-	-	広島、岩手、兵庫、宮城、岡山
16	ミルクイ	1	1	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	大分
17	ムラサキイガイ	3	2	0.01	ND	0.01	-	-	-	-	-	宮城
小計		58	23				0	0				
淡水魚												
1	アユ	2	2	0.11	0.06	0.09	-	-	-	-	-	和歌山
2	イワナ	1	1	0.13	0.13	0.13	-	-	-	-	-	岩手
3	ギンザケ	2	1	0.07	ND	0.07	-	-	-	-	-	宮城、チリ共和国
4	コイ	1	1	0.14	0.14	0.14	-	-	-	-	-	長野
5	サケ	1	1	0.03	0.03	0.03	-	-	-	-	-	北海道
6	シラウオ	1	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	茨城
7	タイセイヨウサケ	1	1	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	ミャンマー
8	テナガエビ	2	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	タイ、中国
9	ニジマス	1	1	0.18	0.18	0.18	-	-	-	-	-	静岡
小計		12	8				0	0				
魚介類加工品		20	20	0.42	0.01	0.08	1	1	0.39	0.39	0.39	
総計		444	398				94	94				

第2 食品等のPCB汚染調査結果

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるPCBが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するPCBの規制について」を定めた。東京都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

4 調査結果

各種食品等のPCB調査結果は表2-8-3及び表2-8-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えた検体はなかった。

表2-8-3 各種食品等のPCB調査結果 (令和4年度)

品目	規制値 (ppm)	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			
				最大	最小	平均	
魚介類	遠洋沖合魚介類	62	16	0.3	ND	0.07	
	内海内湾魚介類	246	87	0.28	ND	0.04	
	小計	308	103				
牛乳	0.1	8	0	ND	ND	-	
乳製品(チーズ・ヨーグルト類)	1.0	5	0	ND	ND	-	
育児用粉乳	0.2	5	0	ND	ND	-	
食肉	0.5	牛肉	4	0	ND	ND	-
		豚肉	4	0	ND	ND	-
		鶏肉	8	0	ND	ND	-
		牛肝臓	4	0	ND	ND	-
		豚肝臓	4	0	ND	ND	-
		鶏肝臓等	0	0	ND	ND	-
		小計	24	0			
卵類	0.2	16	0	ND	ND	-	
器具・容器包装	5.0	10	1	0.02	ND	0.02	
その他	魚介類加工品等	60	7	0.03	ND	0.02	
	食用油脂類	14	0	ND	ND	-	
	ベビーフード等	2	0	ND	ND	-	
総計	-	452	111				

注1: NDは、定量下限値(0.01ppm)未満のもの

注2: 平均値は、検出した検体の平均値

表2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その1)

(令和4年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1	0.5 ppm	アカイカ	1	0	ND	ND	-	中国
2		アカガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
3		アメリカオオアカイカ	1	0	ND	ND	-	ペルー
4		イシガレイ	1	0	ND	ND	-	青森
5		カツオ	6	0	ND	ND	-	三重、千葉、鹿児島、宮城
6		カミナリイカ	1	0	ND	ND	-	オマーン
7		カラスガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	ロシア
8		キチジ	3	2	0.09	ND	0.07	北海道
9		キハダ	1	0	ND	ND	-	インド洋
10		ギンザケ	1	0	ND	ND	-	チリ共和国
11		クロウシノシタ	1	0	ND	ND	-	千葉
12		クロマグロ	1	1	0.11	0.11	0.11	アイルランド
13		コガネガレイ	1	0	ND	ND	-	アメリカ
14		ゴマサバ	1	0	ND	ND	-	青森
15		サケ	1	0	ND	ND	-	北海道
16		サンマ	1	0	ND	ND	-	北海道
17		スルメイカ	2	0	ND	ND	-	富山、青森
18		ズワイガニ	1	0	ND	ND	-	北海道
19		タイセイヨウサケ	1	1	0.03	0.03	0.03	ミャンマー
20		タイセイヨウサバ	3	1	0.01	ND	0.01	アイスランド、ノルウェー
21		トビウオ	1	0	ND	ND	-	岩手
22		ヒラメ	5	2	0.02	ND	0.02	茨城、北海道、大韓民国
23		ビンナガ	1	1	0.02	0.02	0.02	太平洋
24		ホキ	2	0	ND	ND	-	ニュージーランド
25		ホシガレイ	1	0	ND	ND	-	宮城
26		ホッケ	1	1	0.04	0.04	0.04	北海道
27		マイワシ	4	1	0.30	ND	0.30	京都、石川、大阪、千葉
28		マコガレイ	3	1	0.02	ND	0.02	福島、青森、千葉
29		マサバ	4	2	0.08	ND	0.05	大分、宮城、岩手
30		マダラ	3	0	ND	ND	-	岩手、アメリカ
31		ミナミマグロ	2	1	0.01	ND	0.01	ケープタウン
32		メタガレイ	1	0	ND	ND	-	千葉
33		メカジキ	1	1	0.11	0.11	0.11	太平洋
34		メバチ	2	0	ND	ND	-	インド洋、西経南
35		メルルーサ	1	0	ND	ND	-	ニュージーランド
		小計	62	16				

表2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その2)

(令和4年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1	3 ppm	アイナメ	4	1	0.01	ND	0.01	北海道、長崎、福島
2		アオダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
3		アオハタ	2	0	ND	ND	-	鹿児島、長崎
4		アオリイカ	1	0	ND	ND	-	大分
5		アカアマダイ	5	0	ND	ND	-	宮崎、福岡、島根、三重、福井
6		アカガイ	3	1	0.01	ND	0.01	大韓民国、中国
7		アカカマス	5	1	0.01	ND	0.01	富山、石川、長崎、千葉、宮城
8		アカハタ	3	0	ND	ND	-	長崎、東京、熊本
9		アカムツ	3	2	0.03	ND	0.02	石川、長崎、大韓民国
10		アコウダイ	1	0	ND	ND	-	北海道
11		アサリ	2	0	ND	ND	-	愛知、中国
12		アブラボウズ	1	1	0.16	0.16	0.16	静岡
13		アユ	2	0	ND	ND	-	和歌山
14		アラ	1	1	0.02	0.02	0.02	秋田
15		イサキ	5	0	ND	ND	-	千葉、長崎、福岡、島根、熊本
16		イシガキダイ	1	0	ND	ND	-	三重
17		イシダイ	1	1	0.04	0.04	0.04	鹿児島
18		イタヤガイ	1	0	ND	ND	-	中国
19		イトヨリダイ	2	1	0.01	ND	0.01	長崎
20		イワガキ	3	1	0.03	ND	0.03	宮崎、徳島、茨城
21		イワナ	1	0	ND	ND	-	岩手
22		ウスメバル	2	0	ND	ND	-	福島、青森
23		ウバガイ	5	0	ND	ND	-	北海道、カナダ
24		ウメイロ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
25		エゾアワビ	1	0	ND	ND	-	大韓民国
26		エゾイシカゲガイ	1	0	ND	ND	-	岩手
27		エゾボラ	2	0	ND	ND	-	北海道、ロシア
28		オオモンハタ	1	1	0.01	0.01	0.01	鹿児島
29		オニアジ	1	1	0.01	0.01	0.01	鹿児島
30		オニカサゴ	1	0	ND	ND	-	長崎
31		カサゴ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
32		カワハギ	1	0	ND	ND	-	大分
33		カンパチ	5	3	0.04	ND	0.03	鹿児島、新潟
34		キジハタ	1	1	0.01	0.01	0.01	島根
35		キダイ	1	0	ND	ND	-	島根
36		キンメダイ	5	4	0.03	ND	0.02	千葉、静岡
37		クエ	1	1	0.02	0.02	0.02	長崎
38		クロガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
39		クロソイ	1	1	0.03	0.03	0.03	青森
40		クロダイ	4	3	0.03	ND	0.02	宮崎、千葉、兵庫、愛知
41		クロムツ	5	1	0.01	ND	0.01	大分、鹿児島、愛知
42		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	-	愛媛
43		コイ	1	0	ND	ND	-	長野
44		コウイカ	2	0	ND	ND	-	愛媛、千葉
45		コショウダイ	2	1	0.04	ND	0.04	愛知、大分
46		コノシロ	1	1	0.01	0.01	0.01	佐賀
47		サザエ	2	0	ND	ND	-	長崎、静岡
48		サワラ	8	5	0.11	ND	0.07	高知、三重、京都、愛媛
49		シバエビ	1	0	ND	ND	-	佐賀
50		シマアジ	4	4	0.04	0.02	0.03	愛媛、長崎

表2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その3)

(令和4年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
51	3 ppm	シラウオ	1	0	ND	ND	-	茨城
52		シロアシエビ	1	0	ND	ND	-	ニューカレドニア
53		シロギス	2	1	0.02	ND	0.02	千葉、ベトナム
54		シログチ	1	1	0.05	0.05	0.05	千葉
55		シロヒラス	1	1	0.01	0.01	0.01	ニュージーランド
56		スジアラ	1	0	ND	ND	-	長崎
57		スズキ	23	20	0.16	ND	0.05	愛媛、千葉、宮城、東京、長崎、福島
58		タイラギ	2	0	ND	ND	-	岩手、愛知
59		タチウオ	5	4	0.28	ND	0.13	千葉、宮城、福島、東京
60		チダイ	3	0	ND	ND	-	宮城、鹿児島
61		テナガエビ	2	0	ND	ND	-	タイ、中国
62		トクビレ	1	0	ND	ND	-	北海道
63		ナイルアカメ	1	0	ND	ND	-	タンザニア
64		ナミガイ	3	0	ND	ND	-	愛知、大分
65		ニジマス	1	0	ND	ND	-	静岡
66		ハマグリ	5	0	ND	ND	-	茨城、千葉
67		ハマダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
68		ハマフエフキ	1	1	0.02	0.02	0.02	三重
69		ハモ	2	1	0.04	ND	0.04	熊本、徳島
70		ヒメダイ	1	0	ND	ND	-	高知
71		ヒラマサ	1	1	0.01	0.01	0.01	岩手
72		フエダイ	1	0	ND	ND	-	宮崎
73		フエフキダイ	1	0	ND	ND	-	三重
74		ブリ	7	6	0.18	ND	0.09	鹿児島、高知、大阪、岩手、北海道
75		ホウボウ	4	1	0.03	ND	0.03	長崎、福島、千葉
76		ホタテガイ	3	0	ND	ND	-	岩手、青森、宮城
77		ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	-	北海道
78		ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	-	千葉
79		マアジ	6	1	0.02	ND	0.02	大分、鹿児島、三重、島根、ニュージーランド
80		マアナゴ	1	0	ND	ND	-	大韓民国
81		マガキ	5	2	0.02	ND	0.02	広島、岩手、兵庫、宮城
82		マゴチ	5	2	0.02	ND	0.02	千葉、長崎、
83		マダイ	7	1	0.02	ND	0.02	愛媛、長崎、鹿児島、福島
84		マダコ	2	0	ND	ND	-	神奈川
85		マトウダイ	1	0	ND	ND	-	宮城
86		マナガツオ	1	0	ND	ND	-	愛媛
87		マハタ	3	2	0.02	ND	0.02	長崎、三重
88		マボヤ	2	1	0.01	ND	0.01	宮城
89		ミズダコ	1	0	ND	ND	-	青森
90		ミルクイ	1	0	ND	ND	-	大分
91		ムツ	12	2	0.01	ND	0.01	鹿児島、静岡、長崎
92		ムラサキイガイ	2	0	ND	ND	-	宮城
93		メイチダイ	1	0	ND	ND	-	三重
94		メジナ	1	1	0.01	0.01	0.01	富山
95		メダイ	2	0	ND	ND	-	東京、高知
96		メバル	1	1	0.01	0.01	0, 01	青森
97		モロトゲアカエビ	2	0	ND	ND	-	青森、北海道
98		ヤリイカ	2	0	ND	ND	-	福島、岩手
小計			246	87				
合計			308	103				

注1 NDは定量下限値(0.01ppm)未満

注2 平均値は、検出した検体の平均値

第3 魚介類のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等汚染調査結果

環境汚染物質として注目されているTBTO等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

1 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類

3 検査実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 委託検査機関

4 調査結果

TBTOについては、115魚種229検体を調査した結果、最大値0.06ppm、最小値定量下限値未満であった(表2-8-6)。昭和60年4月に国が設定したTBTOの暫定的1日許容摂取量(1.6μg/kg/日)と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度0.90ppmを指標として、この濃度を超えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロルデン類及びドリソリン類の調査結果は表2-8-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表2-8-5 TPT等の調査結果

(令和4年度)

物質名	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			
			最大	最小	平均	
TPT	189	21	0.038	ND	0.017	
クロルデン類	Trans-クロルデン	40	0	ND	ND	-
	Cis-クロルデン	40	0	ND	ND	-
	オキシクロルデン	40	0	ND	ND	-
	Trans-ノナクロル	40	1	0.002	ND	0.002
	Cis-ノナクロル	40	0	ND	ND	-
ドリソリン類	アルドリソリン	40	0	ND	ND	-
	エンドリン	40	0	ND	ND	-
	ディルドリン	40	0	ND	ND	-
その他農薬	16	0	ND	ND	-	

注1 NDは、定量下限値未満のもの

TPT・その他の農薬:0.01ppm

クロルデン類・ドリソリン類:0.001ppm

注2 平均値は、検出した検体の平均値

表2-8-6 魚介類のTBT調査結果(その1)

(令和4年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
1	I 群 魚網又はいけすを 使用して養殖される 魚介類	カンパチ	3	0	ND	ND	-	鹿児島、香川
2		ギンザケ	2	0	ND	ND	-	宮城
3		シマアジ	7	0	ND	ND	-	愛媛
4		スズキ	3	1	0.06	ND	0.06	愛媛
5		タイセイヨウサケ	3	0	ND	ND	-	カナダ、ノルウェー
6		ヒラメ	6	0	ND	ND	-	大分、大韓民国
7		ブリ	7	0	ND	ND	-	鹿児島、高知
8		マサバ	2	0	ND	ND	-	大分、鹿児島
9		マダイ	4	0	ND	ND	-	愛媛
10		マハタ	3	0	ND	ND	-	三重
小計			40	1				
1	II 群 内湾で養殖される 魚介類	アカガイ	3	0	ND	ND	-	宮城、中国、大韓民国
2		アサリ	1	0	ND	ND	-	愛知
3		アワビ	1	0	ND	ND	-	大韓民国
4		イワガキ	3	0	ND	ND	-	宮崎、徳島、京都
5		ウシエビ	2	0	ND	ND	-	インドネシア、ベトナム
6		エゾアワビ	2	0	ND	ND	-	大韓民国
7		エゾイシカゲガイ	2	0	ND	ND	-	岩手
8		カンパチ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
9		サザエ	2	0	ND	ND	-	青森、新潟
10		シロアシエビ	1	0	ND	ND	-	ベトナム
11		天使のエビ	1	0	ND	ND	-	ニューカレドニア
12		トリガイ	1	0	ND	ND	-	三重
13		ハマグリ	2	0	ND	ND	-	千葉、中国
14		ホタテガイ	5	0	ND	ND	-	青森、岩手、宮城
15		マガキ	3	0	ND	ND	-	岩手、兵庫、北海道
16		マダイ	1	1	0.01	0.01	0.01	愛媛
17		マボヤ	3	0	ND	ND	-	宮城
18		ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	-	宮城
小計			35	1				
1	III 群 内湾で漁獲される 魚介類	アイナメ	2	0	ND	ND	-	北海道
2		アオリイカ	2	0	ND	ND	-	神奈川、石川
3		アカアマダイ	1	0	ND	ND	-	福岡
4		アカカマス	2	0	ND	ND	-	千葉、長崎
5		アカガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
6		アサリ	2	0	ND	ND	-	愛知
7		イサキ	2	0	ND	ND	-	長崎
8		イシガキダイ	1	0	ND	ND	-	三重
9		イシダイ	1	0	ND	ND	-	青森
10		イワガキ	1	0	ND	ND	-	宮崎
11		ウスメバル	1	0	ND	ND	-	青森
12		ウチムラサキ	1	0	ND	ND	-	愛知
13		ウバガイ	3	0	ND	ND	-	北海道
14		ウマヅラハギ	1	0	ND	ND	-	岩手
15		ウメイロ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
16		エゾボラ	1	0	ND	ND	-	北海道
17		オオモンハタ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
18		カサゴ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
19		カワハギ	2	0	ND	ND	-	大分
20		カンパチ	1	0	ND	ND	-	静岡
21		キビナゴ	1	0	ND	ND	-	大分
22		クロソイ	1	0	ND	ND	-	青森
23		クロダイ	3	0	ND	ND	-	千葉、兵庫
24		コショウダイ	1	0	ND	ND	-	愛知
25		ゴマサバ	2	1	0.01	ND	0.01	東京、三重
26		サザエ	2	0	ND	ND	-	長崎、神奈川
27		サラガイ	1	0	ND	ND	-	北海道
28		シラエビ	1	0	ND	ND	-	富山
29		シロギス	2	0	ND	ND	-	千葉
30		シログチ	2	0	ND	ND	-	千葉
31		スズキ	18	0	ND	ND	-	千葉、宮城、東京

表2-8-6 魚介類のTBT調査結果(その2)

(令和4年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
32	Ⅲ 群	スルメイカ	1	0	ND	ND	-	北海道
33		タチウオ	3	0	ND	ND	-	千葉、宮城
34		チダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
35		ツブガイ	3	0	ND	ND	-	北海道
36		トリガイ	2	0	ND	ND	-	三重、京都
37		ナミガイ	2	0	ND	ND	-	愛知
38		バイ	2	0	ND	ND	-	山口、新潟
39		ババガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
40		ハマグリ	2	0	ND	ND	-	北海道、千葉
41		ヒラメ	1	0	ND	ND	-	北海道
42		ブリ	1	0	ND	ND	-	千葉
43		ホタテガイ	1	0	ND	ND	-	宮城
44		ホタルイカ	1	0	ND	ND	-	富山
45		ホッケ	1	0	ND	ND	-	北海道
46		ホッコクアカエビ	2	0	ND	ND	-	福井、北海道
47		ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	-	千葉
48		マアジ	3	0	ND	ND	-	兵庫、神奈川、東京
49		マアナゴ	1	0	ND	ND	-	東京
50		マイワシ	2	0	ND	ND	-	北海道、岩手
51		マガレイ	2	0	ND	ND	-	北海道
52		マコガレイ	1	0	ND	ND	-	東京
53		マゴチ	1	0	ND	ND	-	千葉
54		マサバ	2	0	ND	ND	-	宮城、青森
55		マダイ	1	0	ND	ND	-	秋田
56		マダコ	2	0	ND	ND	-	神奈川
57		マハタ	1	0	ND	ND	-	長崎
58		ムツ	10	0	ND	ND	-	静岡
59		ムラサキイガイ	2	0	ND	ND	-	宮城
60		メバル	1	0	ND	ND	-	青森
61		モロトゲアカエビ	1	0	ND	ND	-	北海道
62			ヤリイカ	2	0	ND	ND	-
小計			119	1				
1	Ⅳ 群	アイナメ	1	0	ND	ND	-	北海道
2		アオリイカ	2	0	ND	ND	-	大分、新潟
3		アカイカ	1	0	ND	ND	-	中国
4		アブラボウズ	1	0	ND	ND	-	静岡
5		オニカサゴ	1	0	ND	ND	-	長崎
6		カツオ	4	0	ND	ND	-	三重、千葉
7		キハダ	1	0	ND	ND	-	インド洋
8		クロガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
9		ケンサキイカ	2	0	ND	ND	-	愛媛、長崎
10		ゴマサバ	2	0	ND	ND	-	青森、三重
11		サケ	1	0	ND	ND	-	北海道
12		サワラ	1	0	ND	ND	-	福井
13		サンマ	2	0	ND	ND	-	北海道、宮城
14		スルメイカ	3	1	0.12	ND	0.12	長崎、富山
15		トビウオ	2	0	ND	ND	-	鹿児島、宮城
16		ニシン	1	0	ND	ND	-	北海道
17		ヒラメ	1	0	ND	ND	-	茨城
18		ビンナガ	1	0	ND	ND	-	太平洋
19		ホッケ	1	0	ND	ND	-	北海道
20		マイワシ	1	0	ND	ND	-	北海道
21		マゴチ	1	0	ND	ND	-	長崎
22		マサバ	1	0	ND	ND	-	北海道
23		ミナミマグロ	1	0	ND	ND	-	ケーブタウン
24		メカジキ	1	0	ND	ND	-	太平洋
25			メバチ	1	0	ND	ND	-
小計			35	1				
総計			229	4				

注1 NDは、定量下限値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体の平均値

第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。

一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成された PCDD、PCDF や、過去に製造された PCB 製品に由来すると思われるコプラナー PCB などのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

そこで、東京都では従来から、都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類に含まれるダイオキシン類及び内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の調査を継続的に実施している。

令和4年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査方法

(1) 調査対象生物及び検体数

魚類：ボラ、スズキ、マアナゴ各8検体

貝類：ホンビノスガイ6検体

計30検体

(2) 採取地点

ア 魚 類：隅田川河口、城南島北側沿岸（以下「漁場1」という。）、羽田空港北側沿岸（以下「漁場2」という。）

イ 貝 類：三枚洲、羽田沖

(3) 採取方法

マアナゴを除く魚類は刺網、マアナゴはアナゴ筒により、貝類はジョレンを用いて採集した。

なお、採集については、いずれも民間調査機関に委託した。

(4) 検体の処理

魚類は、可食部（筋肉部分、ただし、マアナゴは皮付き）約1kgを、貝類は、むき身約1kgを1検体とした。

なお、単一の個体で1kgを確保できない場合は、複数の個体の合計で約1kgとし、1検体とした。

(5) 分析項目

ア ダイオキシン類

表2-8-7のとおり

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表2-8-8のとおり

ウ その他

水分含有量及び脂肪含有量を測定した。

(6) 分析方法

ア ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成10年9月）に準じた。試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50～120%の許容範囲にあることを確認した。

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(ア) PCB

衛生試験法注解(2000)「食品汚染物試験法」に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験*を行った。

(イ) TBT、TPT

EPA METHOD 8323 (US EPA、2003) に準じた。試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50～120%の許容範囲にあることを確認した。

(ウ) DDT、DDE、DDD、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル

生物モニタリング調査マニュアル（環境庁、昭和62年5月）に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験*を行った。

(エ) アルキルフェノール類、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

外因性内分泌かく乱化学物質調査暫定マニュアル（平成10年10月）に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験*を行った。

※添加回収試験の回収率の許容範囲は、化学物質環境実態調査結果の手引き（環境省、平成27年度版）に基づき、標準物質の回収率は70～120%を目安とし、良好な結果を得た。

ウ 水分含有量

五訂日本食品標準成分表による常圧加熱乾燥法

(7) 分析機関

健康安全研究センター

エ 脂肪含有量

加圧流体抽出法

表2-8-7 ダイオキシン類の分析項目 (内訳)

分類	項目名	定量下限
PCDD	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDD、1, 3, 6, 8-TCDD、1, 3, 7, 9-TCDD、その他
	5 塩化物	1, 2, 3, 7, 8-PCDD、1, 2, 3, 4, 7-PCDD、その他
	6 塩化物	1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDD、1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDD、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDD、その他
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDD、その他
		Octa-CDD
PCDF	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDF、1, 3, 6, 8-TCDF、その他
	5 塩化物	2, 3, 4, 7, 8-PCDF、1, 2, 3, 7, 8-PCDF、その他
	6 塩化物	1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDF、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDF、2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、その他
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HCDF、その他
		Octa-CDF
コプラナーPCB (non-ortho)	4 塩化物	3, 3', 4, 4'-TCB (#77)、3, 4, 4', 5-TCB (#81)
	5 塩化物	3, 3', 4, 4', 5-PCB (#126)
	6 塩化物	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#169)
コプラナーPCB (mono-ortho)	5 塩化物	2, 3, 3', 4, 4'-PCB (#105)、2, 3, 4, 4', 5-PCB (#114)、 2, 3', 4, 4', 5-PCB (#118)、2', 3, 4, 4', 5-PCB (#123)
	6 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5-HCB (#156)、 2, 3, 3', 4, 4', 5'-HCB (#157)、 2, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)
	7 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#189)

表 2-8-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目 (内訳)

物質名	内訳	定量下限
PCB		0.001 ppm
ペンタクロロフェノール		0.001 ppm
DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT	0.001 ppm
DDE、DDD (DDT 代謝物)	o, p'-DDE、p, p'-DDE、o, p'-DDD、p, p'-DDD	0.001 ppm
TBT	TBT	0.001 ppm
TPT	TPT	0.001 ppm
アルキルフェノール類	4-t-ブチルフェノール、 4-n-ペンチルフェノール、 4-n-ヘキシルフェノール、 4-t-オクチルフェノール、 4-n-オクチルフェノール、 4-n-ヘプチルフェノール	0.0015 ppm
	ノニルフェノール	0.02 ppm
2,4-ジクロロフェノール		0.001 ppm
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		0.01 ppm
ベンゾフェノン		0.001 ppm

2 調査結果

(1) ダイオキシン類

表 2-8-9（個別検体の検査結果）、表 2-8-10（魚種毎の平均値）のとおりであった（毒性等量は、検査結果が定量下限値未満だった物質は定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。）。

また、これらの経年変化は、図 2-8-1 のとおりである。

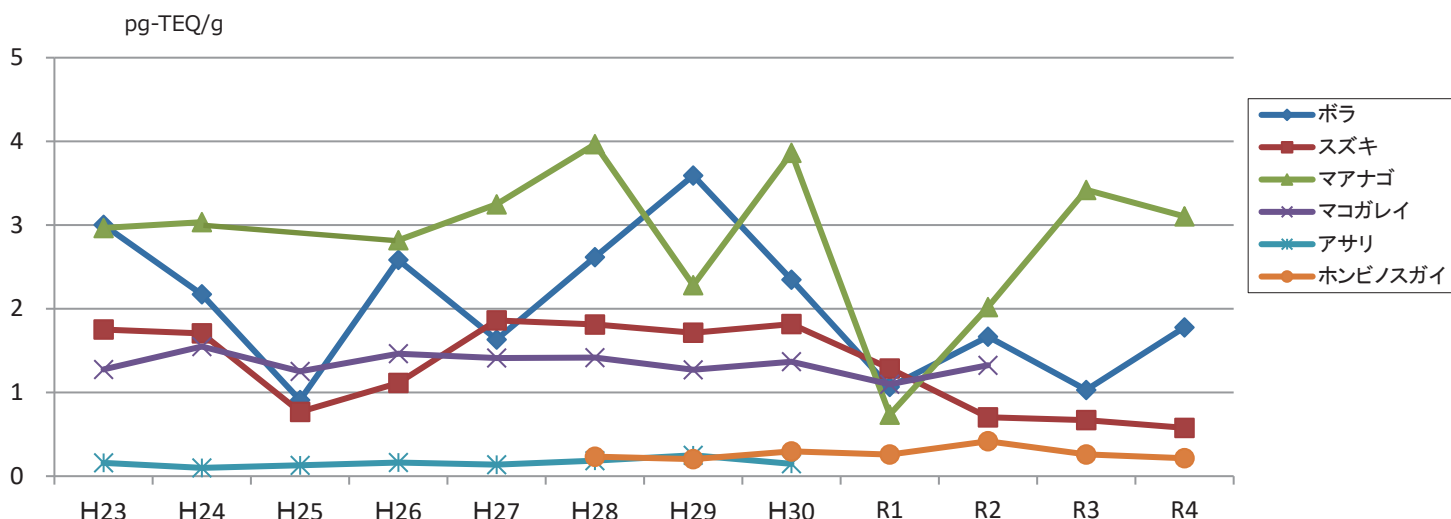


図 2-8-1 東京湾産魚介類の魚種別ダイオキシン類濃度の推移

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表 2-8-11（個別検体の検査結果）、表 2-8-12（魚種毎の平均値）のとおりであった。

3 まとめ

(1) ダイオキシン類

ア 魚類のダイオキシン類濃度平均は、漁場全体で 1.82 pg-TEQ/g であった。

イ 貝類のダイオキシン類濃度平均は、漁場全体で 0.21 pg-TEQ/g であり、魚類より低い値を示した。

ウ 「令和 4 年度食事由来の化学物質摂取量推計調査」（トータルダイエット調査）によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は、0.44 pg-TEQ/kg・bw/day（このうち魚介類由来は 0.37 pg-TEQ/kg・bw/day）である。

この平均的な食事に占める内湾産魚類が、全て今回の調査対象とした東京湾産魚類であり、これを加熱等の調理を行わず、全て生食で食事に取り入れると仮定した場合の、食事由来ダイオキシン類摂取量を試算したところ、食事全体からのダイオキシン類

摂取量（魚介類以外の食品に由来するダイオキシン類も含む。）は、0.62 pg-TEQ/kg・bw/day であった（表 2-8-13）。

この摂取量は、一般的な生活環境における大気、水、土壌から人体にばく露される推計量（0.005 pg-TEQ/kg・bw/day）を合わせても、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する耐容一日摂取量：4pg-TEQ/kg・bw/day を下回っている。

この摂取量の経年変化を図 2-8-2 に示す。試算から得られる食事全体からのダイオキシン類摂取量は、例年どおりの推移となった。

表 2-8-13 ダイオキシン類一日摂取量試算値の比較

(単位 : pg-TEQ/kg・bw/day)

	都民の平均的な食事からの摂取量 (R3)	本試算による摂取量
食事全体からの摂取量	0.40	0.62^{※1}
④内海内湾産魚類由来	0.04 ^{※1}	0.22 ^{※1}
⑤内海内湾以外の生魚介類・魚介類加工品由来	0.30 ^{※1}	0.33 ^{※1}
⑥魚介類以外の食品群由来	0.07	0.07

※1 摂取量は本試算により推計

※2 内海内湾産魚類を全て、東京湾産を生食すると仮定して試算

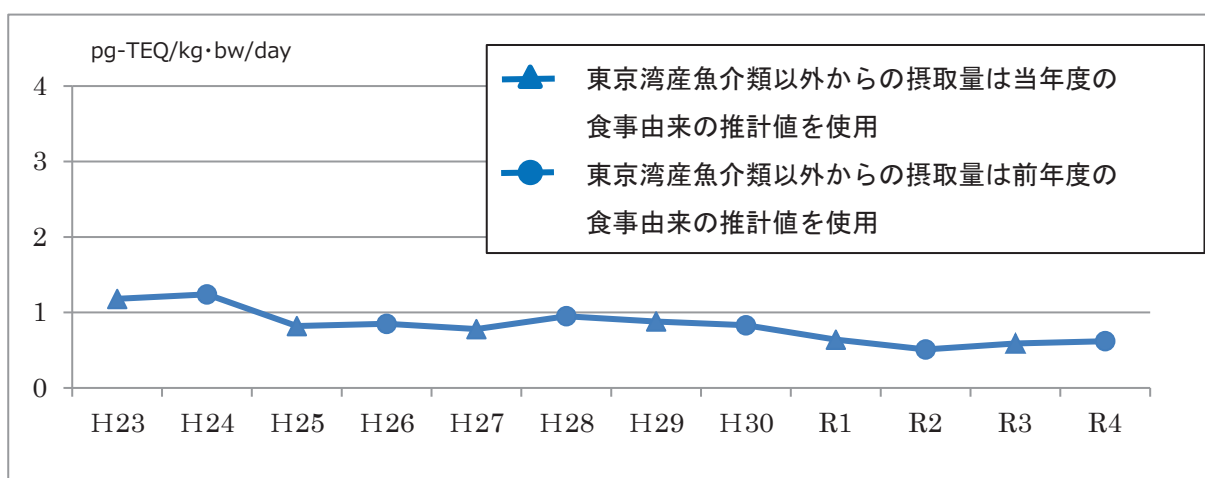


図 2-8-2 東京湾産魚介類喫食時のダイオキシン類一日摂取量試算値の推移

エ 試算方法

(ア)内海内湾魚類と遠洋沖合魚類の摂取量

(農林水産省・令和3年食料需給表)

内海内湾 : 623 千トン

遠洋沖合 : 2,029 千トン

(イ)都民の魚介類摂取量 (一日体重 50kg 当たり)

魚介類 : 60.2 (g/day)

(内訳) 生魚介類 : 33.3 (g/day) (このうち魚類 : 26.0 (g/day))

魚介加工品 : 26.9 (g/day)

(ウ)内海内湾魚類の摂取量

$26.0 (g/day) \times 623 / (623 + 2,029) \div 6.1 (g/day)$

(エ)内海内湾魚類 (東京湾産魚類と仮定) 由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

$[魚類全体 \cdot 漁場全体のダイオキシン類平均値] \times (ウ) \div [体重 50kg] = 1.82 (pg-TEQ/g) \times 6.1 (g/day) \div 50 (kg \cdot bw) = 0.22 (pg-TEQ/kg \cdot bw/day)$

(オ)内海内湾魚類以外の生魚介類及び魚介加工品由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

$[トータルダイオキシン類調査による魚介類由来ダイオキシン類] \times [魚介類全体における内海内湾魚介類以外の魚介類の構成比] = 0.37 (pg-TEQ/kg \cdot bw/day) \times (60.2 - 6.1) (g) / 60.2 (g) = 0.33 (pg-TEQ/kg \cdot bw/day)$

(カ)魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量

$[トータルダイオキシン類調査による食事由来ダイオキシン類] - [トータルダイオキシン類調査による魚介類由来ダイオキシン類] = 0.44 - 0.37 = 0.07 (pg-TEQ/kg \cdot bw/day)$

(キ) 食事全体からのダイオキシン類摂取量

$$\begin{aligned} & (\エ) + (\オ) + (\カ) = 0.22 + 0.33 + 0.07 \\ & = 0.62 (\text{pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day}) \end{aligned}$$

※東京湾産魚類のダイオキシン類濃度以外の数値は、「令和4年度 食事由来の化学物質摂取量推計調査」（令和5年 東京都保健医療局）から引用

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

ア PCB は全ての検体から検出された。最も高い検出値は、漁場2で採取したマアナゴの0.188 ppmだった。いずれも内海内湾魚介類に係る暫定的規制値（昭和47年厚生省）3 ppmを下回った。

イ DDT 及びその代謝物は全ての魚類から検出された。最も高い検出値は、漁場1で採取したマアナゴの0.017ppm（DDT 及び代謝物の和）だった。いずれも魚類に係る食品衛生法の残留基準値3 ppmを下回った。

また、貝類からは検出されなかった。

ウ TBT はボラを除く全ての検体から検出された。

最も高い検出値は羽田沖で採取したホンビノスガイ0.019 ppmであった。TPT はスズキとマアナゴのほとんどの検体から検出された。最も高い検出値は、漁場2で採取したスズキ及びマアナゴの0.003 ppmだった。検出値は、国際機関（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）の評価による一日摂取許容量（TBT：0.0005 mg/kg・bw /day、TPT：0.0005 mg/ kg・bw /day）等と比較して、小さな値であった。

エ アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール及び2,4-ジクロロフェノールは全ての検体で検出されなかった。

用語説明

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーPCB (Co-PCB) の総称
コプラナーPCB (Co-PCB)	PCDD 及び PCDF と類似した生理作用を示す一群の PCB 類
pg (ピコグラム)	1兆分の1グラム。 1 pg=0.001 ng=0.000001 μ g=0.000000001 mg =0.000000000001 g
TEQ (毒性等量)	毒性等価係数(ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、他のダイオキシン類の物質のそれぞれの毒性の強さを換算した係数)を用いて、ダイオキシン類の毒性を総計した値を示す単位
PCB	ポリ塩化ビフェニルの略
DDT	ジクロロジフェニルトリクロロエタンの略
TBT	トリブチルスズの略、複数の物質がある TBT 化合物の総称
TPT	トリフェニルスズの略、複数の物質がある TPT 化合物の総称
ppm (ピーピーエム)	濃度の単位で100万分の1を表す。 この調査においては μ g/g、mg/Kg と同じ意味
/kg \cdot bw/day	一日当たり体重1kg当たりの量

表 2-8-9 ダイオキシン毒性等量 (ND= LOQ/2)

(単位: pg-TEQ/g(湿重量)) WHO-2006 TEF を使用

検体 番号	魚 種	採取地点	総脂肪	1g当たりの毒性等量			脂肪1g当たりの毒性等量		
			(%)	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コブラナーPCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コブラナーPCB
1	ボラ	隅田川河口部	4.0	1.05	0.13	0.92	27	3.3	23
2			7.5	3.60	0.65	2.95	48	9.0	39
3		漁場 1	3.0	0.64	0.15	0.49	21	4.9	16
4			8.4	3.34	1.42	1.92	40	17	23
5			5.8	1.76	0.52	1.24	30	8.9	21
6		漁場 2	4.3	1.31	0.21	1.11	31	4.8	26
7			3.4	0.78	0.19	0.59	23	5.5	17
8			3.7	1.74	0.35	1.39	47	9.3	37
9	スズキ	隅田川河口部	1.7	0.78	0.16	0.62	45	9.2	36
10			2.3	0.69	0.18	0.52	31	7.8	23
11		漁場 1	1.7	0.64	0.18	0.46	37	10	27
12			1.7	0.58	0.18	0.40	34	10	23
13			1.7	0.54	0.14	0.40	31	7.9	23
14		漁場 2	1.1	0.57	0.10	0.47	53	10	44
15			1.2	0.54	0.12	0.42	45	10	36
16			0.7	0.27	0.06	0.22	41	8.8	32
17	マアナゴ	隅田川河口部	11.7	3.17	0.62	2.55	27	5.3	22
18			9.3	2.83	0.50	2.33	31	5.4	25
19		漁場 1	10.7	3.53	0.64	2.89	33	6.0	27
20			11.0	3.34	0.58	2.76	30	5.0	25
21			10.2	3.20	0.54	2.66	31	5.3	26
22		漁場 2	9.5	3.08	0.52	2.56	33	5.5	27
23			8.5	3.09	0.60	2.49	36	7.1	29
24			8.2	2.58	0.46	2.12	32	6.0	26
25	ホンビノスガイ	三枚洲	0.6	0.23	0.14	0.09	41	25	16
26			0.5	0.24	0.13	0.11	44	24	19
27			0.6	0.25	0.16	0.09	45	28	16
28		羽田沖	0.4	0.17	0.06	0.11	46	16	30
29			0.4	0.20	0.06	0.15	53	15	38
30			0.4	0.19	0.08	0.11	54	24	31

※毒性等量は、検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質が定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

表 2-8-10 ダイオキシン類毒性等量の平均値 (ND= LOQ/2)

(単位 : pg-TEQ/g(湿重量)) WHO-2006 TEF を使用

魚種	採取地点	総脂肪	1g当たりの毒性等量			脂肪1g当たりの毒性等量		
		(%)	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB
ボラ	漁場全体の平均	5.0	1.78	0.45	1.33	33	8.0	25
スズキ	漁場全体の平均	1.5	0.58	0.14	0.44	40	9.0	30
マアナゴ	漁場全体の平均	9.9	3.10	0.56	2.55	32	5.7	26
魚類全体の平均		5.5	1.82	0.38	1.44	35	7.6	27
ホンビノスガイ	漁場全体の平均	0.5	0.21	0.11	0.11	47	22	25
貝類全体の平均		0.5	0.21	0.11	0.11	47	22	25

※毒性等量は、検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質が定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

表 2-8-12 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質濃度の平均値 (ND=0)

単位：ppm (湿重量)

生物種	採取地点	水分 %	脂肪分 (%)	PCB	DDT		DDE,DDD			TBT	TPT	アルキルフェノール類						ベンゾフェノン	アジピン酸シ -2-エチルヘキ シル	ベンジカクロフェ ノール	2,4-ジクロロ フェノール
					o,p'-DDT	p,p'-DDT	o,p'-DDE	p,p'-DDE	o,p'-DDD			p,p'-DDD	4-tert-ブチルフェ ノール	4-tert-ペンチルフェ ノール	4-tert-ヘキシル フェノール	4-tert-ヘプタシル フェノール	4-tert-オクタシル フェノール				
ボラ	漁場全体の平均	73.2	5.0	0.083	—	0.001	0.000	0.005	—	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
																				—	—
スズキ	漁場全体の平均	76.4	1.5	0.050	—	—	0.001	0.004	—	0.004	—	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	
																					—
マアナゴ	漁場全体の平均	70.6	9.9	0.154	0.000	—	0.000	0.010	—	0.001	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
																					—
魚類全体の平均	魚類全体の平均	73.4	5.5	0.095	0.000	0.000	0.000	0.006	—	0.001	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
																					—
ホンビノスガイ	漁場全体の平均	86.1	0.5	0.010	—	—	—	—	—	—	0.006	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
																					—
貝類全体の平均	貝類全体の平均	86.1	0.5	0.010	—	—	—	—	—	—	0.006	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
																					—

※平均は、定量下限未満 (ND) を 0 と仮定して算出した。
 なお、全データが ND だった場合の平均は、「—」と表記した。

第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査

PCB、有機スズ等の化学物質による流通魚介類の汚染状況を把握するため、東京都では、従来より実態調査を実施しているところである。

令和4年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査期間

令和4年4月から令和5年3月まで

2 調査の概要

中央卸売市場に流通する魚介類（可食部）を検体とした。調査対象物質ごとの検体数及び定量下限は、表2-8-14のとおりである。

表2-8-14 検体数

調査対象物質	検体数	定量下限
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	140	0.001 ppm
トリブチルスズオキシド (TBTO) *	135	0.001 ppm
トリフェニルスズ (TPT)	135	0.001 ppm
ドリン類 (アルドリン、エンドリン、ディルドリン)	各 40	0.001 ppm
クロルデン類 (trans-クロルデン、cis-クロルデン、オキシクロルデン、trans-ノナクロル、cis-ノナクロル)	各 40	0.001 ppm

※トリブチルスズ化合物 (TBT) については、昭和60年4月当時の厚生省通知により、市場流通する魚介類を対象に検査の実施が求められているTBTO (トリブチルスズ化合物の一種) に換算した。

3 分析方法

(1) PCB

衛生試験法注解 (2000) 準拠法

試料に標準物質を添加し、回収率が70~120%の許容範囲にあることを確認した。

(2) TBTO 及び TPT

EPA METHOD 8323 (US EPA, 2003) 準拠法

試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50~120%の許容範囲にあることを確認した。

(3) ドリン類及びクロルデン類

健安研セ年報 56, p211, 2005 準拠法

食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン (平成22年12月厚生労働省通知) に従い、真度、併行精度及び室内精度が目標値 (真度70~120%、併行精度25%未満、室内精度30%未満) に適合していることを確認した。

4 調査機関

健康安全研究センター

一般財団法人 日本食品検査

5 調査結果

各物質の検出状況は、表2-8-15のとおりである。個別の検体に関する検査結果は、表2-8-16~表2-8-18のとおりである。

表2-8-15 令和4年度流通魚介類の実態調査結果

単位: ppm (湿重量)

物質名		検体数	検出数	検出率 (%)	最大検出値	平均*
PCB		140	98	70.0	0.304	0.010
TBTO		135	27	20.0	0.057	0.001
TPT		135	78	57.8	0.038	0.003
ドリン類	アルドリン	40	0	0	—	—
	エンドリン	40	0	0	—	—
	ディルドリン	40	0	0	—	—
クロルデン類	trans-クロルデン	40	0	0	—	—
	cis-クロルデン	40	0	0	—	—
	オキシクロルデン	40	0	0	—	—
	trans-ノナクロル	40	1	2.5	0.002	0.000
	cis-ノナクロル	40	0	0	—	—

※検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質を0として算出した。

(1) PCB

140 検体中 98 検体 (70.0 %) から PCB を検出した。最大値はマイワシの 0.304 ppm であった。いずれの検体も、厚生省による暫定的規制値 (昭和 47 年 8 月 24 日付環食第 442 号「食品中に残留する PCB の規制について」、内海内湾魚介類：3 ppm、遠洋沖合魚介類：0.5 ppm) を下回った。

(2) TBTO

135 検体中 27 検体 (20.0 %) から TBTO が検出された。最大値はスズキの 0.057 ppm であった。体重 50 kg の成人の場合、当該スズキを一日当たり 263g 喫食しないと、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) による経口暴露に対する指針値 0.0003 mg/kg・bw/day を超えない。一般的な都民の一日当たり生魚介類喫食量は 33.3 g (「令和元年東京都民の健康・栄養状況」) であることから、最大値を示した検体も、食品として低い値であると考えられる。

(3) TPT

135 検体中 78 検体 (57.8 %) から TPT が検出された。最大値はサワラの 0.038 ppm であった。体重 50 kg の成人の場合、一日当たり 658 g 喫食しないと、JMPR による一日摂取許容量 0.0005 mg/kg・bw/day を超えない。一般的な都民の一日当たり生魚介類喫食量は 33.3 g (「令和元年東京都民の健康・栄養状況」) であることから、最大値を示した検体も、食品としては低い値であると考えられる。

(4) 農薬 (ドリソ類及びクロルデン類)

40 検体を検査した。

ドリソ類は全ての検体から検出されなかった。魚介類に係る食品衛生法の基準値は、アルドリソ及びディルドリソの和として 0.01 ppm である。

クロルデン類のうち、trans-ノナクロルが 1 検体から 0.002 ppm 検出された。いずれの検体も、魚介類に係る食品衛生法の基準値 (trans-クロルデン、cis-クロルデン及びオキシクロルデンの和として 0.05 ppm) 以内となった。

6 まとめ

- (1) PCB は 140 検体中 98 検体 (70.0 %)、TBTO は 135 検体中 27 検体 (20.0 %)、TPT は 135 検体中 78 検体 (57.8 %) から検出された。
- (2) ドリソ類 (3 種類) は検出されなかった。また、クロルデン類 (5 種類) のうち、trans-ノナクロルが 40 検体中 1 検体 (2.5 %) から検出された。
- (3) PCB、TBTO、TPT、ドリソ類及びクロルデン類の検出値は、いずれも食品衛生法の基準値等の範囲内であり、食品安全上問題となるものではなかった。

用語説明

PCB	ポリ塩化ビフェニルの略
TBTO	トリブチルスズオキシドの略。TBT 化合物のうちの一つで、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法) の第一種特定化学物質に指定されている。
TPT	トリフェニルスズの略、複数の物質がある TPT 化合物の総称
ドリソ類	有機塩素系農薬
クロルデン類	有機塩素系農薬
ppm (ピーピーエム)	濃度の単位で 100 万分の 1 を表す。 この調査においては $\mu\text{g/g}$ と同じ意味

表 2-8-16 令和4年度流通魚介類のPCB検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※
アイナメ	0.002	内	キンメダイ	0.007	内	テナガエビ	ND	内	マダイ	0.003	内
アイナメ	0.002	内	キンメダイ	0.011	内	トクビレ	0.005	内	マダイ	0.006	内
アイナメ	0.003	内	キンメダイ	0.014	内	トビウオ	ND	遠	マダイ	ND	内
アオハタ	ND	内	キンメダイ	0.025	内	ナミガイ	0.001	内	マダコ	0.003	内
アカアマダイ	0.002	内	クロウシノシタ	0.002	遠	ナミガイ	0.002	内	マダラ	ND	遠
アカアマダイ	ND	内	クロガレイ	ND	内	ハマグリ	0.001	内	マトウダイ	ND	内
アカガイ	ND	内	クロムツ	0.002	内	ハマグリ	ND	内	マナガツオ	0.007	内
アカカマス	0.001	内	クロムツ	0.002	内	ハマグリ	ND	内	マハタ	0.004	内
アカカマス	0.003	内	クロムツ	0.009	内	ヒラマサ	0.013	内	マボヤ	0.001	内
アカカマス	0.008	内	コウイカ	0.004	内	ヒラメ	0.004	遠	ミズダコ	ND	内
アカカマス	0.009	内	コショウダイ	0.003	内	ブリ	0.006	内	ミルクイ	0.001	内
アカハタ	0.001	内	コノシロ	0.010	内	ブリ	0.011	内	ムツ	0.002	内
アカハタ	ND	内	サケ	0.001	遠	ホウボウ	0.002	内	ムツ	ND	内
アカムツ	0.008	内	サザエ	ND	内	ホウボウ	0.003	内	ムラサキイガイ	0.002	内
アカムツ	0.012	内	サワラ	0.005	内	ホウボウ	0.028	内	メタガレイ	0.006	遠
アコウダイ	0.004	内	サワラ	0.007	内	ホウボウ	ND	内	メダイ	0.001	内
アサリ	ND	内	サワラ	0.010	内	ホタテガイ	ND	内	メダイ	ND	内
アユ	0.002	内	サワラ	0.102	内	ホタテガイ	ND	内	モロトゲアカエビ	ND	内
イサキ	0.001	内	サワラ	0.108	内	ホッコクアカエビ	ND	内	ヤリイカ	ND	内
イサキ	0.002	内	サンマ	0.003	遠	ホンビノスガイ	0.007	内	ヤリイカ	ND	内
イシガレイ	0.002	遠	シバエビ	0.001	内	マアジ	0.001	内			
イシダイ	0.036	内	シラウオ	0.001	内	マアジ	0.002	内			
イトヨリダイ	0.001	内	シロアシエビ	ND	内	マアジ	0.006	内			
イワガキ	0.003	内	スズキ	0.006	内	マイワシ	0.003	遠			
ウスメバル	0.004	内	スズキ	0.054	内	マイワシ	0.005	遠			
ウスメバル	ND	内	スズキ	0.091	内	マイワシ	0.006	遠			
ウバガイ	ND	内	スルメイカ	ND	遠	マイワシ	0.304	遠			
ウバガイ	ND	内	ズワイガニ	ND	遠	マガキ	0.002	内			
ウバガイ	ND	内	タイセイヨウサバ	0.007	遠	マガキ	0.004	内			
エゾアワビ	ND	内	タイセイヨウサバ	0.010	遠	マコガレイ	0.022	遠			
オニアジ	0.013	内	タイラギ	ND	内	マコガレイ	ND	遠			
カツオ	0.001	遠	タイラギ	ND	内	マコガレイ	ND	遠			
カツオ	0.002	遠	タチウオ	0.006	内	マゴチ	0.003	内			
カツオ	0.002	遠	タチウオ	0.010	内	マゴチ	0.008	内			
カツオ	ND	遠	タチウオ	0.011	内	マゴチ	0.013	内			
カワハギ	ND	内	タチウオ	0.202	内	マゴチ	ND	内			
カンパチ	0.003	内	チダイ	0.002	内	マサバ	0.003	遠			
カンパチ	0.006	内	チダイ	ND	内	マサバ	0.003	遠			
キダイ	0.002	内	チダイ	ND	内	マサバ	0.010	遠			
キチジ	0.006	遠	テナガエビ	ND	内	マダイ	0.002	内			

昭和47年8月24日付環食第442号「食品中に残留するPCBの規制について」の定義に基づく。

内：内海内湾産魚介類（暫定規制値 3ppm） 遠：遠洋沖合魚介類（暫定規制値 0.5ppm）

表 2-8-17 令和4年度流通魚介類のTBTO及びTPT検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	検出値		魚種	検出値		魚種	検出値	
	TBTO	TPT		TBTO	TPT		TBTO	TPT
アイナメ	ND	0.002	サザエ	ND	ND	ヒラメ	ND	0.007
アイナメ	ND	0.001	サザエ	ND	ND	ヒラメ	ND	0.004
アイナメ	ND	0.003	サザエ	ND	ND	ブリ	ND	ND
アオリイカ	ND	0.006	サラガイ	0.002	ND	ブリ	ND	ND
アオリイカ	0.001	0.004	サワラ	ND	0.038	ブリ	ND	0.017
アオリイカ	ND	0.002	サンマ	ND	ND	ブリ	ND	0.008
アカガイ	ND	0.004	サンマ	ND	ND	ホタテガイ	ND	ND
アカガイ	ND	ND	シマアジ	0.003	ND	ホタテガイ	ND	ND
アカカマス	0.001	0.019	シマアジ	0.002	ND	ホタテガイ	0.001	ND
アサリ	0.002	ND	シマアジ	ND	0.003	ホタテガイ	0.001	ND
アサリ	ND	ND	シマアジ	ND	0.003	ホタルイカ	ND	0.011
アサリ	ND	ND	シラエビ	0.001	0.004	ホッケ	ND	0.002
アワビ	ND	0.002	シロアシエビ	ND	ND	ホッコクアカエビ	ND	0.016
イサキ	ND	0.012	シロギス	ND	0.001	ホッコクアカエビ	0.001	0.008
イシダイ	ND	0.001	シログチ	0.003	0.008	ホンビノスガイ	0.002	ND
イワガキ	0.001	ND	スズキ	0.002	0.001	マアジ	ND	0.003
イワガキ	ND	ND	スズキ	0.057	ND	マアジ	ND	0.003
ウシエビ	ND	ND	スズキ	ND	0.005	マアナゴ	ND	0.003
ウシエビ	ND	ND	スルメイカ	ND	0.006	マイワシ	ND	0.002
ウスメバル	ND	0.005	スルメイカ	ND	0.006	マイワシ	ND	0.002
ウチムラサキ	0.004	ND	タイセイヨウサケ	ND	ND	マイワシ	ND	0.003
ウバガイ	ND	ND	タイセイヨウサケ	ND	ND	マガキ	ND	ND
ウバガイ	ND	ND	タイセイヨウサケ	ND	ND	マガレイ	ND	0.001
ウバガイ	ND	ND	タチウオ	0.009	0.006	マガレイ	ND	0.002
ウマヅラハギ	ND	0.002	タチウオ	ND	0.004	マコガレイ	ND	0.001
エゾアワビ	ND	0.002	チダイ	ND	0.005	マゴチ	ND	0.003
エゾイシカゲガイ	ND	ND	ツブガイ	ND	ND	マサバ	ND	0.003
エビ(ニューカレドニア産)	ND	ND	ツブガイ	ND	ND	マサバ	0.004	0.004
カツオ	ND	0.003	ツブガイ	ND	ND	マサバ	ND	0.007
カツオ	ND	0.002	トビウオ	ND	0.004	マサバ	ND	0.005
カツオ	ND	0.011	トビウオ	ND	0.002	マダイ	ND	0.011
カワハギ	ND	0.001	トリガイ	ND	ND	マダイ	ND	ND
カワハギ	ND	0.002	トリガイ	0.001	ND	マダイ	0.003	ND
カンパチ	ND	0.014	トリガイ	ND	ND	マダイ	0.001	ND
カンパチ	ND	0.008	ナミガイ	ND	ND	マダコ	ND	ND
カンパチ	0.002	0.007	ナミガイ	ND	ND	マダコ	ND	ND
キビナゴ	0.001	0.002	ニシン	ND	0.004	マハタ	0.005	ND
ギンザケ	ND	ND	バイ	ND	0.002	マハタ	0.003	0.002
クロガレイ	ND	0.001	バイ	ND	0.026	マボヤ	ND	ND
クロダイ	ND	0.001	ババガレイ	ND	ND	マボヤ	ND	ND
ケンサキイカ	ND	0.004	ハマグリ	ND	ND	ムラサキイガイ	ND	ND
ゴマサバ	0.014	0.009	ハマグリ	ND	0.006	ムラサキイガイ	ND	ND
ゴマサバ	ND	0.006	ヒラメ	ND	0.016	モロトゲアカエビ	ND	0.011
ゴマサバ	0.002	0.004	ヒラメ	ND	0.007	ヤリイカ	ND	0.005
サケ	ND	ND	ヒラメ	ND	0.008	ヤリイカ	ND	0.001

表 2-8-18 令和4年度流通魚介類のドリン類及びクロルデン類検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	ドリン類			クロルデン類				
	アルドリン	エンドリン	ディルドリン	トクロルデン	c-クロルデン	オキシクロルデン	トノナクロル	c-ノナクロル
アイナメ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アオハタ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカアマダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカカマス	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカハタ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アコウダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アサリ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イシダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イトヨリダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ウバガイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
キダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
キンメダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロウシノシタ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロムツ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND
サワラ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
シバエビ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スズキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
タイラギ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
タチウオ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
チダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
トクビレ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
トビウオ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ハマグリ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ヒラマサ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ホウボウ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ホタテガイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ホッコクアカエビ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マイワシ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マコガレイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マゴチ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マサバ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マダコ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マダラ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マトウダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マナガツオ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ミズダコ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ムツ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
メダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ヤリイカ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

第6 汚染米調査

カドミウム及び残留農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・精米工場）で米穀を採取し、カドミウム及び残留農薬等の含有量調査を実施している。

食品衛生法により、米に含有されるカドミウム及びその化合物は、玄米及び精米中にカドミウムとして0.4 ppmを超えて含有するものであってはならないと定められている。0.4 ppmを超えてカドミウムを検出した場合、都内の当該在庫米の流通停止、及び市場からの排除を行うとともに、農林水産省関東農政局東京都拠点を通じ、生産道府県に対して出荷停止、在庫米の調査、原因の究明等を要請する。

1 検査対象品目

都内に搬入される米穀

2 実施対象施設

都内に米穀倉庫を有する事業者

3 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター

4 検査結果（表2-8-19）

140品目をカドミウム検査に供したところ、基準を超えて検出するものはなかった。

また、そのうち20品目を残留農薬検査に供したところ、8品目から残留農薬を検出したが、基準は超過しなかった。検査対象農薬は表2-8-20のとおり。

表2-8-19 検査結果

	カドミウム	残留農薬
検査品目数	140	20
検出品目数	120	8
基準超過品目数	0	0
最小値 - 最大値 (ppm)	ND - 0.15	ND - 0.05

ND:検出下限 (0.01 ppm) 未満

表2-8-20 検査対象農薬

分類	用途	農薬
有機リン系農薬 (10種類)	殺虫剤 (10種類)	EPN、キナルホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、ピリミホスメチル、プロフェノホス、マラチオン、メチダチオン
カーバメート系農薬 (8種類)	殺虫剤 (7種類)	イソプロカルブ、カルバリル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキスル、メチオカルブ
	殺菌剤 (1種類)	ジエトフェンカルブ
含窒素系農薬 (31種類)	殺虫剤 (11種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、エチプロール、クロチアニジン、クロラントラニリプロール、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、ブプロフェジン
	殺菌剤 (18種類)	アズキシストロビン、イソプロチオラン、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、トリシクラゾール、ピラクロストロビン、フェンブコナゾール、フルシラゾール、フルトラニル、プロビコナゾール、ミクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メプロニル
	除草剤 (2種類)	シマジン、プロメトリン
その他 (1種類)		臭素

第9節 食品表示法（品質事項・保健事項）及び健康増進法に基づく食品表示対策

東京都では、平成15年4月に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（現・「日本農林規格等に関する法律」、以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局（現・生活文化スポーツ局）から健康局（現・保健医療局）に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれた。

平成27年4月に、JAS法と健康増進法の食品表示に係る事項は食品表示法に統合され、JAS法由来の事項は品質事項、健康増進法由来の事項は保健事項と定義された。

東京都では、食品衛生法関係各部署等との連携の下、事業者に対する食品表示法（品質事項・保健事項）に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

平成20年1月に輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生し、調理冷凍食品の原産地を知りたいとの声が大きくなったことから、平成20年8月25日に東京都では調理冷凍食品の表示に原料原産地表示を義務付けることを告示した。

第1 食品表示法（品質事項）等に基づく表示の適正化

自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資するため、食品表示法（品質事項）に基づく食品表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、原産地、食品関連事業者等の表示が義務付けられている。

さらに、調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜及びカットフルーツの4品目については、食品表示法に基づく基準等に定めがない事項を食品ごとに制定し、事業者の表示を義務付けている。

これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や調査を行っている。

1 指導・相談（表2-9-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。さらに平成24年度から、健康安全研究センターに食品表示監視班を2班設置し、専門性の高い調査を実施している。

表2-9-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	4,860件
指示・文書指導	0件

2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るための調査として、消費生活調査員制度（生活文化スポーツ局所管）に基づき委嘱された都民200人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、令和4年度は1,533店舗を調査し、14件の指導を行った。

3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-9-2）。

また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表2-9-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	9回
消費生活調査員研修会	1回

4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。（表2-9-3）

また、平成19年度より、講習会受講者に対して受講後のフォローアップを行う講習会を開催している。（表2-9-4）

(1) 食品の適正表示推進者育成講習会

ア 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

イ 講習会の内容

- (ア) 食品表示に関する主な法令（食品表示法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法）の解説
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ウ) その他（質疑応答等）

表2-9-3

開催年月日	開催方法	登録者数*
4年11月16日～30日	オンライン形式	220人

※ 登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

(2) 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会

ア 講習会対象者

食品の適正表示推進者育成講習会の受講者

イ 講習会の内容

- (ア) アサヒ飲料株式会社の適正表示実施に向けた取組み等について／アサヒ飲料株式会社 品質保証部
- (イ) 食品添加物の不使用表示に関するガイドラインについて／消費者庁 食品表示企画課

表2-9-4

開催年月日	開催方法	受講者数
5年2月6日～13日	オンライン形式	384人

第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示は食品表示法等に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分けることが困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、食品表示法（品質事項）に基づいた表示の適正化を図っている。

(1) 分析対象品目

産地、品種、産年が単一の袋詰玄米及び精米

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート、米穀店）

(3) 実施及び分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑定として品種を判定した。

(5) 判定結果に基づいた事業者指導 (表 2-9-5)

表示されていた品種と中身が不一致であった袋詰精米は4件であった。この4件については、関係部署に対して情報提供を行った。

表 2-9-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	200件	196件	4件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物(生鮮食品)については、食品表示法(品質事項)に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA鑑定を行う。

(1) 分析対象品目

黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1枚肉又はブロック肉のもの

(2) 商品の購入先

都内小売店(スーパーマーケット、デパート等)及びインターネット販売からの購入

(3) 分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。

(5) 判定結果 (表 2-9-6)

「黒毛和種である可能性は極めて低い」という判定結果となったものはなかった。

表 2-9-6

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	50件	50件	0件

第3 遺伝子組換え食品の表示検証

食品表示法(品質事項)に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

1 分析対象品目

大豆加工品 40 検体、とうもろこし加工品 40 検体

2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

3 分析機関

健康安全研究センター

4 分析方法

「食品表示基準について 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に準拠し、定性分析を行った。

5 検査結果 (表 2-9-7、表 2-9-8)

(1) 分析対象の 80 検体のうち、とうもろこし加工品 2 検体、大豆加工品 10 検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した。

(2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した 12 検体について、分別生産流通管理(IPハンドリング)※の実施状況を確認したところ、4 検体について適切に実施されており、表示違反となる食品はなかった。なお、8 検体については、指導権限を有する関係機関に情報提供を行った。

※ 分別生産流通管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理すること(その旨が書類により証明されたものに限る。)をいう。

* 遺伝子組換え原料の混入率が5%以下の場合、I P
ハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混
入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入

として、食品表示法上は「遺伝子組換え」に関する表
示をしなくてもよいとされている。

表 2-9-7

(令和4年度)

対象品目		検体数	検査結果		
			検出 せず	検出 ^{※1}	検査不能 ^{※2}
とうも ろこし 加工品	スナック菓子	2	1	1	-
	スイートコーン	24	24	-	-
	コーンスープ	14	13	1	-
合計		40	38	2	0

※1 「食品表示基準について 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に基づき
定性分析のみ実施

※2 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能だった検体

表 2-9-8

(令和4年度)

対象品目		検体数	検査結果		
			検出 せず	検出 ^{※1}	検査不能 ^{※2}
大豆 加工品	豆腐	13	11	2	-
	豆乳類	2	-	2	-
	大豆水煮	2	2	-	-
	きな粉	14	14	-	-
	凍豆腐	4	-	4	-
	その他の大豆加工品	5	3	2	-
合計		40	30	10	0

※1 「食品表示基準について 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に基づき
定性分析のみ実施

※2 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能だった検体

第4 健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく表示の適正化

国民の健康の保持及び増進に資するため、食品表示法（保健事項）に基づく食品表示基準、健康増進法に基づく特別用途食品制度及び誇大表示の禁止の規定がある。

食品表示基準では、一般の消費者に販売される加工食品等について、栄養成分表示が義務付けられている（一部省略規定あり）。また、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準に従い、その栄養成分の機能を表示している「栄養機能食品」、食品の安全性と機能性に関する科学的根拠を、販売前に消費者庁長官に届け出ることにより、事業者の責任において表示することができる「機能性表示食品」についても規定されている。

特別用途食品制度は、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を消費者庁長官が許可する制度であり、健康増進法に定められている。特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も、特別用途食品に含まれる。なお、食品表示基準においては、栄養機能食品、機能性表示食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、広告等の表示について、健康の保持増進効果等について著しく事実と相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をすることが禁止されている。

これらの制度の普及啓発、相談指導、監視指導等により、表示の適正化を図っている（下記の実績は全て食品監視課及び都保健所における実施件数であり、区部、八王子市及び町田市は含まない。）。

1 普及啓発・相談指導等

特別用途食品、栄養成分表示及び健康の保持増進効果に関する誇大表示の禁止に関して、パンフレット「栄養成分表示ハンドブック」等を作成するとともに、講習会開催により普及啓発を行っている。

また、表示適正化のために事業者からの表示方法等に関する相談指導を行っている。

令和4年度の講習会の参加人数は3,860人、相談件数は645件であった。

2 監視指導

保健所では、販売施設等において、健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づき食品の容器包装等の表示及び広告の監視指導を行っている。

令和4年度の立入指導施設数は112軒、不適正表示指導件数は128件であった。

3 収去検査

表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品を収去し、栄養成分及び表示内容について検査を行い、不適正な食品については指導等の対応を行っている。

(1) 対象品目

特別用途食品（特定保健用食品を含む。）及び栄養表示食品（栄養機能食品及び機能性表示食品を含む。）

(2) 収去実施場所

多摩地域における(1)の販売施設等

(3) 検査項目

ア 表示内容検査
イ 栄養成分検査

(4) 検査実施機関

ア 表示内容検査 都保健所
イ 栄養成分検査 健康安全研究センター

(5) 実施結果

実施結果は表2-9-9のとおりであった。34品目について検査を行ったところ、不適正な表示（要調査及び不適正疑いを含む。）が認められたのは、栄養成分検査で3品目であった。

表2-9-9 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（令和4年度）

区 分	収去件数	適 正	不 適 正 [※]		
			合 計	表示内容	栄養成分 分析結果
特別用途食品	2	2	0	-	-
栄養表示食品	32	29	3	-	3

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。

第10節 食品衛生自主管理認証制度

第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係業者等の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

認証を受けようとする食品関係業者等は、施設の状況に応じた衛生管理の方法（管理内容、実施頻度及び記録方法）を自ら定め、それを基本に東京都の定めた認証基準を満たした衛生管理マニュアルを作成し、その衛生管理マニュアルを添えて、東京都が指定した指定審査事業者に申請する。

申請を受けた指定審査事業者は、衛生管理マニュアルに記載された衛生管理の方法が認証基準に合致しているかどうか及びその衛生管理マニュアルに従った衛生管理が実行されているかどうかを審査し、合格した施設を認証する。

認証施設は、東京都のホームページ等により広く都民へ公表される。また、認証施設に交付される認証マークにより、都民等に認証施設であることをPRできる。

なお、HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、令和3年5月末で新規認証及び更新手続を終了した。

第2 令和4年度の主な取組

(1) 認証施設の公表（表2-10）

食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で認証施設を公表しており、令和4年度末の公表施設は978となった。

表2-10 (令和4年度末)

認証区分	認証施設数
給食	120
調理	669
製造	120
加工	24
販売	33
冰雪販売	1
魚介類せり売	11
合 計	978

(2) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保するため、「指定審査事業者監査実施要領」に基づき適切な指導等を実施した。

第11節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度、法に基づく自主回収届出制度

第1 食品安全条例に基づく自主回収報告制度の概要

東京都食品安全条例では、①事業者責任を基礎とする安全確保、②最新の科学的知見に基づく安全確保、③都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から実施してきた。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

東京都内に事業拠点を有する食品関係事業者（特定事業者）が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれ自ら気づき、自主回収に着手した場合、定められた様式により東京都知事への報告を義務付けるものである。

また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

令和3年6月、法に基づく自主回収届出制度が施行されたことに伴い、これまで運用してきた食品安全条例に基づく自主回収報告制度を廃止し、国の制度に一本化した。

第2 法に基づく自主回収届出制度の概要

平成30年に食品衛生法及び食品表示法が改正され、令和3年6月1日から食品等に関わる事業者が食品等の自主回収（リコール）を行った場合、食品衛生法及び食品表示法に基づき、自主回収情報を行政に届け出ることが義務化され、届け出られた情報を国のシステム（食品衛生申請等システム）で確認することが可能となった。

本制度は、届け出られた情報を消費者にシステムにより一元的かつ速やかに提供することで、対象食品の喫食を防止し、健康危害を未然に防ぐとともに、行政機関によるデータ分析・改善指導を通じ、食品衛生法、食品表示法違反の防止を図るものである。

第3 法に基づく自主回収届出の国への報告

令和4年4月から令和5年3月の間に事業者から計73件の届出（内訳：食品衛生法に基づく届出8件、食品表示法に基づく届出65件）を受けた。これらの届出については、健康危害の発生の可能性に係るクラス分類を行い、国へ報告した（表2-11-1、表2-11-2）。

表2-11-1 食品衛生法に基づく自主回収届出の内訳^{※1}

（令和4年4月～令和5年3月）

食品分類	件数	回収理由					
		違反品と別ロット品	農薬	異物混入	指定外添加物	成分規格不適	その他
合計	8	0	4	0	0	0	4
農産食品	3	-	3	-	-	-	-
畜産食品	1	-	-	-	-	-	1
水産食品	0	-	-	-	-	-	-
飲料・水	0	-	-	-	-	-	-
添加物	0	-	-	-	-	-	-
器具・容器包装	1	-	-	-	-	-	1
その他 ^{※2}	3	-	1	-	-	-	2

※1 八王子市、町田市を除く多摩地区、島しょ地区及び市場衛生検査所で届出のあったもの

※2 弁当、調味料など

表2-11-2 食品表示法に基づく自主回収届出の内訳^{※1}

（令和4年4月～令和5年3月）

食品分類	件数	回収理由 ^{※2}				
		名称	アレルギー表示	レーフェニルアミン	期限表示	その他
合計	65	26	44	0	18	6
農産食品	15	3	9	-	8	1
畜産食品	4	-	-	-	4	-
水産食品	8	1	2	-	4	2
飲料・水	0	-	-	-	-	-
添加物	0	-	-	-	-	-
その他 ^{※3}	38	22	33	-	2	3

※1 八王子市、町田市を除く多摩地区及び島しょ地区で届出のあったもの

※2 1つの届出に複数の回収理由が存在する場合がありますため、回収理由の合計は件数と一致しない。

※3 弁当、調味料など

第12節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

東京都では、食品関係業者のほか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル、動画等の衛生教材等を製作、配布、掲示及び配信することにより普及啓発効果の向上を図っている。

また、食の安全に対する信頼を確保するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要である。この考えに基づき、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」を開催している。

第1 食の安全に関する相談

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、

市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-1 (令和4年度)

内容	相談件数		合計
	電話	窓口	
営業許可	15,601	15,374	30,975
表示	2,323	1,043	3,366
規格・基準	1,135	657	1,792
食中毒	4,250	819	5,069
残留農薬	215	136	351
輸入食品	367	120	487
添加物	347	163	510
新規開発食品	34	23	57
食用の可・不可に関する疑義	856	439	1,295
マスコミ報道に関する事項	664	309	973
その他 ^注	20,533	7,423	27,956
合計	46,325	26,506	72,831

注「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者
 - ・調理師免許・製菓衛生師免許
 - ・HACCPに関する問合せ
 - ・新型コロナウイルス対応について
- 等

第2 衛生展、街頭相談等の開催

実施主体^注：都保健所

表 2-12-2 (令和4年度)

名称	開催回数	参加人数
市民まつり・産業まつり等	0	0
食品衛生街頭相談等	10	224
合計	10	224

注 新型コロナウイルス感染症流行の影響により、中止となった事業もあった。

第3 情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行

実施主体：食品監視課、都保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-3

(令和4年度)

名 称	発行回数	発行部数
パンフレット等 計	16	69,350
リーフレット「行事において簡易な施設で食品を提供する皆さんへ～臨時出店について～」	1	1,100
リーフレット「新たに食品に関する営業を始められる皆さんへ-食品関係営業許可申請の手引-」	2	2,900
リーフレット「新たに食品に関する営業を始められる皆さんへ-食品関係営業届出の手引-」	1	600
リーフレット「新たに食品に関する営業を始められる皆さんへ-自動車関係営業許可申請等の手引-」	2	1,250
飲食店向け食品衛生管理多言語ガイドブック	1	5,000
パンフレット「大切です！食品表示 食品表示法 食品表示基準手引編」	1	4,000
パンフレット「栄養成分表示ハンドブック」	1	3,000
リーフレット「バイオテクノロジー応用食品のマーク表示改正」	1	24,000
ポップ「バイオテクノロジー応用食品のマーク表示改正」	1	500
カード「バイオテクノロジー応用食品のマーク表示改正」	1	1,000
「食肉の生食等による食中毒予防」消費者向け（リーフレット）	1	5,000
「食肉の生食等による食中毒予防」事業者向け（リーフレット）	1	10,000
ヒスタミン食中毒の予防について（リーフレット）	1	6,000
健康食品ウソ？ホント？	1	5,000
情報誌等（都保健所）	35	84,769
情報誌等（健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所）	10	16,000
合計	61	170,119

第4 食品衛生講習会

1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

表 2-12-4

(令和4年度)

		都保健所		都その他 ^{注4}		都合計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
消費者	合計	5	286	18	123	23	409	
営業者	合計	233	9,102	168	4,951	401	14,503	
	実務講習会 A ^{注1}	許可更新	9	95	-	-	9	95
		業種・業態別	7	1,508	5	180	12	1,688
		集団給食	10	659	-	-	10	659
		責任者	14	1,464	-	-	14	1,464
		その他	13	643	-	-	13	643
	実務講習会 B ^{注2}	許可更新	49	621	-	-	49	621
		業種・業態別	13	254	24	878	37	1,132
		集団給食	30	1,353	-	-	30	1,353
		責任者	38	683	4	666	42	1,349
		その他	30	487	62	1,522	92	2,009
	その他 ^{注3}	20	1,335	73	1,705	93	3,040	
注1 2時間講習 食品衛生責任者対象								
注2 1時間講習 食品衛生責任者対象								
注3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等								
注4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所								

2 その他の講習会等

(1) 輸入食品関係事業者衛生講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を年1回開催し、営業者の自主管理について一層の推進を図っている。

令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン形式により講習会を開催した。

配信期間 令和5年1月19日から2月3日まで

受講者数 511名

内容 ・遺伝子組換え食品の新たな任意表示制度と東京都消費生活条例に基づく食品の品質表示（概要）について
 ・輸入食品の栄養成分表示について
 ・検疫所における輸入食品等監視指導業務について

(2) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、動画配信により実施した。

配信期間 令和4年12月6日から令和5年1月27日まで

形式 動画配信

聴講者数 496名

内容 ・法令解説
 ・外部講師による講演

第5 食の安全都民フォーラム

1 食の安全都民フォーラム（シンポジウム型）

食の安全に関する様々な問題について、都民、事業者、行政等が正しい情報を共有し、理解を深めることにより、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し、シンポジウム形式で意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を開催している。

令和4年度は、「今こそ！HACCP」をテーマとし、動画配信により実施した（視聴回数1,815回）。

2 食の安全調査隊

参加者の主体的な取組を通じたリスクコミュニケーションの充実に向け、平成19年度から、公募した都民による「食の安全調査隊」を組織し、施設見学やメンバー間のディスカッション等のグループ活動を実施している。

令和4年度は、小学生を対象とした「食の安全子ども調査隊」として、食中毒予防に関する学習資材を用いた自宅学習形式で実施した（小学生150名が参加）。

3 食の安全都民講座

食品安全に係るリスクコミュニケーションの一層の充実に向け、平成27年度から、少人数での講義やグループワーク等を行う「食の安全都民講座」を開催している。

表 2-12-5 令和4年度 食の安全都民講座開催状況

	開催日	テーマ	形式	人数・視聴回数
第1回	7月15日から 9月30日まで	知って備える。食にまつわる防災	講義動画をウェブ配信	2,216回
第2回	12月20日から 2月14日まで	学校教育関係者を対象とした食品安全に関する研修会	講義動画をウェブ配信	1,355回
第3回	10月13日から 1月16日まで	表示で読み解く健康食品	講義動画をウェブ配信	2,086回
第4回	3月14日	これ食べられる？有毒植物の見分け方講座	集合形式	23名

第6 その他の都民向けセミナー

健康安全研究センターでは、毎年夏休みに小学生を対象とした「夏休み子供セミナー」を開催し、健康と安全に関する体験学習の場を提供している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学習資材を用いた自宅学習形式で実施した（小学生100名が参加）。

第7 インターネットによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、食品監視課、健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）、保健所等において、食品安全情報サイト「食品衛生の窓」をはじめとするインターネットでの情報提供を行っている。

1 食品監視課のホームページ

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。

令和5年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全条例、食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、調査・統計データ（食中毒発生状況、食品の違反及び苦情、都

内流通食品の放射性物質検査結果等)、食品衛生自主管理認証制度、食品の自主回収情報等である。

2 健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）のホームページ

健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。主な掲載内容は、食品安全情報評価委員会、食の安全都民フォーラム、たべもの安全情報館、食品安全FAQ、磨け！選択眼、健康食品ナビ及び印刷物関係等である。令和4年度は、健康食品の試買調査結果、食品安全情報評価委員会での評価検討された安全情報等及び最新の食品衛生情報を随時ホームページに掲載した。

3 保健所等のホームページ

令和4年度は6保健所、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っている。

4 メールマガジン

平成16年度から月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページの到着情報等を紹介している。令和5年3月末の読者数は5,786名であった。

第13節 その他の事業

第1 シアン化合物含有豆類の取扱状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号で「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知で既存の

通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日で廃止し、新たに実施要領を定め、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が令和4年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-13-1のとおりである。

表2-13-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(令和4年度)

		合計		ベビーライマ豆		バター豆		ラージライマ豆		
		袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	
令和3年度総計		19,739	593.7	4,719	141.7	15,020	452.0	-	-	
令和4年度総計		20,985	618.8	746	22.4	20,239	696.4	-	-	
内 訳	令和4年	4月	2,202	66.1	92	2.8	2,110	63.3	-	-
		5月	1,240	37.2	170	5.1	1,070	32.1	-	-
		6月	1,870	56.1	-	-	1,870	56.1	-	-
		7月	1,646	49.4	60	1.8	1,586	47.6	-	-
		8月	1,927	57.8	120	3.6	1,807	54.2	-	-
		9月	1,930	57.9	-	-	1,930	57.9	-	-
		10月	2,308	69.2	128	3.8	2,180	65.4	-	-
		11月	1,898	56.9	80	2.4	1,818	54.5	-	-
		12月	1,852	44.8	20	0.6	1,832	44.2	-	-
	令和5年	1月	1,139	34.2	41	1.2	1,098	32.9	-	-
		2月	1,293	38.8	5	0.2	1,288	38.6	-	-
		3月	1,680	50.4	30	0.9	1,650	49.5	-	-

注 重量(t)は小数点100分の1で四捨五入

第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理の徹底について依頼のあった件数等について、表 2-13-2 及び表 2-13-3 に取りまとめた。

1 旅館及び宿泊所

表 2-13-2 月別の利用学校数及び利用人数 (令和4年度)

		令和4年										令和5年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中学校	学校数	-	1	4	2	-	1	1	5	-	-	-	2		
	利用人数	-	183	694	36	-	7	81	406	-	-	-	257		
高等学校	学校数	-	-	-	2	2	-	-	-	9	-	-	2		
	利用人数	-	-	-	369	46	-	-	-	1,814	-	-	20		
養護学校等	学校数	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-		
	利用人数	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-		
合計	学校数	-	1	4	4	2	2	1	5	9	-	-	4		
	利用人数	-	183	694	405	46	15	81	406	1,814	-	-	277		

2 食事提供施設及び弁当調製所

表 2-13-3 月別の利用学校数及び利用人数 (令和4年度)

		令和4年										令和5年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	-	-	3	-	-	-	2	1	1	-	-	-		
	利用人数	-	-	60	-	-	-	102	46	114	-	-	-		
中学校	学校数	4	12	22	2	-	13	1	-	-	-	-	-		
	利用人数	352	1,828	3,699	213	-	1,006	84	-	-	-	-	-		
高等学校	学校数	-	-	1	-	-	1	7	1	6	2	1	1		
	利用人数	-	-	290	-	-	219	1,165	260	1,105	435	157	81		
養護学校等	学校数	-	1	-	1	-	2	2	-	-	-	-	-		
	利用人数	-	10	-	14	-	68	103	-	-	-	-	-		
合計	学校数	4	13	26	3	-	16	12	2	7	2	1	1		
	利用人数	352	1,838	4,049	227	-	1,293	1,454	306	1,219	435	157	81		

第 3 章 保健所における監視指導事業

概 略	137
第 1 節 食品衛生監視指導計画に基づき実施した事業	137
第 1 都保健所で実施した監視指導事業の概要	137
第 2 令和 4 年度食品衛生監視事業（4 月分及び 5 月分）の実施結果について	140
第 3 令和 4 年度食品衛生夏期対策事業の実施結果について	151
第 4 令和 4 年度食品衛生監視事業（9 月分から 11 月分まで）の実施結果について	167
第 5 令和 4 年度食品衛生歳末一斉監視事業の実施結果について	179
第 6 令和 4 年度食品衛生監視事業（1 月分から 3 月分まで）の実施結果について	195
第 7 食品関係保健所計画事業	207
第 2 節 その他の事業	214
第 1 現場簡易検査	214
第 2 夜間営業等監視事業	214
第 3 臨時営業等監視事業	214